

知的財産専門実務特論

大阪工業大学大学院 知的財産研究科

教授 大塚 理彦

講義：令和8年4月14日～令和8年7月28日

第一版：平成30年7月24日

第二版：令和元年7月30日

第三版：令和2年7月21日

第四版：令和3年7月23日

第五版：令和4年7月26日

第六版：令和5年7月25日

第七版：令和6年7月23日

第八版：令和7年7月22日

第九版：令和8年7月28日

はしがき

知的財産研究科一年次における「知的財産専門実務特論」の特許実務(第1回から第5回、第12回から第15回)に関する講義を念頭において作成した。なお、第1章の記載は辛島睦=成毛文之=阿部一正『図解でわかる部門の仕事新版法務・知的財産部』(日本能率協会マネジメントセンター・2006年)に基づく。

平成30年7月24日
大阪工業大学大学院 知的財産研究科
教授 大塚 理彦

第二版はしがき

説明の記載を充実させるとともに参考書を追加した。また、付録に特許出願書類を掲載した。

令和元年7月30日
大阪工業大学大学院 知的財産研究科
教授 大塚 理彦

第三版はしがき

説明の記載を充実させるとともに参考書を追加した。また、意匠法の改正に対応した。さらに、「4-2-3. **意匠と商標**」を追加する一方、「12-1. **デザインと観察**」「12-2. **デザイン思考と企業活動**」を削除した。

令和2年7月21日
大阪工業大学大学院 知的財産研究科
教授 大塚 理彦

第四版はしがき

説明の記載を充実させた。また、特許庁ホームページ及び独立行政法人工業所有権情報・研修館ホームページに掲載のものを利用することとし、特許出願書類に係る付録A、Bを削除した。

令和3年7月23日
大阪工業大学大学院 知的財産研究科
教授 大塚 理彦

第五版はしがき

説明の記載を充実させた。また、第 13 回と第 14 回の課題を入れ替えた。

令和 4 年 7 月 26 日
大阪工業大学大学院 知的財産研究科
教授 大塚 理彦

第六版はしがき

説明の記載を充実させた。

令和 5 年 7 月 25 日
大阪工業大学大学院 知的財産研究科
教授 大塚 理彦

第七版はしがき

説明の記載を充実させた。また、MOBIO-cafe「知財の基礎知識と柔軟な知財活用について「そのアイデアは、特許じゃなくて商標・意匠で守れるかもしれませんよ。」」(2023 年 5 月 19 日)の配布資料から多くの事例を取り込んだ。

令和 6 年 7 月 23 日
大阪工業大学大学院 知的財産研究科
教授 大塚 理彦

第八版はしがき

説明の記載を充実させた。

令和 7 年 7 月 22 日
大阪工業大学大学院 知的財産研究科
教授 大塚 理彦

第九版はしがき

説明の記載を充実させた。また、「5. **特許権の効力**」に間接侵害を追加するとともに、付録として課題（第1回～第4回）の解答例を追加した。

令和8年7月28日
大阪工業大学大学院 知的財産研究科
教授 大塚 理彦

目次

はしがき	i
第二版はしがき	i
第三版はしがき	i
第四版はしがき	i
第五版はしがき	ii
第六版はしがき	ii
第七版はしがき	ii
第八版はしがき	ii
第九版はしがき	iii
目次	iv
自己紹介	1
1. 知的財産部	3
1-1. 知的財産部の機能	3
1-1-1. 知的財産部の社外関連図と社内関連図	3
1-1-2. 知的創造サイクルと知的財産部の役割	4
1-1-3. 知的財産部の類型と知的財産部員に必要なスキル、マインド	5
1-2. 知的財産部の仕事	6
1-2-1. 知的財産戦略の策定と知的財産とは?	6
1-2-2. 先行技術・特許の調査と出願可否の検討	7
1-2-3. 知的財産の活用と共同研究	8
1-2-4. 技術情報管理と従業員教育	9
1-3. 課題	11
1-3-1. 課題	11
1-3-2. 事例	12
2. 特許出願	16
2-1. 全体像	16
2-1-1. 特許出願から特許取得までの流れ	16
2-1-2. 特許出願に必要な書類	17
2-1-3. 特許公報	18
2-2. 明細書と特許請求の範囲	20
2-2-1. 明細書等の構成	20
2-2-2. 明細書の記載要件	22
2-2-3. 発明の種類	23
2-2-4. 特許請求の範囲の記載要件	24
2-2-5. 特許請求の範囲と発明の詳細な説明	25
2-3. 課題	26
2-3-1. 課題	26
2-3-2. 事例	27
3. 中間処理(1)	30
3-1. 全体像	30
3-1-1. 現状	30
3-1-2. 実体審査	33

3-2.	進歩性	36
3-2-1.	概論	36
3-2-2.	補正	39
3-3.	課題	42
4.	中間処理(2)	45
4-1.	手続例	45
4-1-1.	出願	45
4-1-2.	審査	48
4-1-3.	私見	56
4-2.	特許と意匠・商標	59
4-2-1.	特許と意匠	59
4-2-2.	特許と商標	74
4-2-3.	意匠と商標	80
4-2-4.	ビジネス関連発明	81
4-2-5.	商品開発と知的財産	86
4-3.	課題	95
5.	特許権の効力	96
5-1.	概論	96
5-2.	裁判例	100
5-2-1.	キヤノンインクカートリッジ事件	100
5-2-2.	仮想事例	103
5-2-3.	餅事件	104
5-2-4.	外科手術の光学的表示方法事件	107
5-2-5.	間接侵害	110
5-3.	課題	113
5-3-1.	課題	113
5-3-2.	発明提案書	115
5-3-3.	なぜなぜ分析	117
5-3-4.	事例	121
12.	発明提案	135
12-1.	課題	135
13.	明細書・図面・要約書	137
13-1.	課題	137
13-1-1.	課題	137
13-1-2.	様式	138
13-1-3.	作成例	143
14.	特許請求の範囲	151
14-1.	課題	151
15.	完成	153
付録 A :	課題解答例(第 1 回～第 4 回)	154
A-1.	課題(第 1 回)	155
1.	選択した特許の概要	155
2.	審査記録	156
3.	選択理由	156
A-2.	課題(第 2 回)	157
1.	クレームチャート	157
2.	クレームツリー	157

A-3. 課題(第3回).....	158
A-4. 課題(第4回).....	160
1. 反論要旨	160
2. クレームチャート(補正後)	161

自己紹介

表 1 自己紹介

年	事項
1987 年	神戸大学大学院工学研究科博士前期課程修了(工学修士)
	松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社
	情報機器の研究開発業務
1996 年	映像信号処理 LSI の研究開発業務
2003 年	研究開発部門における知財戦略業務
	他社特許出願状況の調査分析・リスク回避
	自社特許出願戦略の策定
2005 年	デジタルカメラの知的財産業務
	事業拡大に伴う知財力不足
	特許権利化・ライセンスを中心に意匠・商標まで広く担当
2008 年	1 級知的財産管理技能士(特許専門業務)
2009 年	神戸大学大学院法学研究科博士前期課程修了(法学修士)
2010 年	IT 関連研究所の知的財産業務
	特許権利化を中心に
	共同研究開発契約・秘密保持義務契約・著作権関連契約等を担当
2012 年	神戸大学大学院法学研究科博士後期課程修了(博士(法学))
2014 年	パナソニック株式会社退職
	大阪工業大学大学院知的財産研究科教授

パナソニック株式会社在職中に研究開発業務から知的財産業務¹に変わりました。
2014 年より大阪工業大学大学院に着任しました。

研究室 : 1 号館 9 階
メールアドレス : michihiko.otsuka@oit.ac.jp
趣味 : 筋トレ、自転車
: 読書 (なんでも)
: 映画、ドラマ、アニメ、特撮、よしもと
: ゲーム、プラモ、ギター

¹ 研究開発職に特許出願のノルマを課すのは必要なこと？ 発明は研究開発の成果であって、特許出願を目的にすると事業性に乏しい単なるアイデアのみが特許出願されることになりかねない。
特許の権利化を担当する知的財産職の人事評価を担当した特許出願の登録率で行うのは妥当なこと？
特許査定を受けることが目的になってしまい、自社にとっての権利範囲の有効性を考慮しなくなるという弊害がある。

研究開発業務



ワープロ U1-PRO
U1-PRO
FW-U1P95



プラズマテレビ
VIErA
TH-42PA20



DVD プレーヤ
Dream
DVD-A270



DVD レコーダ
DIGA
DMR-E30

知的財産業務



デジタルカメラ
LUMIX
DMC-FX7



デジタルカメラ
LUMIX
DMC-FZ7



デジタルカメラ
LUMIX
DMC-L10

知財関連すべて（特許・意匠・商標・著作権・契約・係争）
研究 → 商品企画 → 開発 → マーケティング → 営業

画像は FW-U1P95 のみ amazon より。その他は Panasonic 「生産終了商品一覧」 より。
https://panasonic.jp/products_old.html

1. 知的財産部²

1-1. 知的財産部の機能

1-1-1. 知的財産部の社外関連図と社内関連図

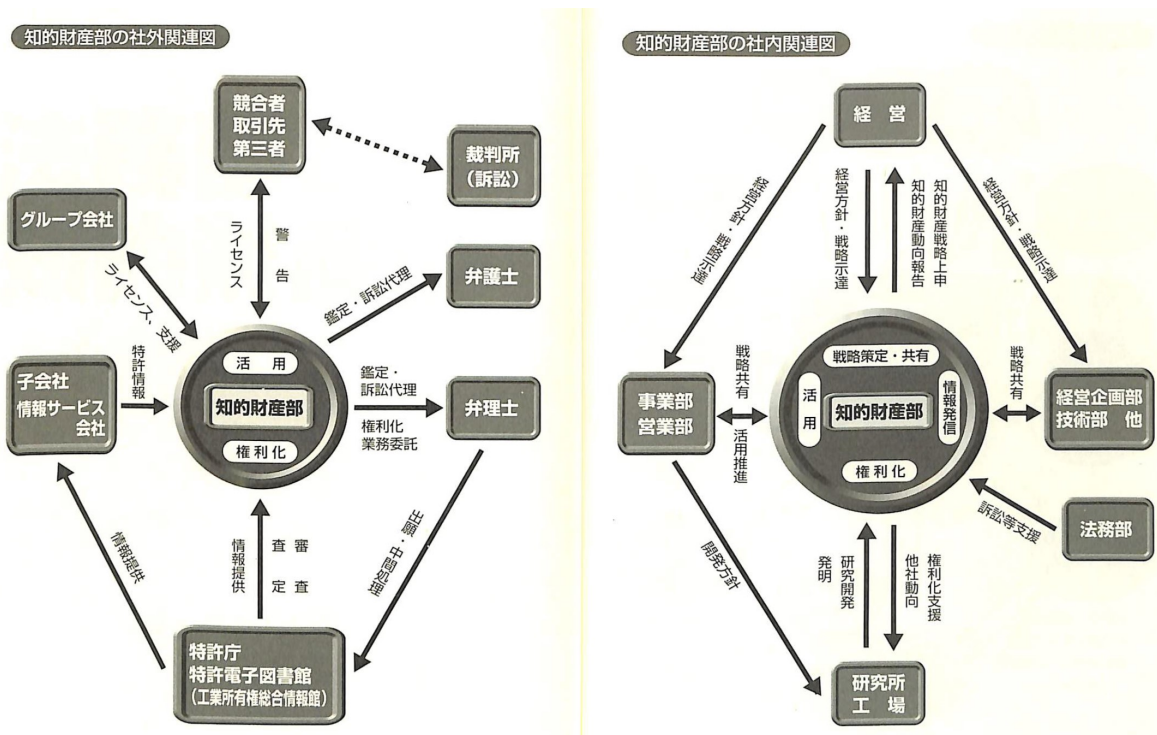


図 1 知的財産部の社外関連図(左)と社内関連図(右)³

知財職はマルチランゲージでなければならない。

技術者との会話

法務との会話

経営者との会話

商品企画・マーケティングとの会話

² 本章の記載は辛島睦=成毛文之=阿部一正『図解でわかる部門の仕事新版法務・知的財産部』(日本能率協会マネジメントセンター・2006年)に基づく。

³ 辛島ほか、前掲注2、18頁。

1-1-2. 知的創造サイクルと知的財産部の役割

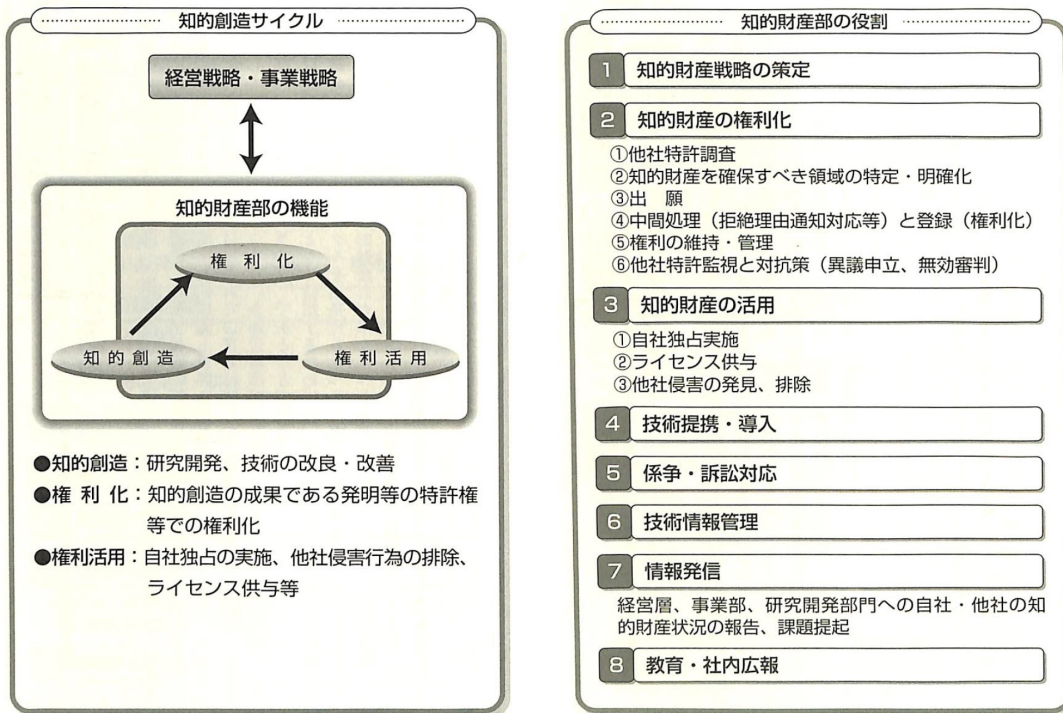


図 2 知的創造サイクル(左)と知的財産部の役割(右)⁴

図 2(右)「知的財産部の役割」「6 技術情報管理」には、営業秘密(不正競争防止法 2 条 6 項)の秘密管理やプレスリリース等における技術情報の開示制限等が含まれる場合もある。

また、図 2(右)「知的財産部の役割」には、職務発明(特許法 35 条)・職務意匠(意匠法 15 条 3 項)の評価と相当の利益の算定に係る業務が記載されていないので、「9 報奨」として追記すべきである。



図 3 知的創造サイクル⁵

⁴ 辛島ほか、前掲注 2、157・159 頁。

⁵ 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2005」。「創造」が上にくるべきだが。
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/050610.html>

1-1-3. 知的財産部の類型と知的財産部に必要なスキル、マインド

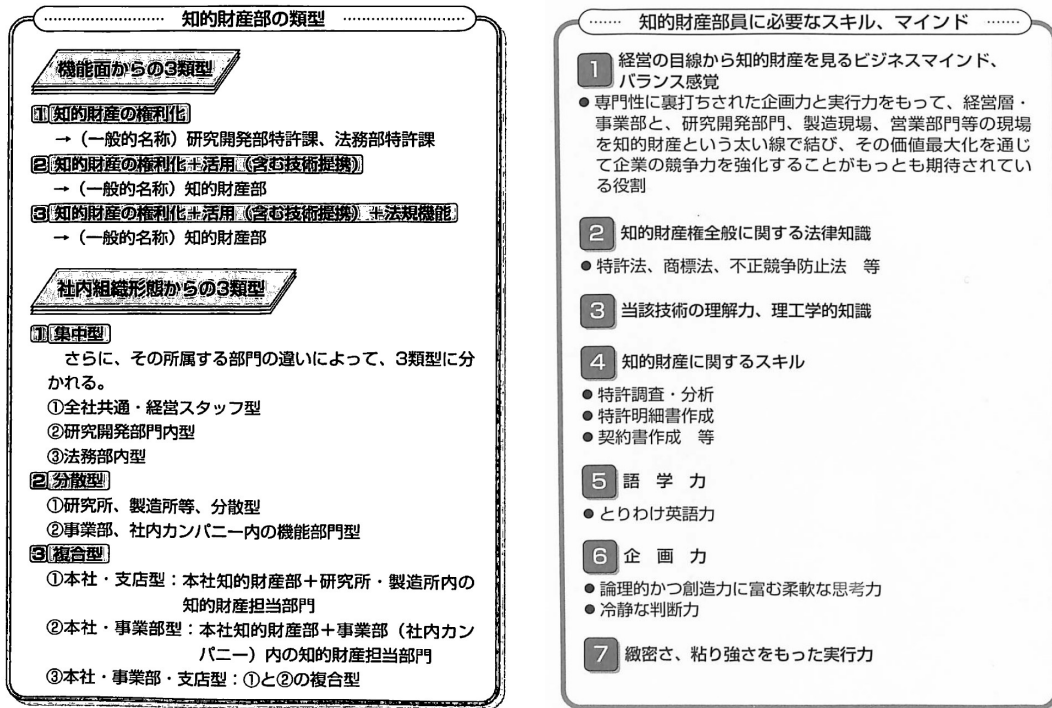


図 4 知的財産部の類型(左)と知的財産部に必要なスキル、マインド(右)⁶

⁶ 辛島ほか、前掲注 2、161・163 頁。

1-2. 知的財産部の仕事

1-2-1. 知的財産戦略の策定と知的財産とは？

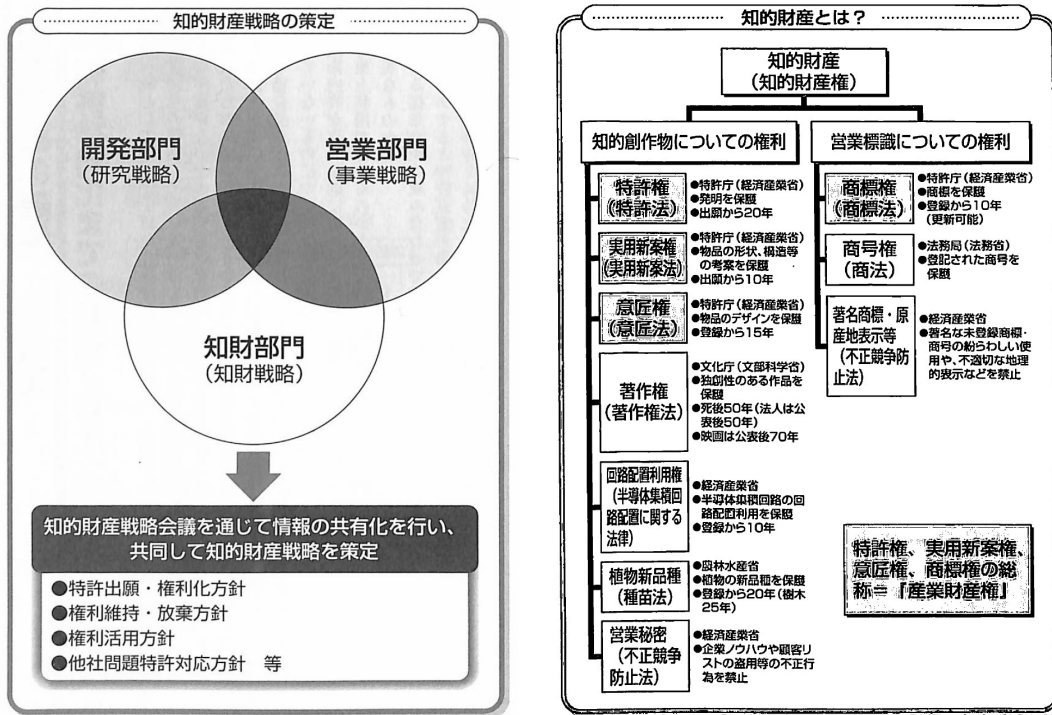


図 5 知的財産戦略の策定(左)と知的財産とは？(右)⁷

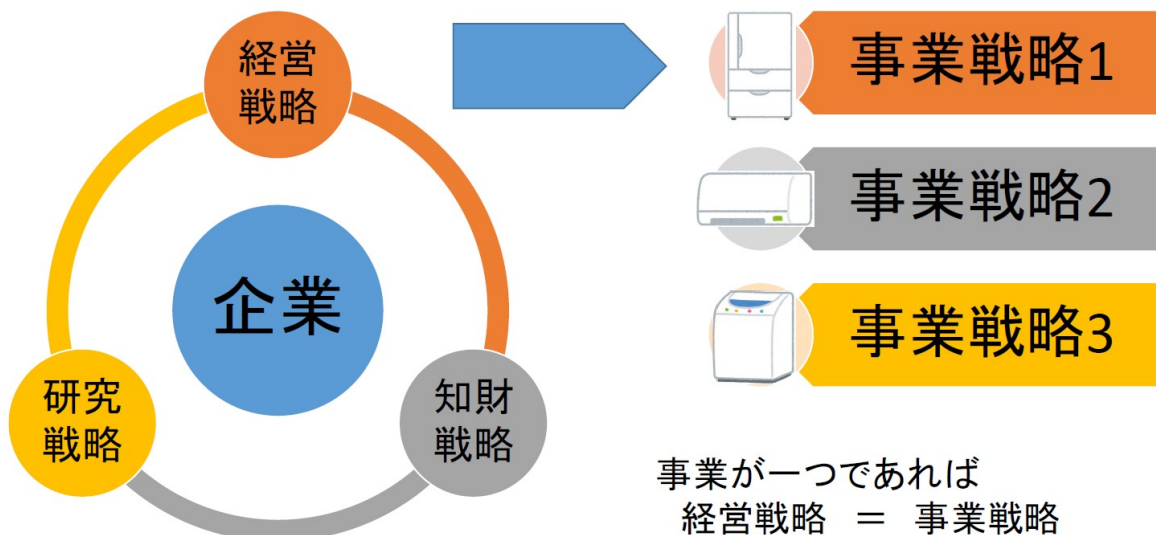


図 6 経営戦略と事業戦略

⁷ 辛島ほか、前掲注2、167・171頁。左はいわゆる三位一体。

1-2-2. 先行技術・特許の調査と出願可否の検討

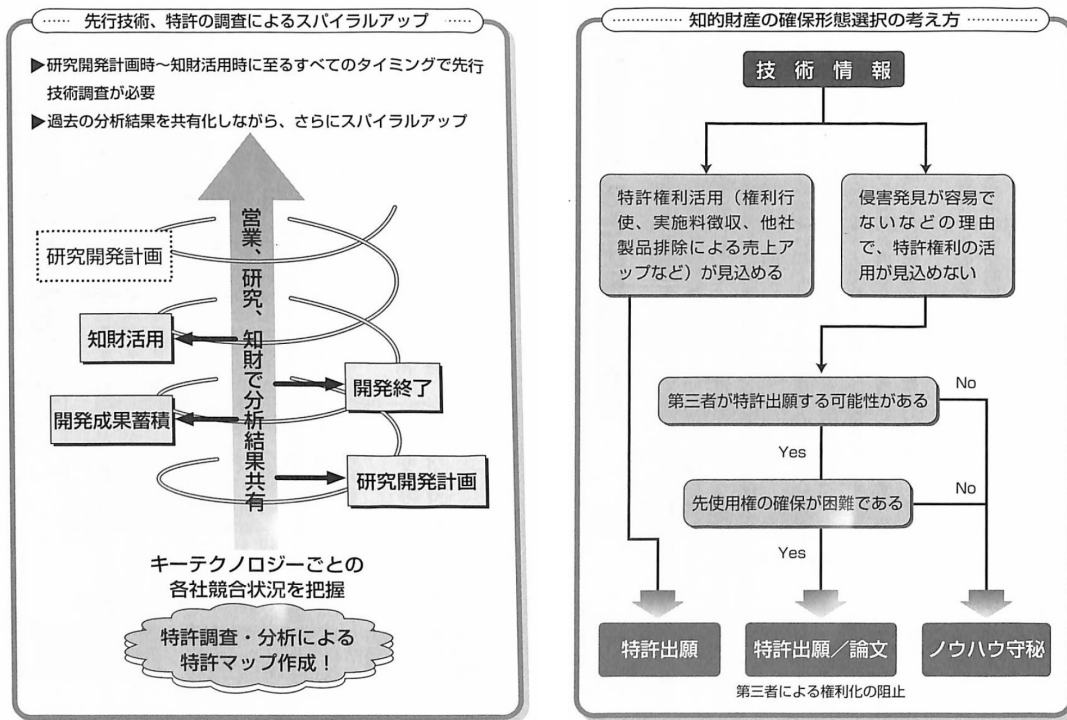


図 7 先行技術・特許の調査(左)と出願可否の検討(右)⁸

先行技術・特許の調査

戦略的調査⁹：事業戦略・研究開発戦略に資する先行技術調査

出願前調査¹⁰：発明の特許可能性を探る特許調査

パテント・クリアランス

DR(デザイン・レビュー)のステップごとに課される。

企画→(DR1)→構想設計→(DR2)→設計試作→(DR3)→量産試作→(DR4)→量産
上記はいわゆるウォーターフォール型の開発ステップだが、近時はアジャイル型にシフトしつつある。

侵害調査

他社商品カタログ調査

他社商品使用分解調査

⁸ 辛島ほか、前掲注 2、173・175 頁。

⁹ 参考として、特許庁『経営戦略に資する IP ランドスケープ実践ガイドブック』について。

<https://www.jpo.go.jp/support/example/ip-landscape-guide/>

¹⁰ 特許庁による調査を請け負う登録調査機関 9 社のうち 3 社(パソナグループ、工業所有権協力センター、技術トランスファーサービス)は、特定登録調査機関として企業へも調査結果を提供する。特許庁と同等の品質の調査結果を得られるということである。

1-2-3. 知的財産の活用と共同研究

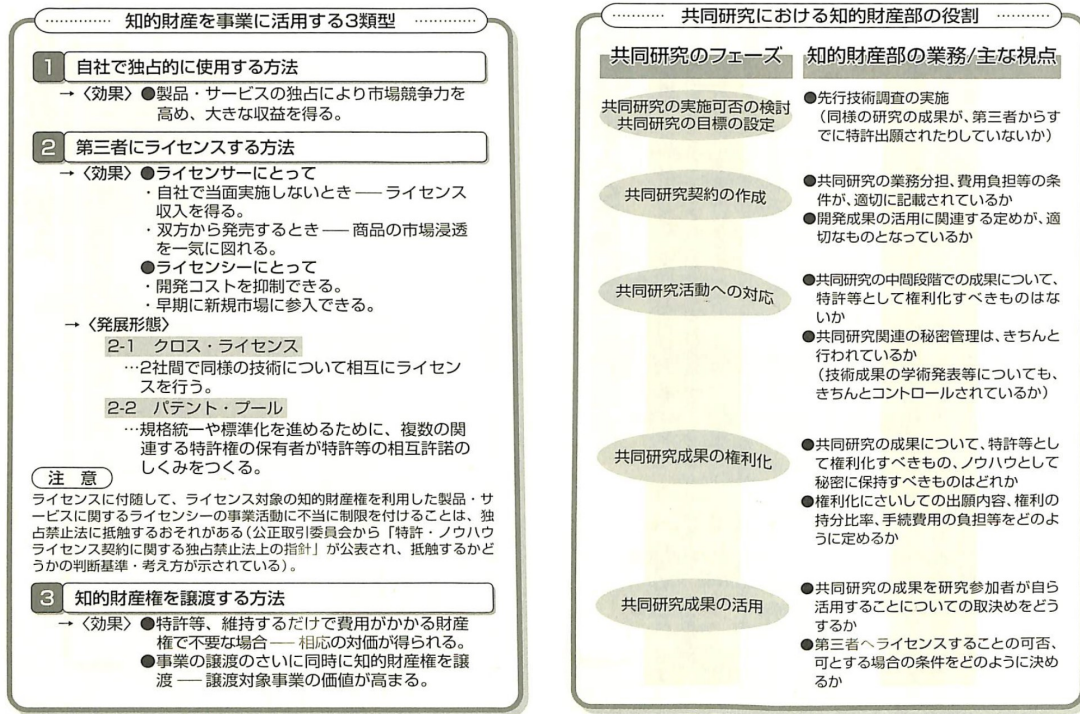


図 8 知的財産の活用(左)と共同研究(右)¹¹

現実に共同でなされた発明は格別、自社から技術提案を行う場合は、事前に特許出願を済ませておくべきである。

¹¹ 辛島ほか、前掲注2、195・197頁。

1-2-4. 技術情報管理と従業員教育

技術情報の社外への一般開示基準

以下のいずれかに該当する事項に関しては、原則として一般開示しない。

- 1 会社に不利益をもたらすと考えられる事項**

 - 特許未出願または特許未公開の技術
 - ・ 特許上問題のある事項
 - ・ ノウハウに関わる事項
 - ・ 事業戦略上、開示が不都合な技術
 - ・ 研究開発の方向性を示唆する事項など
- 2 第三者との関係上、開示が不都合な事項**

 - 技術導入で守秘義務契約等のあるもの
 - ・ 共同研究・技術交流中の技術で秘密情報に関わるもの、など
- 3 その他開示により、経営上支障が生じるおそれのある事項**

注) 技術情報の開示にあたっては、製造物責任の観点から適切な表現であること。

研修会のカリキュラム例

入社後10年までの社員を対象とした研修会のカリキュラム例

時間	項目
09:05~10:20	知的財産を取り巻く環境 当社における知的財産の現状と課題、当社の取組み
10:30~11:10	知的財産権概括
11:20~12:00	特許性判断の手法(実習)
13:00~14:10	権利解釈の手法(実習)
14:20~15:20	知財関連成功・失敗事例と特許調査分析の重要性
15:30~17:00	技術分野別の知的財産状況、方針の紹介

09:05~09:55	特許情報分析の仕方、利用方法
10:05~12:00	受講者による特許情報分析結果の紹介、討議

管理職社員を対象とした研修会のカリキュラム例

時間	項目
09:05~09:45	知的財産権概括
09:55~10:40	知的財産を取り巻く環境
10:50~12:00	当社における知的財産の現状と課題、当社の取組み
13:15~15:55	成功・失敗事例を交えながら特許、商標、共同研究契約、秘密保持契約、著作権・営業秘密・独占禁止法関連のリスクマネジメントを説明
16:05~16:50	トピックス

図 9 技術情報管理(左)と従業員教育(右)¹²

図 9(右)「従業員教育」には、職務発明(特許法 35 条)に係る自社の制度(就業規則・職務発明規程等)についてのカリキュラムを含めるべきである¹³。

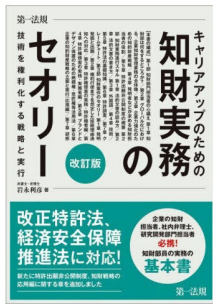
特許法 35 条 (職務発明)

5 契約、勤務規則その他の定めにおいて相当の利益について定める場合には、相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより相当の利益を与えることが不合理であると認められるものであつてはならない。

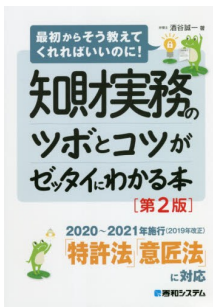
¹² 辛島ほか、前掲注 2、205・207 頁。

¹³ 特許庁「職務発明制度について」。 <https://www.jpo.go.jp/seido/tokkyo/seido/sonota/shokumu/index.html>

●参考書



岩永利彦『キャリアアップのための知財実務のセオリー 改訂版』
(第一法規・2023年)

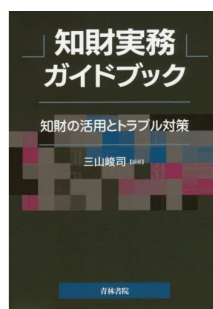


酒谷誠一『知財実務のツボとコツがゼッタイにわかる本 第2版』
(秀和システム・2021年)



大石憲一『知財担当者になったら読むべき本 第3版』
(発明推進協会・2025年)

ドラマ「それってパクリじゃないですか？」(日本テレビ・2023年)藤崎さんの愛読書



三山峻司編著『知財実務ガイドブック』
(青林書院・2017年)

1-3. 課題

1-3-1. 課題

第2回から第5回の授業において、自らが検討の対象とする特許を選択する。自らが検討の対象とする特許は、自らが興味関心を有する業界・企業・技術分野等から以下の条件を満たすものを一つ選択する。

- ①平成2年(1990年)1月以降の出願であること
- ②登録を受けていること(消滅していてもよい。)
- ③審査記録が照会できること¹⁴
- ④特許法29条2項による拒絶理由通知を一回だけ受けていること¹⁵
(特許法29条2項による拒絶理由を有する請求項を削除する補正によって特許を受けているもの¹⁶及び拒絶査定不服審判に係っているものを除く。)

拒絶理由通知を複数回受けていても、そのいずれか一つに特許法29条2項による拒絶理由を含んでいればよい。1)選択した特許の概要(公開番号、登録番号、発明の名称、出願人、代表図面を含む。)及び2)審査記録並びに 3)その特許を選択した理由についてレポートにまとめたうえで発表する。なお、審査記録については、経緯のみを説明するものとし内容に踏み込む必要はない。

レポートは、授業の前日までにメール又は Google Classroom にて提出する。第2回以降のレポートについても同様とする。

¹⁴ 特許情報プラットフォームの「経過情報」「経過記録」の「審査記録」。

¹⁵ 審査記録より確認できる。特許法29条2項による拒絶理由通知を二回受けている場合として、補正により請求項が追加された場合、単一性違反等により先行技術調査の対象とならなかった請求項が補正により単一性を回復した場合等がある。

¹⁶ 次頁の事例は、特許法29条2項による拒絶理由を有する請求項を削除する補正によって特許を受けているものである。

1-3-2. 事例

(19) 日本国特許庁(JP)	(12) 公開特許公報(A)	(11) 特許出願公開番号 特開2009-225237 (P2009-225237A)
		(43) 公開日 平成21年10月1日(2009. 10. 1)
(51) Int. Cl.		
HO4N 5/225 (2006.01) HO4N 101/00 (2006.01)	FI HO4N 5/225 HO4N 101:00	テーマコード(参考) 5C122
審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 17 頁)		
(21) 出願番号 特願2008-69052 (P2008-69052) (22) 出願日 平成20年3月18日 (2008. 3. 18)	(71) 出願人 000005821 パナソニック株式会社 大阪府門真市大字門真1006番地 (74) 代理人 100097445 弁理士 岩橋 文雄 (74) 代理人 100109667 弁理士 内藤 浩樹 (74) 代理人 100109151 弁理士 永野 大介 (72) 発明者 上田 裕貴 大阪府門真市大字門真1006番地 松下 電器産業株式会社内 (72) 発明者 櫻井 郁弘 大阪府門真市大字門真1006番地 松下 電器産業株式会社内	
最終頁に続く		
(54) 【発明の名称】 撮像装置		
(57) 【要約】		
<p>【課題】 タッチパネルを備える撮像装置に関して、タッチパネルに対するタッチ操作によってパラメータの設定を可能にする場合、使用者の利便性を向上する。</p> <p>【解決手段】 光学系11と、CCDイメージセンサー12と、液晶モニタ20と、タッチパネル40と、撮像された画像データが示す画像50と、その画像に重畳して表示されるスライドバー画像60とを液晶モニタ20に表示させるように制御するコントローラ17と、を備える。そして、表示手段に表示される画像50は、前記撮像された画像データが示す色合いの画像を表示する第1領域51と、前記撮像された画像データが示す色合いとは異なる画像を表示する第2領域52と、に分けられて液晶モニタ20に表示される。また、スライドバー画像60は、デジタルカメラ1を制御するためのパラメータをタッチ操作により設定するために利用される画像であり、第2領域52内に表示される。</p> <p>【選択図】 図4</p>		

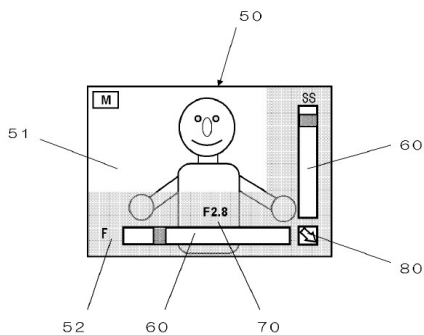


図 10 特開 2009-225237(フロントページ)



図 11 文献表示



図 12 審査記録

English × 閉じる

J-Plat Pat
特許情報プラットフォーム

印刷

経過情報照会 ヘルプ

拒絶理由通知書 (特許出願2008-069052)

P.1
拒絶理由通知書

特許出願の番号	特願2008-069052
起算日	平成24年 1月24日
特許庁審査官	宮下 誠 9296 SP00
特許出願人代理人	内藤 達樹 (外 2名) 様
適用条文	第29条第2項

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

理 由

この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

図 13 拒絶理由通知書

(19) 日本国特許庁 (JP)	(12) 特 許 公 報 (B2)	(11) 特許番号 特許第5040753号 (P5040753)
(45) 発行日 平成24年10月3日 (2012. 10. 3)	(24) 登録日 平成24年7月20日 (2012. 7. 20)	
請求項の数 6 (全 16 頁)		
(51) Int. Cl.	F 1	
HO 4 N 5/225 (2006. 01)	HO 4 N 5/225 F	
HO 4 N 101/00 (2006. 01)	HO 4 N 101:00	
(21) 出願番号 特願2008-69052 (P2008-69052)	(73) 特許権者 000005821	
(22) 出願日 平成20年3月18日 (2008. 3. 18)	パナソニック株式会社	
(65) 公開番号 特開2009-225237 (P2009-225237A)	大阪府門真市大字門真1006番地	
(43) 公開日 平成21年10月1日 (2009. 10. 1)	(74) 代理人 100109687	
審査請求日 平成23年2月18日 (2011. 2. 18)	弁理士 内藤 浩樹	
	(74) 代理人 100109151	
	弁理士 永野 大介	
	(74) 代理人 100120156	
	弁理士 藤井 兼太郎	
	(72) 発明者 上田 裕貴	
	大阪府門真市大字門真1006番地 松下	
	電器産業株式会社内	
	(72) 発明者 櫻井 郁弘	
	大阪府門真市大字門真1006番地 松下	
	電器産業株式会社内	
	最終頁に続く	
(54) 【発明の名称】 撮像装置		
(57) 【特許請求の範囲】		
【請求項 1】		
被写体像を形成する光学系と、		
前記形成された被写体像を撮像して画像データを生成する撮像手段と、		
画像を表示可能な表示手段と、		
当該表示手段の表示画面上に設けられ、当該表示手段に表示された画像に対するタッチ操作を検知可能な入力検知手段と、		
前記撮像された画像データが示す画像と、その画像に重畳して表示されるスライドバー画像とを前記表示手段に表示させるように制御する表示制御手段と、を備え、		
前記表示手段に表示される画像は、前記撮像された画像データが示す色合いの画像を表示する第1領域と、前記撮像された画像データが示す色合いとは異なる画像を表示する第2領域と、に分けられて前記表示手段に表示され、		
前記スライドバー画像は、自装置を制御するためのパラメータを前記タッチ操作により設定するために利用される画像であり、前記第2領域内に表示される、		
撮像装置。		
【請求項 2】		
前記表示制御手段は、		
前記撮像された画像データが示す画像と、当該画像データが示す画像に重畳して表示されるスライドバー画像に加えて、当該画像データが示す画像に重畳して表示される退出画像と、を前記表示手段に表示させるように制御し、		

図 14 特許第 5040753 号(フロントページ)

も要件となる。

2-1-2. 特許出願に必要な書類

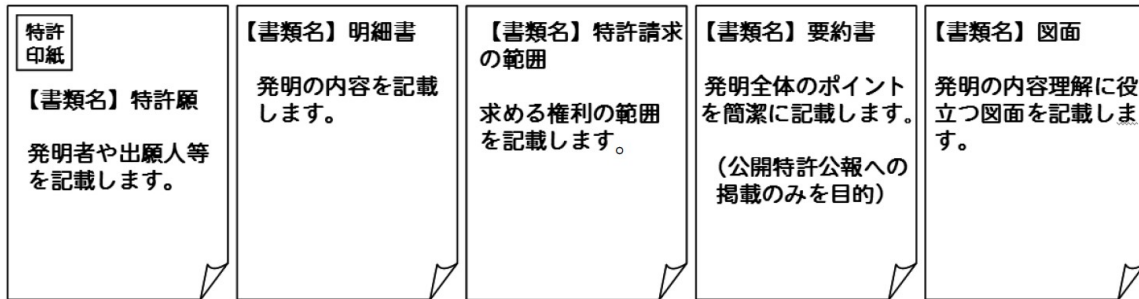


図 16 特許出願に必要な書類²⁰

願書(特許願)²¹の添付書類として、1)明細書、2)特許請求の範囲²²、3)図面(任意²³)、4)要約書がある(特許法 36 条 2 項)。

実務上は、発明が完成すると発明者は知財担当者に発明提案書を提出する²⁴。知財担当者は発明提案書に基づいて出願前調査²⁵を行い、特許を受けることができる可能性が認められる場合には特許出願に必要な書類を作成する²⁶。願書は機械的に作成することができる。明細書、特許請求の範囲、図面、要約書の作成は、社内で行う場合もあれば特許事務所に依頼する場合もある。社内で作成する場合、発明者が作成するときと知財担当者が作成するときとがあるが、特許請求の範囲については、知財担当者が作成するのが通常である。

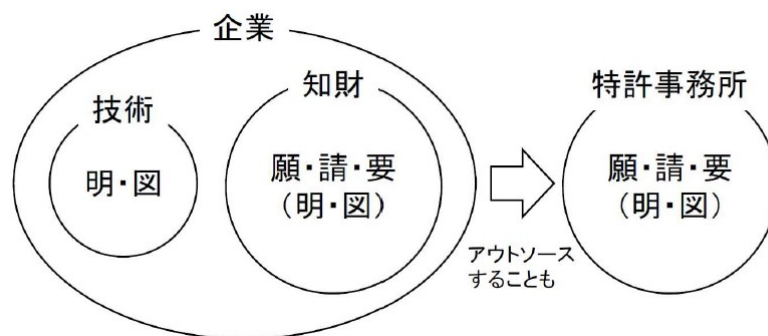


図 17 特許出願に必要な書類の作成²⁷

²⁰ 入門。

²¹ ほぼ自動的に作成できる。

²² 特許請求の範囲という名称の独立した書類である。

²³ 化学の技術分野等では不要となることもある。ソフトウェア発明については、システム構成やフローチャート等の図面が必要である。

²⁴ 実際には、知財担当者が発明を発掘することが多い。5-3-2. 発明提案書に一例を掲載。

²⁵ 外注することもある。

²⁶ 従業者等が特許を受ける権利を使用者等に譲渡した証として従業者等に譲渡証の提出を課す場合もあるが、平成 27 年改正により譲渡証の提出は不要になるかもしれない。

²⁷ 筆者は明細書、特許請求の範囲、要約書、図面のいずれも自ら作成した。また、筆者がインターンシ

2-1-3. 特許公報

2. 公開特許公報 (見本)

公開特許公報などのフロントページは、国際的に標準化された記載形式に従っています。外国で発行された公報も、同様の記載形式に則っています。

国際特許分類 (IPC) を表しています。(詳細は、第3章 [2] に記載しています。)

(19) 日本国特許庁 (JP) (12) 公開特許公報 (A) (11) 特許出願公開番号
特開2007-123456
 (P2007-123456A)
 (43) 公開日 平成18年5月20日 (2007. 5. 20)

(51) Int. Cl.		F I		テーマコード (参考)	
G 0 1 B	12/345 (2006. 01)	G 0 1 B	12/34	I 0 1 B	2 E 1 1 0
G 0 2 C	9/87 (2006. 01)	G 0 2 C	9/87	Z N A	3 B 0 0 5
G 0 1 B	67/89 (2006. 03)	G 0 1 B	67/89	Z	
G 0 1 B	12/345 (2006. 03)	G 0 1 B	12/345	U	
G 0 1 B	34/56 (2007. 01)	G 0 1 B	34/56		

審査請求 有 請求項の数 2 O L 外国語出願 公開請求 (全 7 頁) 最終頁に続く

公報種別を表しています。他には、特許(登録)された出願を収録した「特許公報」等があります。

新規性喪失の例外

(21) 出願番号 特願2006-123456
 (22) 出願日 平成18年9月10日 (2006. 9. 10)
 (31) 優先権主張番号 83304359. 9
 (32) 優先日 平成17年11月12日 (2005. 11. 12)
 (33) 優先権主張国 フランス (FR)

特許法第30条第1項適用申請有り 平成17年10月21日付画像工学会研究専門委員会主催の2005年度画像符号化シンポジウム (P S C J 0 5) において文書をもって発表

特許法第64条第2項第4号の規定により明細書の一部または全部を不掲載とする。
 特許法第64条第2項第4号の規定により図面の一部または全部を不掲載とする。

フロントページに収まりきらない出願人、弁理士、分類等の情報は最終ページのあるれ部に掲載しています。

カッコ付きの数字は、国際的に統一された書誌事項の識別コードを表しています。例えば (21) は出願番号を表しています。

(71) 出願人 290001111
 パテント コーポレーション
 アメリカ合衆国ケンタッキー州ルイビルセンターガーデン ビー・オー・ユー・ユー・ビー・ボックス クロウフォードエリアコロラドハイウェイ 35090 ルイビルガレリアプラウンタワ1500 (無番地)
 日本における営業所
 東京都千代田区内幸町4丁目5番6号

(71) 出願人 390000011
 出願 太郎
 東京都千代田区内幸町2丁目2番6号

(74) 上記1名の代理人 123456789
 弁理士 代理 太郎

最終頁に続く

発明内容の要約が記載されています。

(54) 【発明の名称】 ファクシミリ走査装置

(57) 【要約】 (修正有)
 【課題】 ファクシミリ端末パラメータ識別方法に関し、ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。
 【解決手段】 通信時の端末パラメータを識別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信端末 1 a、1 b は制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の識別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成する。制御信号の受信端末 7 はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の識別コードを検出し、ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出する。装置機能のパラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可変長の端末パラメータを分離する。送信側のユニークコードは端末装置が製造された時点で既に装置固有の制御信号の一部として読み出し専用メモリにインプリメントされるので、ハードウェア上の負担にはならない。
 【選択区】 図 1

公序良俗違反

本発明にかかる代表的な図面が掲載されています。

図 18 公開特許公報(見本)²⁸

公開特許公報(見本)上段に記載のように、特許出願後は、まず FI が付与され、FI に基づいて IPC(国際特許分類)が決定される²⁹。FI は日本独自の特許分類であって、展開記号を伴い、IPC よりも詳細に分類されている。F タームも日本独自の特許分類であって、FI と対応するテーマコードの下に目的・用途・種類・形状・構造・原料等の観

ップの受入担当者だったときは学生を開発現場に連れて行ったこともある。

²⁸ 入門。

²⁹ IPC はしばしば改訂される。願書に IPC を記載するか否かは任意である。

点ごとの F タームが規定されている³⁰。

公開特許公報(見本)中段左には、新規性喪失の例外の適用を受けていること、公序良俗違反に係る記載³¹が含まれていること等が示される。同下段には、要約書の内容が記載される。

³⁰ 詳細は特許情報プラットフォームの「特許・実用新案」「特許・実用新案分類照会(PMGS)」及び第 6 回～第 8 回「情報検索」の講義にて。

³¹ テフロン等素材名等を中心に他人の登録商標の無断使用が多い。登録商標である旨を記載すれば公序良俗違反にはならないが、可能な限り普通名称を使用する。

2-2. 明細書と特許請求の範囲

2-2-1. 明細書等の構成

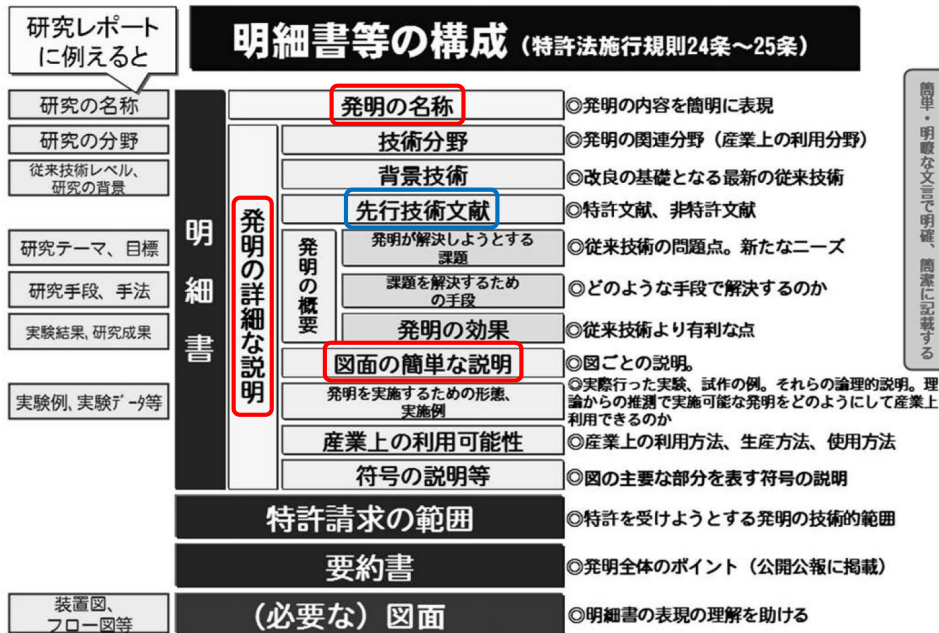


図 19 明細書等の構成³²

最も分量が大きくなるのは、「発明を実施するための形態、実施例」である。

赤色囲み：特許法 36 条 3 項参照

青色囲み：特許法 36 条 4 項 2 号参照

明細書に記載すべきその他の項目は、特許法施行規則に規定されている³³。

³² 入門。

³³ 特許法施行規則 24 条・24 条の 2、様式 29。

明細書等を記載するにあたっての考え方の事例

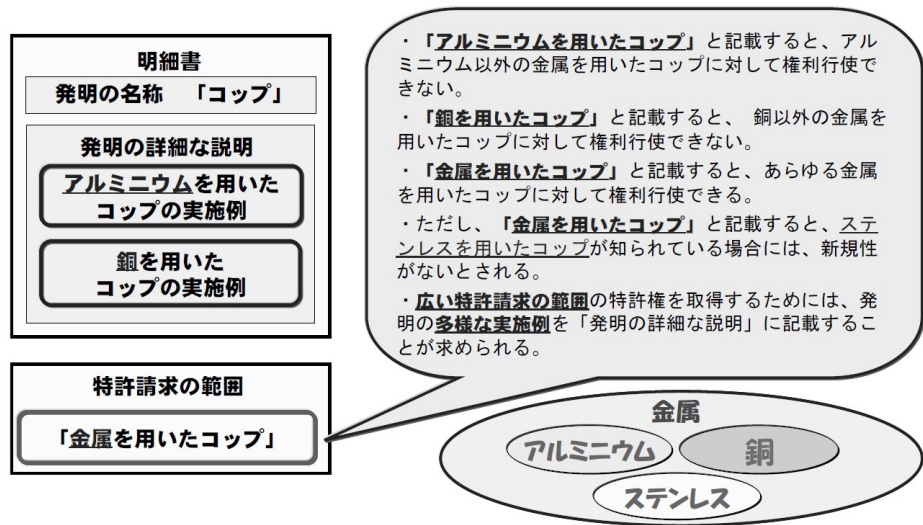


図 20 明細書等を記載するにあたっての考え方の事例³⁴

従って、特許請求の範囲には、「金属を用いたコップ」なる請求項 1(独立)の他に、「前記金属はアルミニウムである請求項 1 に記載のコップ」なる請求項 2(従属)、「前記金属は銅である請求項 1 に記載のコップ」なる請求項 3(従属)等を併せて記載する。少なくとも自社製品は必ずカバーする。迂回されそうなら別出願で阻止する。

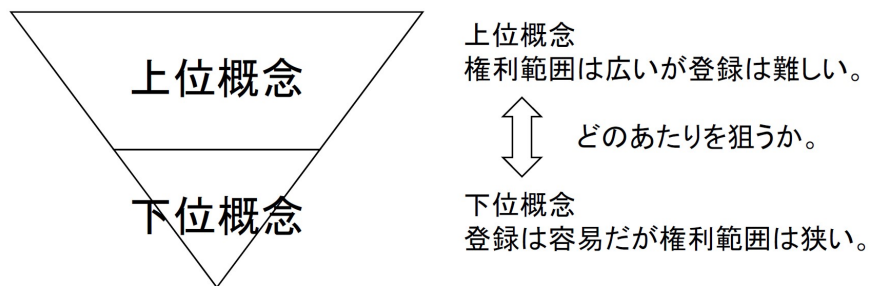
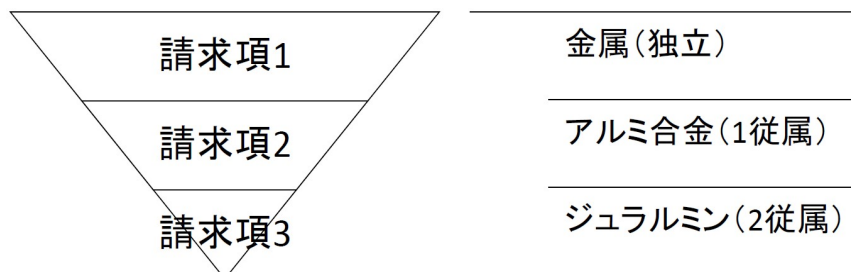


図 21 上位概念と下位概念



*ジュラルミン:2000番手系アルミ。銅を多く含有し、強度が高い。

図 22 上位概念と下位概念(具体例)

³⁴ 入門。

2-2-2. 明細書の記載要件

特許法 36 条 (特許出願)

3 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 発明の名称

二 図面の簡単な説明

三 発明の詳細な説明

4 前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。

二 その発明に関連する文献公知発明 (第二十九条第一項第三号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。)のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。

特許法 36 条 3 項 : 明細書の記載事項

特許法 36 条 4 項 1 号 : 実施可能要件(重要)

実施をすることができる程度に記載すればよいのであって、それを超えて、発明を容易に実施することができる程度や発明の効果を最大限発揮できる程度に至る記載は不要である。明細書は公開されるということを忘れてはならない。営業秘密として秘匿する場合はもちろん、特許出願する場合であっても、どこまでを開示しどこからは開示しないという境界を明確に意識する必要がある。発明者が明細書を作成する場合には、実験条件や実験結果を詳細に記載する傾向があるので注意が必要である³⁵。特許権が取得できればまだよいが、そうでなければ技術を広く公開しただけとなる。とはいえ、記載がなければ補正が困難となるのでバランスが重要であろう。

特許法 36 条 4 項 2 号 : 文献公知発明情報(図 19 「先行技術文献」)

出願前調査の結果から、本願発明に近い文献公知発明を記載する。本願発明と近すぎる文献公知発明は意図的に記載しないこともある。しかし、特許庁の調査で発見されることが常である。また、非特許文献は、なるべく記載しない。特許庁の調査で発見されない可能性があるからである。条文上は「知っているものがあるときは」と記載されているが、文献公知発明を記載しなければ、文献公知発明に係る情報の記載についての通知(特許 48 条の 7)を必ず受ける³⁶。本当に知らない場合は予め明細書にその旨を記載しておくか上申書にてその旨を応答する。

なお、特許法 36 条 1 項には願書の記載事項(同項 1 号 : 特許出願人、同項 2 号 : 発

³⁵ 米国出願ではベストモード要件違反となる可能性がある(米国特許 112 条(a))。ただし、無効理由ではない。

³⁶ 拒絶理由通知と同時の場合もある。

明者)が、同条 2 項には願書に添付する書面(明細書、特許請求の範囲、必要な図面、要約書)がそれぞれ規定されている。また、同条 5 項・6 項には特許請求の範囲の記載要件が、同条 7 項には要約書の記載事項(発明の概要、その他省令委任)がそれぞれ規定されている。

2-2-3. 発明の種類

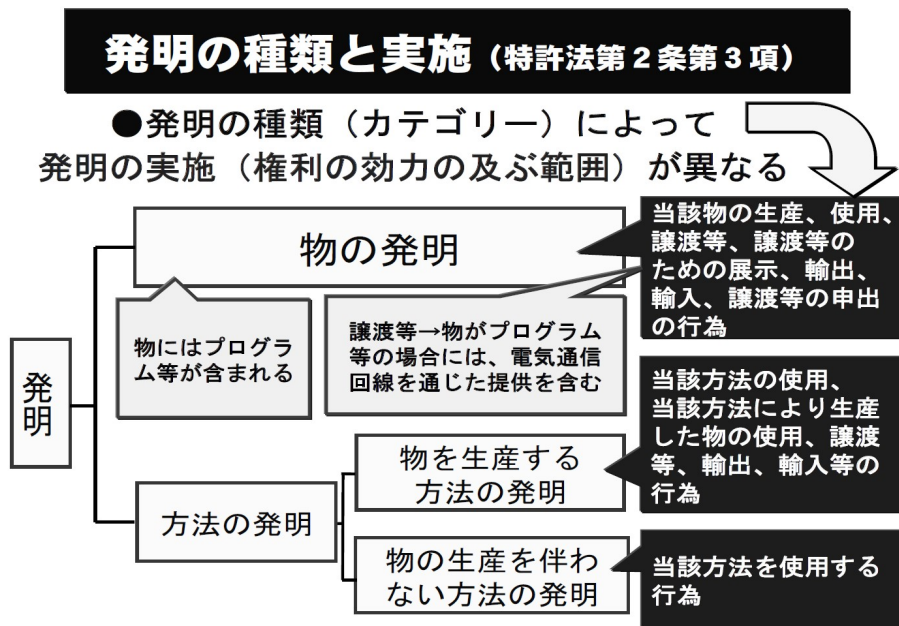


図 23 発明の種類と実施³⁷

発明の種類は、特許請求の範囲の記載、特に請求項の末尾の文言によって判断されるのが通常である。物の発明はその物の構成によって特定されるのに対して、方法の発明は経時性を有するものとなる。知財担当者には、発明を多面的に捉える能力が求められる。技術者は、自分が発明した具体的な物にとらわれる傾向がある。技術者から発明を化体した物を見せられても、そこから発想を展開させる能力が知財担当者には求められる。

³⁷ 入門。

2-2-4. 特許請求の範囲の記載要件

特許法 36 条 (特許出願)

5 第二項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。

6 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。

二 特許を受けようとする発明が明確であること。

三 請求項ごとの記載が簡潔であること。

四 その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。

特許法 36 条 5 項：特許請求の範囲の記載事項、多項制

請求項に記載された事項は、すべて発明を特定するために必要であると判断される。従って、請求項に記載された事項を一つでも欠く場合には、特許発明の技術的範囲に属しないこととなるから、特許請求の範囲に発明を特定するために必要でない事項を記載してはいけない。なお、複数の請求項を用いて、一つの発明を様々な角度から記載することができる。ただし、いわゆるマルチマルチクレームは許されない(特許法施行規則 24 条の 3 第 5 項)。

特許法 36 条 6 項 1 号：サポート要件(重要)

特許法 36 条 6 項 2 号：明確性要件

特許法 36 条 6 項 3 号：簡潔性要件

特許法 36 条 6 項 4 号：省令委任

特許法施行規則 24 条の 3 (特許請求の範囲の記載)

特許法第三十六条第六項第四号の経済産業省令で定めるところによる特許請求の範囲の記載は、次の各号に定めるとおりとする。

一 請求項ごとに行を改め、一の番号を付して記載しなければならない。

二 請求項に付す番号は、記載する順序により連続番号としなければならない。

三 請求項の記載における他の請求項の記載の引用は、その請求項に付した番号によりしなければならない。

四 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、引用する請求項より前に記載してはならない。

五 他の二以上の請求項の記載を択一的に引用して請求項を記載するときは、引用する請求項³⁸は、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用してはならない。

³⁸ 「引用される請求項」と記載する方が正確ではないと思われる。

2-2-5. 特許請求の範囲と発明の詳細な説明

①権利の公示…「特許請求の範囲」

特許請求の範囲に記載された内容について審査がなされ、登録後はその内容に従って権利範囲(特許発明の技術的範囲)が画されることになる。すなわち、特許請求の範囲は特許公報に記載され権利の存在とその外延を明確化する機能を果している。これによって、法的安定性と予測可能性が担保される。

特許請求の範囲には、出願人が権利を欲する発明の内容を複数記載することができる。個々の記載を請求項という。以前は一つの記載しか許されなかった。特許請求の範囲に複数の請求項の記載を認める制度を多項制という。これに対して一つの記載しか認めない制度を単項性という。現在では世界的にも多項制が主流である。多項制の下では、一つの発明を様々な角度から記載することができる³⁹。技術的思想の創作たる発明を言語化するには困難を伴うので、様々な角度からの記載を認めることとした。

審査は請求項ごとに独立して行われる。しかしながら、特許されるか否かは特許出願を単位に決せられる。すなわち、複数の請求項のうち一つでも拒絶理由を有するものがあれば、他の請求項に拒絶理由が見いだされなくてもその特許出願全体が拒絶される。一方、登録後の無効審判請求は請求項ごとにすることができ(特許法 123 条 1 項)、請求の成否も請求項ごとに判断される。この点、特許権者にとって有利な制度になっている。

多項性は一つの発明を様々な角度から記載することができる制度であるが、複数の発明が一定の技術的関係を有する場合は一の願書でこれら複数の発明について特許出願をすることもできる⁴⁰。また、一の願書でなされた複数の発明についての特許出願は、後の手続で分割することもできる(特許法 44 条)。これによって、一部の請求項が拒絶理由を有する場合に、拒絶理由が見出されない請求項に係る発明を分割出願して権利化を図りつつ、拒絶理由を有する請求項に係る発明については拒絶理由を解消するように意見書・手続補正書を提出する等の戦略を採ることができる。

②技術の開示…明細書の「発明の詳細な説明」

発明の詳細な説明は明細書の記載事項の一つである。技術を開示するという重要な機能を果す。多項性により様々な角度から発明の内容を記載することができるが、特許請求の範囲を見ただけでは特許発明の技術的範囲が十分に理解できない場合が多い。従って、発明の詳細な説明が必要となる。発明の詳細な説明は、更なる技術革新の礎になる。そのため、当業者(その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者=平均的な技術者)が実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載しなければならない(特許法 36 条 4 項 1 号)。

³⁹ 業として願書及び添付書類の作成、特許庁への手続を代理できるのは弁理士に限られる。

⁴⁰ 例えば、共通の技術的特徴を有する画像処理装置と画像処理プログラムを一の願書で特許出願することができる。

2-3. 課題

2-3-1. 課題

選択した特許の特許公報を基に、①特許請求の範囲に記載の請求項のうち、特許法29条2項の拒絶理由を有していたが補正の結果登録になった独立請求項であって、最も番号の若いものについてクレームチャートを作成するとともに、②すべての請求項の独立・従属関係についてクレームツリー⁴¹を作成し、レポートにまとめたうえで発表する。公開特許公報ではなく特許公報を基にするのは、審査の結果、最終的にどのような権利範囲となったのかを把握するためである。

なお、レポートには、クレームチャートの理解を容易にするために必要と思われる図面を転載したうえで、クレームチャートの主要な構成要件には、図面との対応を示す符号を記載する。検討事項は以下の通りである。

クレームチャート

- ・重要な項目はどれか。
- ・発明を特定するために必要な事項がすべて記載されているか。
- ・必要のない事項まで記載されていないか。
- ・さらに上位概念化することは可能か。

クレームツリー

- ・各請求項のポイントは何か。
- ・上位概念から下位概念への展開は適切になされているか。

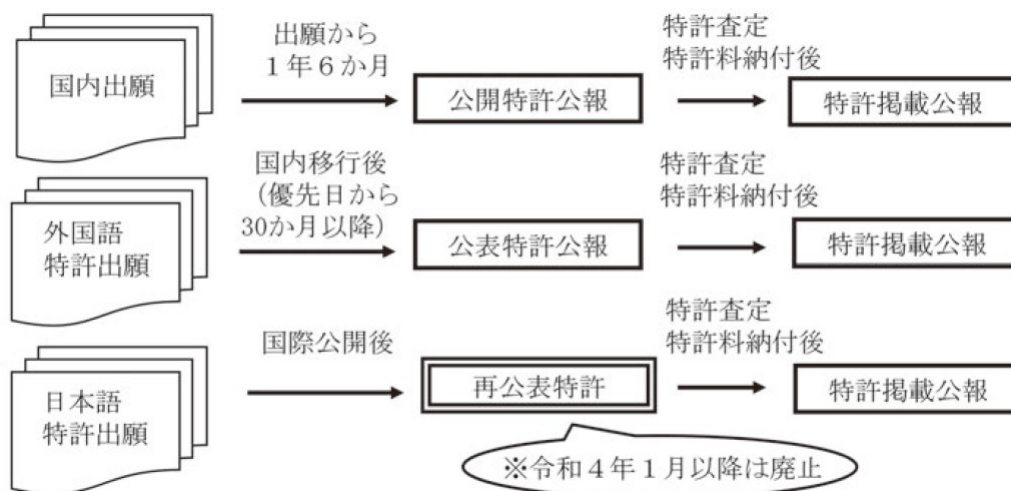


図 24 各公報の発行の時期(課題とは直接関係ないが)⁴²

⁴¹ 請求項の独立・従属関係を示す樹形図のようなもの。

⁴² 野口晴加「再公表特許廃止に伴う実務の留意点」知財管理 Vol.73 No.2 (2023)。国際公開については、WIPO PATENTSCOPE 又は特許情報プラットフォームのオプション□WIPO にチェックを入れて検索すればよい。なお、国内出願を基礎に国際出願を行った場合、我が国へ国内移行後は国内優先権主張出願と

2-3-2. 事例

表 2 クレームチャートの例(特許第 5040753 号)

項目	構成要件
A	被写体像を形成する光学系(11)と、
B	前記形成された被写体像を撮像して画像データを生成する撮像手段(12)と、
C	画像を表示可能な表示手段(20)と、
D	当該表示手段の表示画面上に設けられ、当該表示手段に表示された画像に対するタッチ操作を検知可能な入力検知手段(40)と、
E	前記撮像された画像データが示す画像(50)と、その画像に重畳して表示されるスライドバー画像(60)とを前記表示手段に表示させるように制御する表示制御手段(17)と、を備え、
F	前記表示手段に表示される画像は、前記撮像された画像データが示す色合いの画像を表示する第1領域(51)と、前記撮像された画像データが示す色合いとは異なる画像を表示する第2領域(52)と、に分けられて前記表示手段に表示され、
G	前記スライドバー画像は、自装置を制御するためのパラメータを前記タッチ操作により設定するために利用される画像であり、前記第2領域内に表示される、
H	撮像装置(1)。

- ・項目 A は必要か。レンズ交換式デジタルカメラは権利範囲外にならないか⁴³。
- ・項目 F と G は、いわゆる「発明の本質的部分」であり重要である。
- ・項目 A と B を削除すれば、項目 H を「画像表示装置」に上位概念化することができるが、タッチ操作が可能なデジタルフォトフレームやテレビ等多くの引例を引かれる可能性がある⁴⁴。また、パラメータの実施例として、絞りとシャッター速度しか開示していないので、サポート要件違反の可能性がある。なお、項目 A と B を削除しなくても、スマートフォン、タブレット及びノートパソコンは権利範囲に含まれる。

して扱われる。

⁴³ 不完全利用論。例えば、知財高判平成 24 年 10 月 11 日平成 24 年(ネ)第 10018 号〔ソフトビニル製大型可動人形事件〕参照。

⁴⁴ 技術の転用可能性。例えば、池井戸潤『下町ロケット』(小学館・2010 年)における水素エンジンのバルブから池井戸潤『下町ロケット 2 ガウディ計画』(小学館・2015 年)における人工心臓の弁。

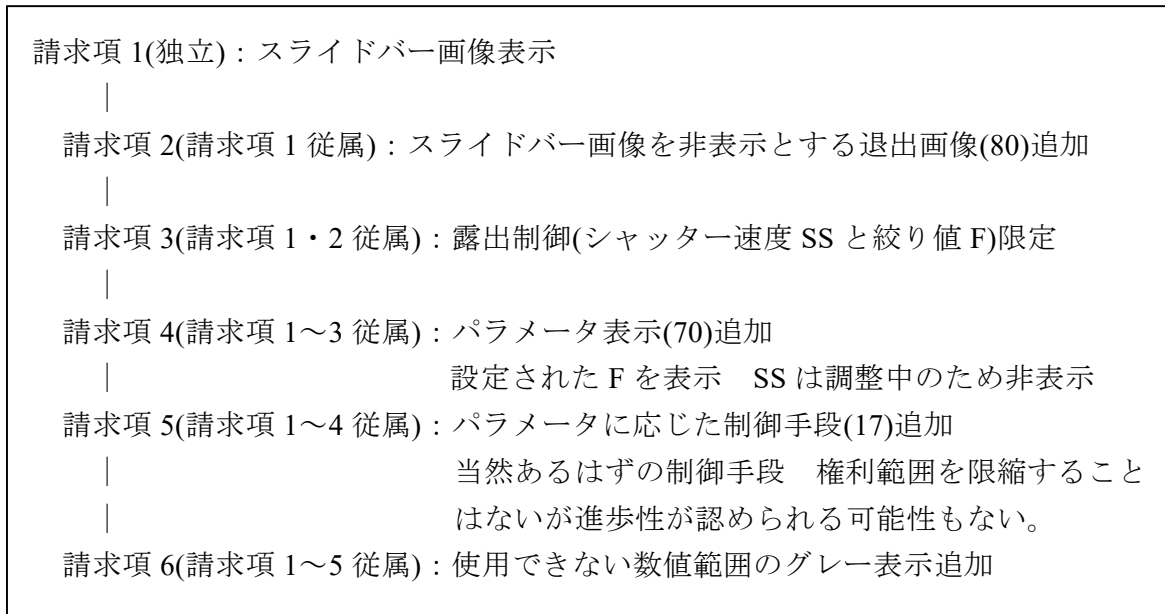
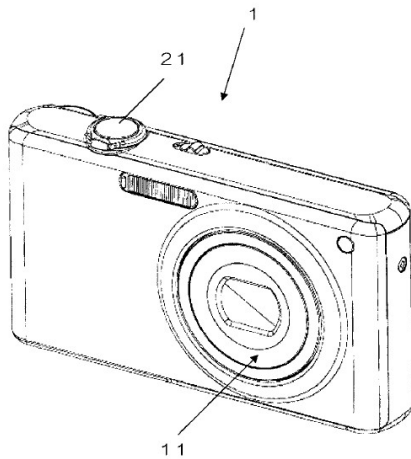


図 25 クレームツリーの例(特許第 5040753 号)

特許第 5040753 号の出願時はマルチマルチクレームの記載が許されていた。上図において、請求項 3 はマルチクレーム、請求項 4~6 はマルチマルチクレームとなる。分解してもよいが、請求項の数が多くなり審査請求の手数料が高額となる。本当に必要な組み合わせを検討する必要がある。

【図 1】



【図 2】

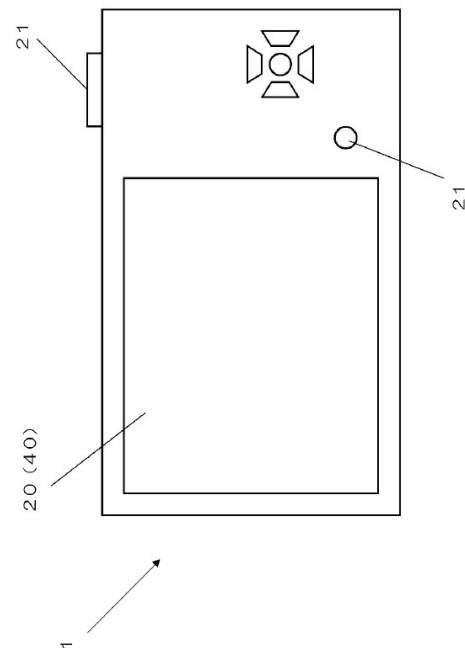
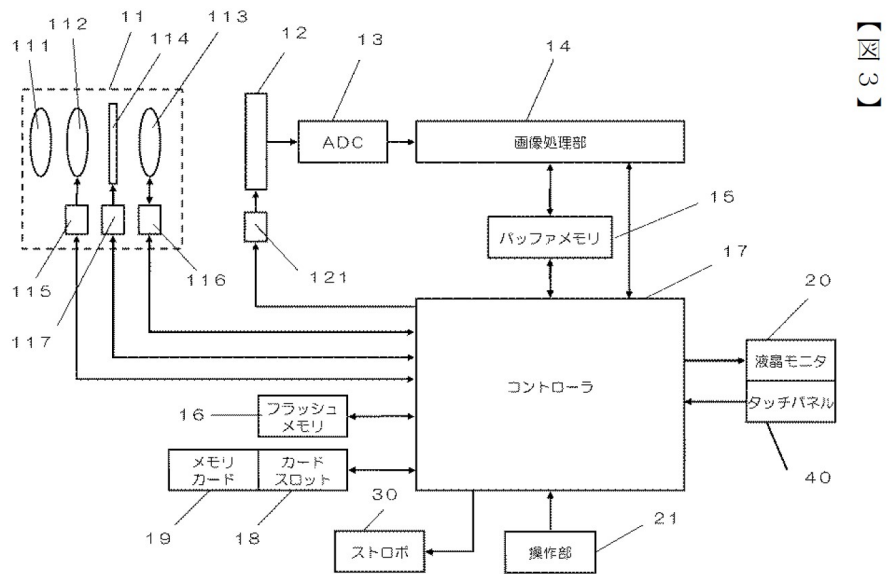
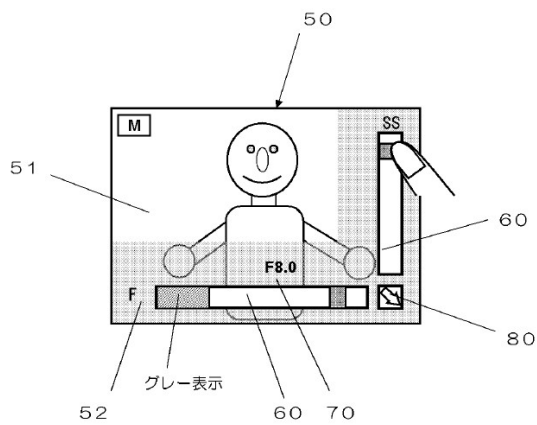


図 26 特許第 5040753 号(図面抜粋)(1)



【図3】

【図8】



【図9】

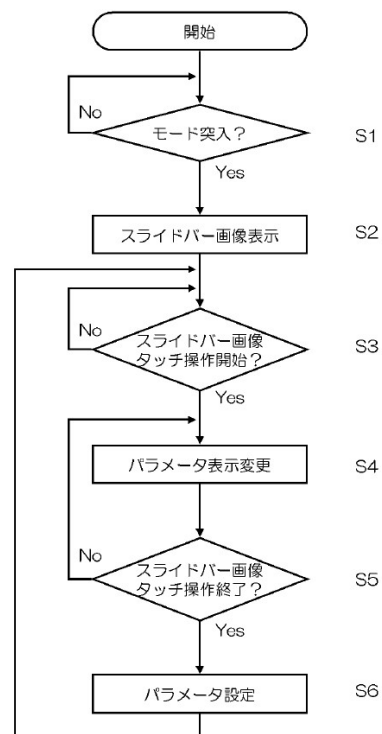


図 27 特許第 5040753 号(図面抜粋)(2)

3. 中間処理(1)

3-1. 全体像

3-1-1. 現状

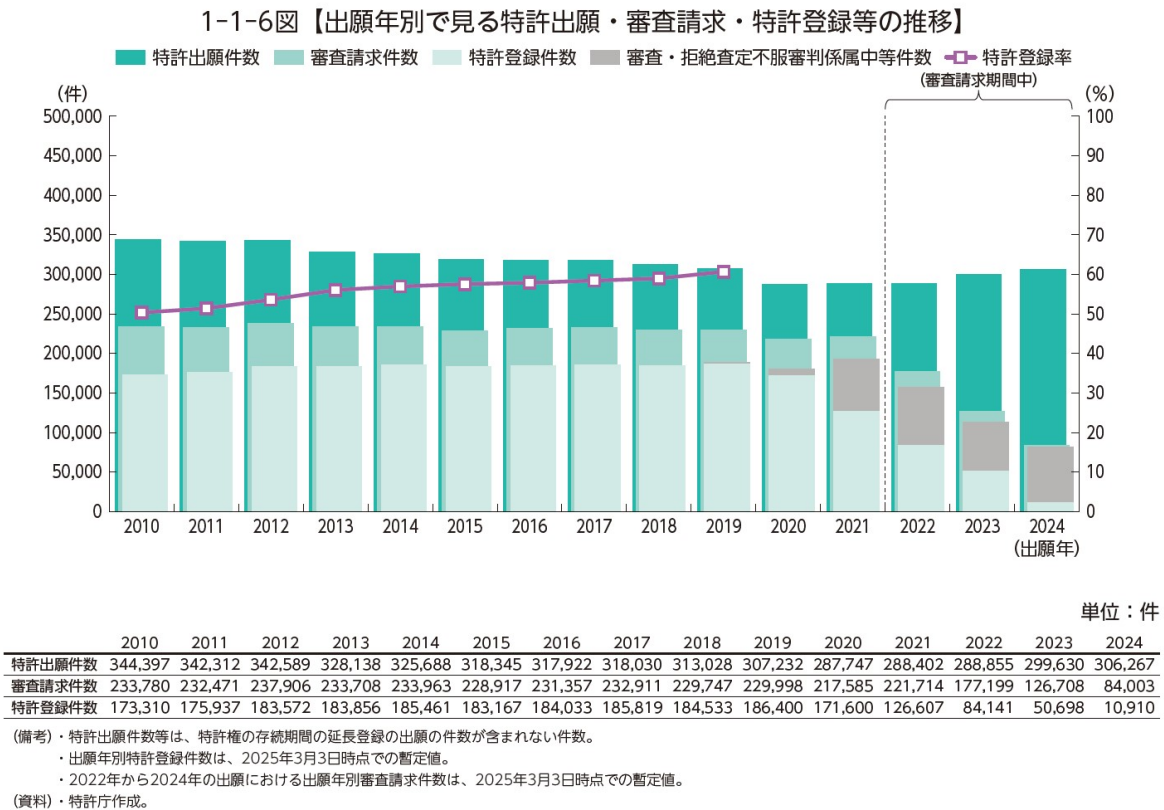


図 28 出願年別でみる特許出願・審査請求・特許登録等の推移⁴⁵

出願年別に、その年にされた特許出願の件数、そのうち審査請求をされた件数、そのうち特許登録を受けた件数が示されている。直近3年の審査請求件数・特許登録件数は、審査請求期間が満了していないため未確定の数値である。また、2020・2021年の特許登録件数についても、審査に係属している特許出願が残存するため低めの数値になっていると思われる。さらに、特許登録率は特許登録件数を特許出願件数で除した値であるため低めの数値になっている。

そこで、直近の確定値である2019年にされた特許出願の件数である307,232件に対して、審査請求をされた件数は229,998件であって約75%、特許登録を受けた件数は186,400件であって審査請求をされた件数に対して約81%となる⁴⁶。

⁴⁵ 特許庁『特許行政年次報告書2025年版』、以下「報告書」という。

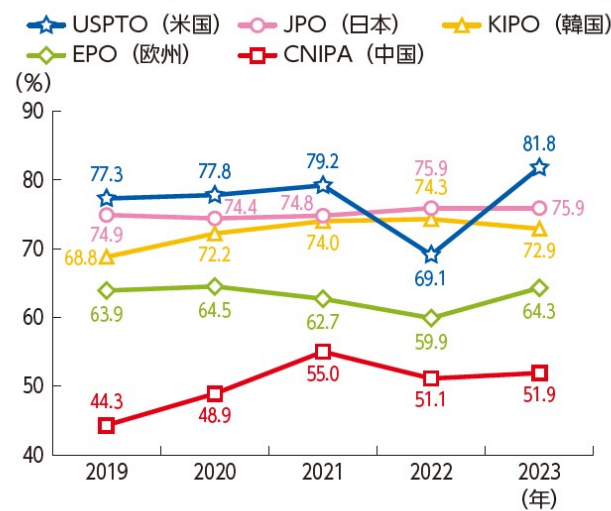
⁴⁶ 図中折れ線グラフで示される特許登録率は、分母が特許出願件数であるため低い値となっている。

表 3 最終処分実績の推移⁴⁷

最終処分実績の推移 実績	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	単位：件
特許査定件数	177,852	167,945	164,846	172,996	187,794	194,708	183,949	
拒絶査定件数 (うち戻し拒絶査定件数)	56,701 26,693	54,779 25,494	55,154 25,295	56,552 26,651	57,927 24,842	59,871 25,602	55,807 25,858	
FA後取下げ・放棄件数	1,726	1,651	1,486	1,724	1,657	1,500	1,231	
特許登録件数	194,525	179,910	179,383	184,372	201,420	209,368	200,284	
特許査定率	75.3%	74.9%	74.4%	74.8%	75.9%	76.0%	76.3%	
拒絶査定率	24.7%	25.1%	25.6%	25.2%	24.1%	24.0%	23.7%	

(備考)・戻し拒絶査定件数とは、審査官の拒絶理由通知に対し、何ら応答されず拒絶査定された件数。
 ・FA後取下げ・放棄件数とは、一次審査着手後に出願の取下げ・放棄が行われた件数。
 ・特許査定率 = 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + FA後取下げ・放棄件数) (前置審査・審判段階は含まない)
 ・拒絶査定率 = (拒絶査定件数 + FA後取下げ・放棄件数) / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + FA後取下げ・放棄件数) (前置審査・審判段階は含まない)
 (資料)・特許庁作成。

1-1-26図 【主要特許庁の特許査定率の推移】



(備考)・各庁の特許査定率の定義は以下のとおり。
 (各年における処理件数が対象)
 日本 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 審査着手後の取下げ・放棄件数)
 米国 特許証発行件数 / 処理件数
 欧州 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 放棄件数)
 韓国 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 審査着手後の取下げ件数)
 中国 特許査定率の定義を公表していない。
 (資料)・IP5 Statistics Report 2023を基に特許庁作成。

図 29 主要特許庁の特許査定率の推移⁴⁸

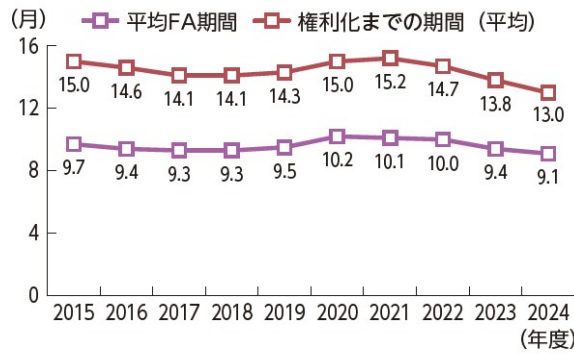
表には、年ごとの各件数と各査定率が示されている。特許査定率の上昇⁴⁹も一段落したといえるだろう。特許査定率については、現在米国に次いで2位であるが、特許庁による審査が緩やかになったと解すべきか、出願人が質の良い特許のみを出願するようになったとみるべきか。

⁴⁷ 報告書。特許査定率・拒絶査定率は、その年に下された査定割合を示す。

⁴⁸ 報告書。

⁴⁹ 2009年までは50%程度であった。以降、2016年には75%程度まで上昇した。なお、拒絶理由通知を受けることなく特許査定がされる率は十数%である。

1-1-4図 【特許審査の権利化までの期間と平均FA期間の推移】



(資料)・特許庁作成。

図 30 特許審査の権利化までの期間と平均 FA 期間⁵⁰

表 4 2020 年 審理結果の概要⁵¹

1-1-119図 【2024年 審理結果の概要】

	査定系審判		当事者系審判		異議申立て	
	請求成立	請求不成立	請求成立	請求不成立	取消決定	維持決定
特許・実用新案	6,608	1,844	143	39	141	1,201
意匠	198	57	6	5		
商標	728	535	889	204	20	277

(備考)・審決・決定に至ったもののみ計上。

- ・査定系審判は、拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。
- ・当事者系審判は、無効審判、取消審判、訂正審判を含む。
- ・請求不成立及び維持決定は、却下を含む。
- ・取消決定は、一部取消しを含む。

(資料)・第2部第1章6. (1) (2) (3) (4) (5) (7) を基に特許庁作成。

請求成立率(査定系審判) = $6608 / (6608 + 1844) = 78\%$

請求成立率(当事者系審判) = $143 / (143 + 39) = 79\%$

維持決定率(異議申立て) = $1201 / (141 + 1201) = 89\%$

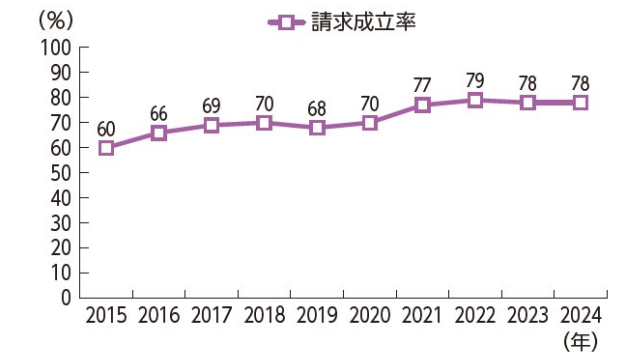
拒絶査定不服審判においては、同時補正がされることが多いものの、請求成立率は8割に近い。一方で、8割近くの特許が無効になる⁵²。これらの数字からわかることは、登録を受けやすい一方、無効にもなりやすい不安定な権利であるということである。なお、異議申立てについては、維持決定率が高い。

⁵⁰ 報告書。FA(First Action)期間は審査請求から最初の拒絶理由通知又は特許査定までの期間をいう。商標の平均FA期間は特許と同程度である。一方、意匠の平均FA期間は6月程度である。特許はFAから権利化までが長い。意匠と商標はともに1~2月程度である。

⁵¹ 報告書。

⁵² 奥乃桜子『それってパクリじゃないですか？ 新米知的財産部員のお仕事 4』(集英社オレンジ文庫・2024年)141頁には請求成立率について17%との記載があるが何かの間違いではなかろうか。

1-1-120図 【拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移 (特許)】



(備考)・請求成立率=請求成立件数/(請求成立件数+請求不成立(含却下)件数)
 (資料)・第2部第1章6.(1)を基に特許庁作成。

図 31 拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移⁵³

3-1-2. 実体審査

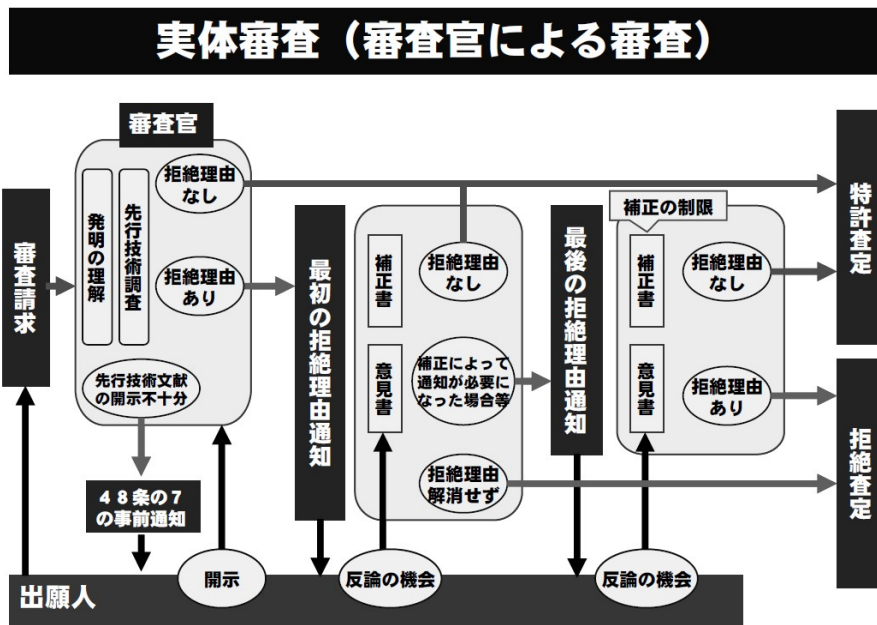


図 32 実体審査⁵⁴

方式審査はすべての出願について行われるが⁵⁵、実体審査は出願から 3 年以内に審査請求のあった出願についてのみ行われる(特許法 48 条の 2)⁵⁶。3 年以内に審査請求をしなければ、その出願は取り下げたものとみなされる(特許法 48 条の 3 第 4 項)。ただし、故意によるものでないときは、手続ができるようになった日から 2 月以内であっ

⁵³ 報告書。多くの場合同時補正がされるとはいうものの、80%近くの事件において原査定が取り消される。

⁵⁴ 入門。

⁵⁵ 方式審査において補正命令(特許法 17 条 3 項)を受けたり、ましてや出願却下(特許 18 条の 2)の処分を受けたりするようなことがあってはならない。

⁵⁶ 審査官との面接等も可能であるが、基本的には審査官との文通である。

て期間の経過後 1 年以内に限り、出願審査の請求をすることができる(特許法施行規則 31 条の 2 第 4 項)。

拒絶理由通知には、最初の拒絶理由通知と最後の拒絶理由通知がある。もちろん、拒絶理由通知を受けることなく特許査定になる場合もあるし、最初の拒絶理由通知に対する応答でもって最後の拒絶理由通知を受けることなく特許査定になる場合もある。なお、最初の拒絶理由通知に対する応答でもって、そのまま拒絶査定になる場合もある。

最後の拒絶理由通知とは、最初の拒絶理由通知に対する応答時の補正によって通知することが必要になった拒絶理由のみを通知する拒絶理由通知をいう⁵⁷。最後の拒絶理由通知には、最後である旨が記載されている。最後の拒絶理由通知に対する補正には、最初の拒絶理由通知に対する補正よりも厳しい制限が課される。拒絶査定不服審判の請求と同時にする補正も同様である。なお、分割出願がもとの出願と同じ拒絶理由を有する場合にも最後の拒絶理由通知となる。

条文上は規定がないが、特許庁は早期審査・早期審理制度⁵⁸を運用している。1)中小企業・個人・大学・公的研究機関等の出願、2)外国関連出願、3)実施関連出願が対象である。

審査請求：特許出願から 3 年以内 出願審査の請求

審査請求をしなければ特許出願を取り下げたものとみなされる。

審 査：特許庁の審査官が

発明性、産業利用可能性⁵⁹、新規性、進歩性について審査問題がある場合

審査官 → **拒絶理由通知書** → 出願人

出願人 → **意見書・補正書** → 審査官

拒絶理由通知書：審査官が特許にできない理由を記載

意見書：出願人が反論を記載

手続補正書：出願人が特許出願の書類を補正(修正)

それでもだめなら**拒絶査定(不合格)**

オプションとして審判、裁判

問題がない場合又は意見書・補正書にて問題がなくなった場合

特許査定(合格)

実体審査の結論のことを査定という。査定には拒絶査定と特許査定の二種類がありこれ以外はない。

①拒絶理由通知→意見書・手続補正書→拒絶査定又は特許査定

⁵⁷ 典型的には、新規性なしに対する補正によって進歩性なしになる等。ただし、最初の拒絶理由通知に新規性なしとともに進歩性なしの拒絶理由もあわせて記載される場合がある。

⁵⁸ 特許庁『特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン』(2016年)。

https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/pdf/v3souki/guideline.pdf

⁵⁹ 医療行為に留意。

②特許査定

審査官が拒絶の理由を見出したときは必ず拒絶理由通知をうち⁶⁰、出願人に意見書・手続補正書⁶¹を提出する機会を与えなければならない。いきなり拒絶査定とすることは許されない。出願人の提出した意見書・手続補正書を参酌してもなお拒絶理由が解消されない場合は拒絶査定をする。一方、出願人の提出した意見書・手続補正書によって拒絶理由が解消し他に拒絶理由を見出せない場合は特許査定をしなければならない(上記①)。なお、審査の当初から拒絶理由が見出せない場合は特許査定をしなければならない(上記②)。

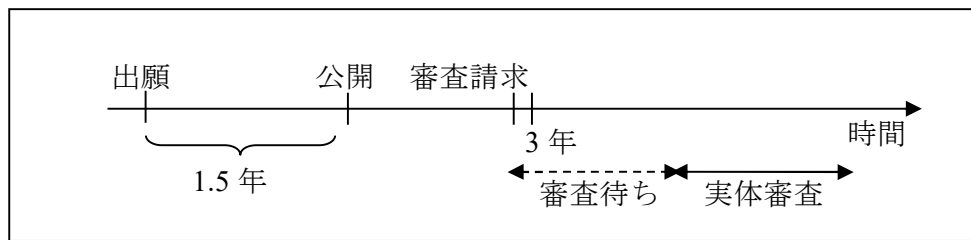


図 33 審査請求

審査請求は出願公開より前であってもかまわない。特許出願と同時に審査請求をする場合もある。

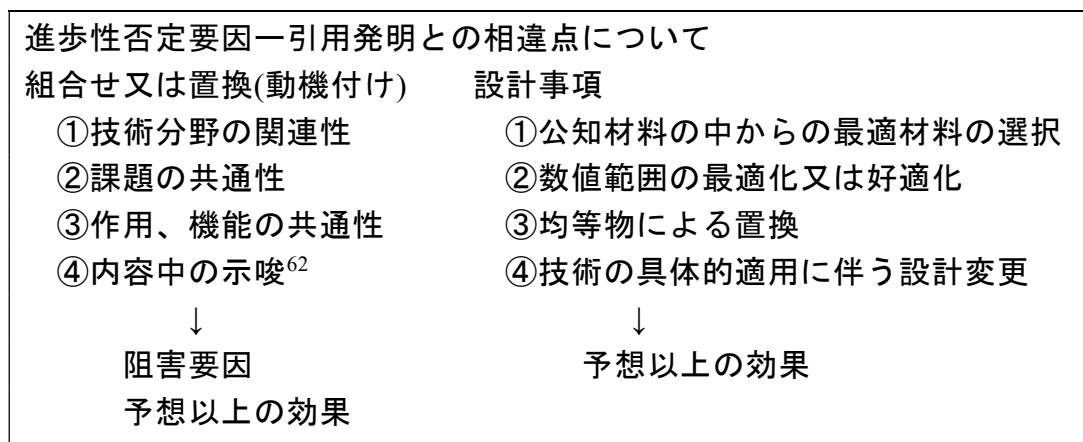
⁶⁰ 拒絶の理由を通知すること(特許法 50 条)。実務上「うつ」という表現が使われることも多い。

⁶¹ 意見書とは拒絶理由に対して特許出願人が反論を述べる書類のことであり、手続補正書とは拒絶理由に対して特許請求の範囲等の記載を補正することによって拒絶理由の解消を図らんとする書類のことである。単に補正書という場合がある。

3-2. 進歩性

3-2-1. 概論

最も多い拒絶理由である進歩性の判断手順例を示す。まず、本願発明と引用発明を認定する。続いて、本願発明と引用発明とを比較し一致点と相違点を認定する。以降は、相違点に係る構成が他の証拠に示されている場合と示されていない場合によって手順が異なる。構成の組合せ又は置換が容易であったり相違点に係る構成が設計事項等であったりしても、その組合せ又は置換を阻害する要因があったり予想以上の効果があったりする場合には進歩性が認められ特許を受けることができる。



⁶² 引用発明又は証拠を開示する書面の中に組合せ又は置換に係る記載が存在すること等。

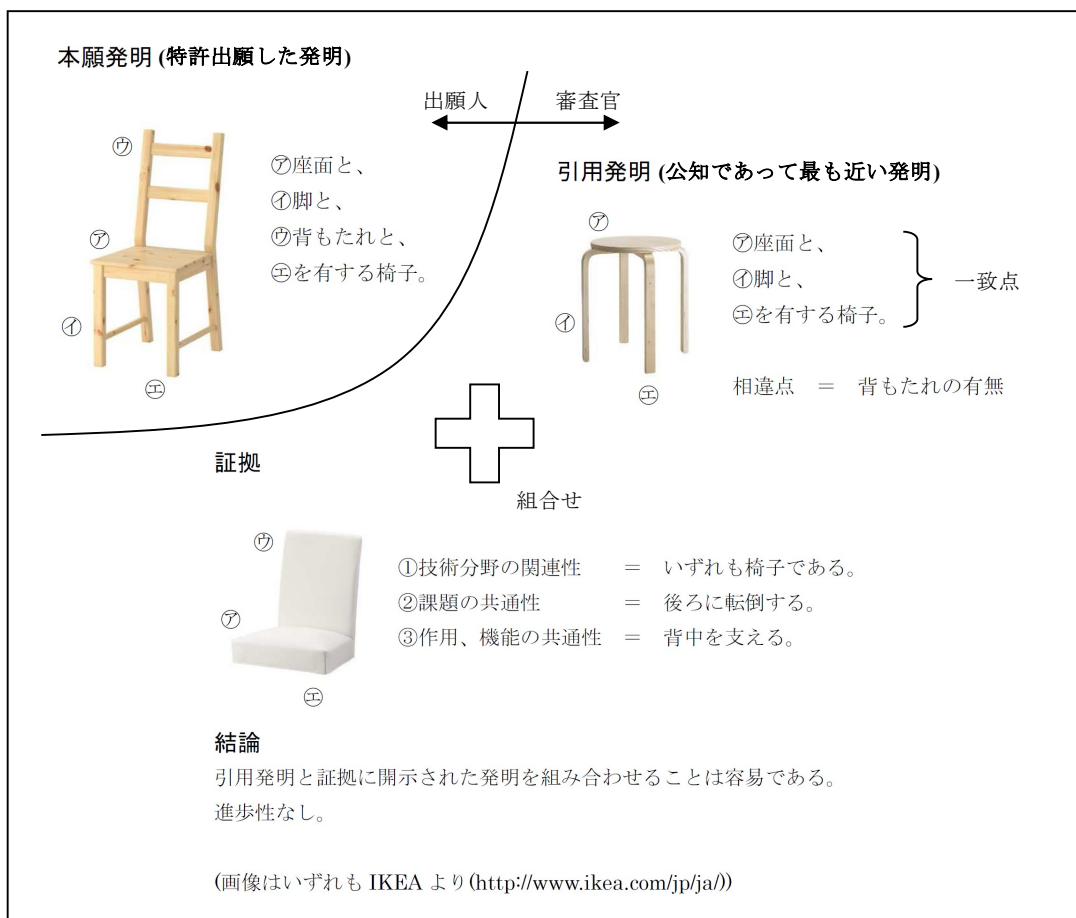


図 34 進歩性の判断手順例

表 5 進歩性の判断手順例(クレームチャート)

項目	構成要件(本願発明)	引用発明	証拠 ⁶³
⑦	座面と、	○	○
①	脚と、	○	×
②	背もたれと、	×	○
④	を有する椅子。	○	○

○：書かれている。 ×：書かれていない。

⁶³ 図 34 と表 5 は、次頁の図 35 に合わせて「引用発明」「証拠」と記載している。拒絶理由通知書においては、引用文献 1、引用文献 2 や引用発明 1、引用発明 2 と記載されるのが通例である。主引例、副引例ともいう。どちらを主引例にするかによって進歩性否定の論理付けは変わり得る。副引例が二つ以上ある場合もある。

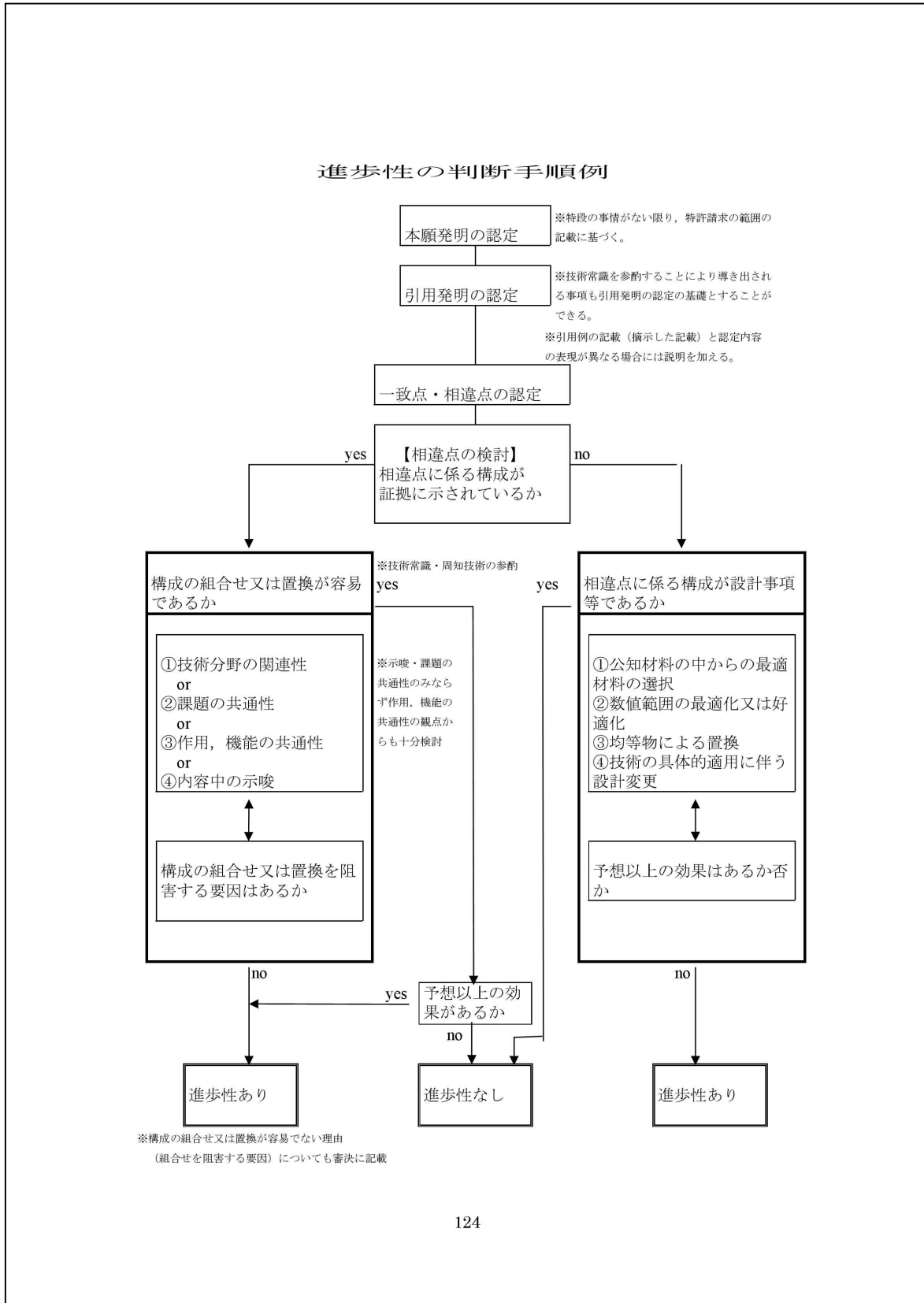


図 35 進歩性の判断手順例⁶⁴

⁶⁴ 特許庁審判部『進歩性検討会報告書』（2007年）124頁。
https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/pdf/sinposei_kentoukai/01.pdf

上記椅子の例においても、組合せを阻害する要因又は予想以上の効果があれば進歩性が認められるのであるから、例えば、背もたれの支柱と後ろの脚を一体に構成することにより、後ろに転倒しにくく丈夫であって、構成が簡易になって組立がし易いという予想以上の効果を主張することが考えられる⁶⁵。

このように、組合せ発明の進歩性については、既に存在する構成要件の一部を組合せに利用することがポイントである。上記椅子の例では、既に存在する椅子の脚を背もたれの支柱として利用することによって、背もたれない椅子と座椅子との単なる組合せを脱却し進歩性の要件を満たすことが可能になる。つまり、既に存在する構成要件の一部を接着剤にして、複数の機能を一体化させるようにすれば進歩性の要件を満たすことができるようになる可能性がある。

表 6 進歩性の判断手順例(クレームチャート) 下線は補正箇所

項目	構成要件(本願発明)	引用発明	証拠
㉗	座面と、	○	○
㉘	<u>複数の脚と、</u>	○	×
㉙	背もたれと、	×	○
㉚	<u>前記背もたれを支える支柱と、を備え、</u>	×	○
㉛	<u>前記複数の脚のうちの一部の脚と前記支柱とが一体に構成されている、</u>	×	×
㉜	椅子。	○	○

3-2-2. 補正

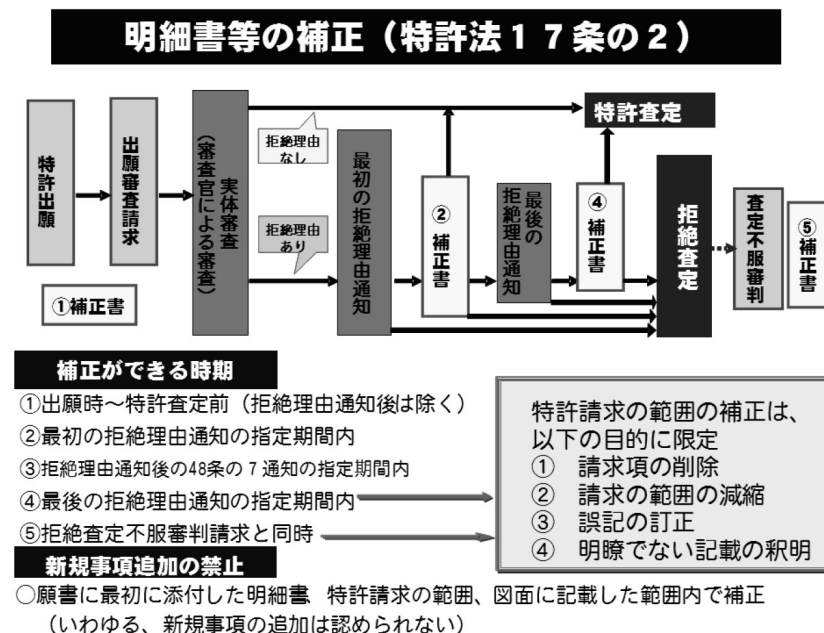


図 36 明細書等の補正⁶⁶

⁶⁵ 明細書又は図面にそのような記載のあること、あるいは記載されているに等しいことが必要である。

⁶⁶ 入門。②60日、③30日、ただし拒絶理由通知と同時の場合は60日、④60日。

拒絶理由通知を受けて補正をすることが一般的であるが、特許出願後に補正をしたり、審査請求と同時に補正をしたりすることもよくある。なお、「補正ができる時期」 「③拒絶理由通知後の 48 条の 7 通知の指定期間内」とは、文献公知発明に係る情報の記載についての通知に係る期間内のことである。

補正ができる時期①：出願時～特許査定前(拒絶理由通知後は除く)

新規事項追加禁止：特許出願時から記載していなければ補正できない。

特許法 17 条の 2 (願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)
 3 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、**願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面** (第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第八項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文 (誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)。第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項において同じ。) **に記載した事項の範囲内においてしなければならない。**

補正ができる時期②：最初の拒絶理由通知の指定期間内(60 日)

補正ができる時期③：拒絶理由通知後の 48 条の 7 通知の指定期間内(30 日)⁶⁷

シフト補正禁止：新規事項追加禁止に加えて、拒絶理由通知を受けた発明と異なる発明へは補正できない⁶⁸。前項に規定するものとは新規事項追加禁止である。

特許法 17 条の 2 (願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)
 4 前項に規定するもののほか、第一項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、**第三十七条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。**

特許法 37 条
 二以上の発明については、**経済産業省令で定める技術的關係**を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願書で特許出願をすることができる。

⁶⁷ 最初の拒絶理由通知と同時に通知を受けた場合は 60 日。

⁶⁸ 必要な場合は、分割出願を行う。デジカメに係る特許出願について、画面表示に関する発明からレンズ構成に関する発明に補正する等。

特許法施行規則 25条の8 (発明の単一性)

特許法第三十七条の経済産業省令で定める**技術的關係**とは、二以上の発明が**同一の又は対応する特別な技術的特徴を有している**ことにより、これらの発明が単一の一般的発明概念を形成するように連関している技術的關係をいう。

2 前項に規定する特別な**技術的特徴**とは、**発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴**をいう。

3 第一項に規定する技術的關係については、二以上の発明が別個の請求項に記載されているか単一の請求項に択一的な形式によって記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断するものとする。

補正ができる時期④：最後の拒絶理由通知の指定期間内(60日)

補正ができる時期⑤：拒絶査定不服審判請求と同時(3月)

補正目的の限定：新規事項追加禁止、シフト補正禁止に加えて、補正の目的が限定される。前二項に規定するものとは新規事項追加禁止とシフト補正禁止である。

特許法 17条の2 (願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

5 前二項に規定するもののほか、第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶理由通知と併せて第五十条の二の規定による通知を受けた場合に限る。)において特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 第三十六条第五項に規定する請求項の削除

二 特許請求の範囲の減縮(第三十六条第五項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。)

三 誤記の訂正

四 明りようでない記載の釈明(拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。)

補正できる内容は以下の通りである。

請求項の削除

特許請求の範囲の限縮

誤記の訂正

明りようでない記載の釈明

3-3. 課題

第2回の課題は特許公報を基にしたクレームチャートとクレームツリーの作成であった。第3回は、選択した特許に対してうたれた拒絶理由通知⁶⁹を基に、本願発明の構成要件と引用発明の対応を示すクレームチャート(表5参照)⁷⁰を作成しレポートにまとめたうえで発表する。審査請求時等に自発補正がされていないかにも注意する。本願発明は、特許法29条2項の拒絶理由が示されている請求項のうち、最も若い番号の請求項であって登録に至っているものを対象とする。

審査書類情報のうち、検索報告書がある場合には、これにも目を通す⁷¹。審査に係る請求項が分節されているので、これを参考にする。また、検索論理式が記載されているので、サーチのプロがどのような検索論理式で検索を行っているのかを概観する。あわせて、同義語のバリエーションにも目を通す。

ただし、引用発明以外を精査する必要はない。引用発明として非特許文献が引かれており原本に当たることが困難な場合には、その非特許文献について拒絶理由通知書に記載されている内容を検討することでかまわない。なお、特許法36条6項各号に係る拒絶理由も伴う場合は、それに対する補正案⁷²を示したうえでクレームチャートを作成する。

特許法36条(特許出願)
 6 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
 一 特許を受けようとする発明が**発明の詳細な説明に記載したものであること**。
 二 特許を受けようとする発明が**明確**であること。
 三 請求項ごとの記載が**簡潔**であること。
 四 その他**経済産業省令で定めるところにより記載**されていること。

公開特許公報に記載の請求項と引用発明の対比を含むクレームチャートの作成が課題であるが、公開特許公報の発行後、実体審査に入る前に自発補正がされているかも

⁶⁹ 本課題では、特許法29条2項の拒絶理由を含む拒絶理由通知が一回だけうたれた特許を対象とするが、特許法29条2項による拒絶理由を含む最初の拒絶理由通知が複数うたれている場合もある。「特許・実用新案審査基準」第1部第2章第3節拒絶理由通知「3.2.2 二回目以降であっても「最初の拒絶理由通知」とすべき場合」には「二回目以降の拒絶理由通知であっても、一回目の拒絶理由通知において審査官が指摘しなければならなかった拒絶理由を通知する場合は、その拒絶理由は補正によって生じたものではないから、審査官は、「最初の拒絶理由通知」を通知する。…したがって、以下の(1)又は(2)に該当する場合は、審査官は、「最初の拒絶理由通知」を通知する。

(1) 一回目の拒絶理由通知をするときに審査官が指摘しなければならなかったものであったが、その時点では発見しなかった拒絶理由を通知する場合

(2) 一回目の拒絶理由通知において示した拒絶理由が適切でなかったために、再度、適切な拒絶理由通知をし直す場合」と記載されている。

⁷⁰ 公開特許公報の特許請求の範囲に記載の請求項又は自発補正後の請求項が対象となる。このようなクレームチャートは、実務上、拒絶応答や侵害判断等で頻りに作成するので慣れる必要がある。

⁷¹ 検索報告書があるのは、登録調査機関が調査をした場合であって、審査官が自ら調査をした場合には、検索報告書は存在しない。

⁷² ヒントは特許公報にあるだろう。

しれない。自発補正がされている場合は、自発補正によって補正された書類が実体審査の対象となる。第1回の課題である審査書類情報を再確認し、自発補正がされていないかを調べる⁷³。

なお、補正は拒絶理由通知等を受けて、やむなく行う場合が多いが(特許法17条の2第1項ただし書き)、実際には特許査定が出るまでの間いつでも補正ができる(特許法17条の2第1項本文)。従って、出願後に不備を発見した場合等は、自ら補正をすることがある。自らする補正なので自発補正という。実務上は、審査請求と同時に自発補正を行うことが多い。出願から3年近くが経過している場合、市場や競合他社の動向、技術開発の状況等が出願時から変化しているため、特許請求の範囲等の記載を見直す必要があるからである。

ちなみに、本願発明の読み込みが不十分な場合は、この際しっかりと明細書を読み込む。これは、知財担当者の基本中の基本である。その後、引用発明の明細書もしっかりと読み込む。そのうえで、拒絶理由通知書に書かれた一致点・相違点を理解してクレームチャートを作成する。

(参考)

特許請求の範囲について、削除する補正には(1)請求項の一部の文言を削除する補正と(2)請求項の全体を削除する補正がある。

(1)請求項の一部を削除する補正の場合、例えば「有することを特徴とする、モバイル端末」を「有する、モバイル端末」に補正したうえで、読点(、)に下線を付す。これは、下線の部分に削除された文言があったということを示している。

(2)請求項の全体を削除する補正の場合、手続補正書に削除された請求項を示す手掛かりはない。その場合は、手続補正書と同時に提出される意見書に補正の内容が説明されているはずであるから、そちらを参照する。

●参考書



千本潤介著=伊藤健太郎監『これだけは知っておきたい特許審査の実務』(中央経済社・2019年)

⁷³ 時間的な制約から、特許請求の範囲の記載について精査を行わずに特許出願することもある。そのような場合であっても、明細書には必要な事項を漏れなく記載するように留意する。新規事項の追加は認められないので、追って特許請求の範囲を補正するために必要な事項は明細書に記載しておかなければならない。



高橋政治『進歩性欠如の拒絶理由通知への対応ノウハウ』
(経済産業調査会・2016年)



稲葉慶和『新・拒絶理由通知との対話』
(エイバックズーム・2014年)

4. 中間処理(2)

4-1. 手続例

4-1-1. 出願

①願書

【書類名】	特許願	個人出願(個人車検とディーラー車検 のようなもの)
【整理番号】	H18-02010	
【提出日】	平成 18 年 2 月 1 日	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【国際特許分類】		
【発明者】		会社の場合は会 社の住所・発明 者の氏名
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地〇	
【氏名】	〇〇 〇〇	
【特許出願人】		会社の場合は会 社の住所・名 称・電話番号
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地〇	
【氏名又は名称】	〇〇 〇〇	
【電話番号】	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
【提出物件の目録】		
【物件名】	特許請求の範囲 1	
【物件名】	明細書 1	
【物件名】	図面 1	
【物件名】	要約書 1	

②特許請求の範囲

【書類名】 特許請求の範囲	この時点では弁理士の手は入っていない。個人発 明家による作成のためよい例とはいえない。
【請求項 1】	
従来ある卵焼き器を円形にすることで電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用を目的とす る。	目的を記載するのではない。
【請求項 2】	
卵焼きを作りながら同時につけ合わせなどを調理できる部分が両側にある形状の卵焼 き器。	

③明細書

【書類名】 明細書	段落番号はパソコン出 願ソフトによる自動挿 入である。	【発明の名称】と【技術 分野】の間に【発明の詳 細な説明】という項目が 必要である。
【発明の名称】 IHクッキングヒーター用卵焼き器		
【技術分野】		
【0001】		
本発明は、卵焼き器に関するものであり、卵焼き器の形状を円形にすることによって、 電磁調理器を使用したときに効率よく電磁誘導加熱を利用できるようにしたものである。 また卵焼き器本来の四角形を中心部に保持しながら、円形にすることでできた側部 を利用することで、卵焼きと同時につけ合わせなども調理できるようにしたものである。		

【背景技術】

【0002】

従来の卵焼き器は形状が四角形であり、電磁調理器を使用する際に効率よく電磁誘導加熱を利用するのに適した形状のものはない。特許文献1は従来の卵焼き器の盤面をおうと波状にしたに留まっており、また、特許文献2、特許文献3は目玉焼きを調理するためのものである。特許文献4は、フライパンに区切りをつけることで同時に多種の料理が調理できるが、電磁調理器に対してその形状が電磁誘導加熱を効率よく利用するのに適した形状ではなく、特許文献5、特許文献6は、フライパンに区切りがあるものの、卵焼きを調理するのには適さないと考えられる。

- 【特許文献1】 特開2001-252201号広報
- 【特許文献2】 特開2003-061833号広報
- 【特許文献3】 特開2000-262413号広報
- 【特許文献4】 特開2005-287580号広報
- 【特許文献5】 特開平6-075334号広報
- 【特許文献6】 特開平6-048543号広報

「広報」は「公報」の誤りである。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

従来のものでは単独で同時に卵焼きと付け合せの調理が行えず、調理時間とエネルギーを無駄を省くことを課題とする。

【課題を解決するための手段】

【0004】

この課題を解決するための請求項1の発明は、形状を円形にすることで電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用を目的とする卵焼き器である。

【0005】

また、請求項2の発明は、卵焼きを作りながら同時につけ合わせなどを調理できる部分を両側に持つ。

【発明の効果】

【0006】

本発明により電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用ができ、また、卵焼きを作りながら同時につけ合わせなどを調理でき、調理時間を短縮しエネルギーの無駄を省くことができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0007】

図1は、卵焼き器を円形にし、中央に長方形の部分と、側部につけ合わせなどを調理できる部分をもうけた形状の平面図である。

【課題を解決するための手段】

【産業上の利用可能性】の誤りである。

【0008】

本発明に係る卵焼き器は、工業的に量産することが可能であるため、産業上の利用可能性を有する。

【図面の簡単な説明】

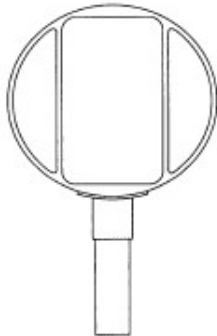
【0009】

【図1】 図1は、卵焼き器を円形にし、中央に長方形の部分と、側部につけ合わせなどを調理できる部分をもうけた形状の平面図である。

④ 図面

【書類名】 図面

【図 1】



⑤ 要約書

【書類名】 要約書

【要約】

【課題】 卵焼き器を電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用し、同時に多種の調理を行い調理時間とエネルギー無駄を省くことを目的とする。

【解決手段】 卵焼き器を円形にし、中央に長方形の部分と側部につけ合わせなどを調理できる部分を設ける。

【選択図】 図 1

4-1-2. 審査

①拒絶理由通知書(審査官)

拒絶理由通知書

特許出願の番号	特願 2006-055486
起案日	平成 20 年 5 月 19 日
特許庁審査官	結城 健太郎 3024 3100
特許出願人	〇〇 〇〇 様
適用条文	第 29 条第 2 項、第 36 条

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から 60 日以内に意見書を提出してください。

理 由

1. この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前日本国内において頒布された下記の刊行物に記載された発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができない。

2. この出願は、特許請求の範囲の記載が下記の点で、特許法第 36 条第 6 項第 2 号に規定する要件を満たしていない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

- 理由 1 について
- ・請求項 1, 2
- ・引用文献 1
- ・備考

進歩性欠如

(基本引用例の認定)

引用文献 1 には、仕切によって、卵焼きを作りながら同時につけ合わせなどを調理できる部分を設けた卵焼き器が記載されていると認められる (特に段落【0011】、図 1, 2 参照)。

(判断)

「進歩性の判断手順例」(図 35)右ルート④参照

引用文献 1 では、卵焼き器本体の形状を円形とすることが記載されている (特に段落【0011】の「他の実施形態」参照)。つけ合わせなどを調理できる部分を卵焼きを作る部分の両側に設けることは、当業者が適宜なし得た設計事項にすぎない。

よって、本願請求項 1, 2 に係る発明は、引用文献 1 に記載された発明から当業者が容易に想到し得たものである。

- 理由 2 について

特許を受けようとする発明が不明確

本願請求項 1 には、「従来ある卵焼き器を円形にすることで電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用を目的とする。」と記載されているが、この記載では、本願請求項 1 に係る発明が、何に関する発明なのか不明確である。また、「従来ある卵焼き器」とはどのようなものか不明確であり、「円形にする」とは「従来ある卵焼き器」の何を円形にすることか不明確である。さらに、「電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用を目的とする」の

意味が不明確である。すなわち、「電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用を目的と」して「円形にする」ことと、「電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用を目的と」しないで「円形にする」ことが、どう異なるのか不明確である。通常、何を目的とするかは、物としての発明の構成に影響を与えない。

よって、本願請求項1に係る発明は明確であるとはいえない。

なお、本願の段落【0002】において、「特開2001-252201号広報」,「特開2003-061833号広報」,「特開2000-262413号広報」,「特開2005-287580号広報」,「特開平6-075334号広報」,「特開平6-048543号広報」はそれぞれ、「特開2001-252201号公報」,「特開2003-061833号公報」,「特開2000-262413号公報」,「特開2005-287580号公報」,「実開平6-075334号公報」,「実開平6-048543号公報」の誤記である。

引用文献等一覧

1. 特開2005-296421号公報

先行技術文献調査結果の記録

・調査した分野 IPC A47J 37/12

・先行技術文献

1. 実願昭51-120402号(実開昭53-38566号)
のマイクロフィルム
2. 実願昭54-20119号(実開昭55-119031号)
のマイクロフィルム

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ、または面接のご希望がございましたら下記までご連絡下さい。

特許審査第二部 熱機器 結城 健太郎
TEL. 03(3581)1101 内線 3336
FAX. 03(3501)0672

②引用文献 1(審査官)

引用文献 1：特開 2005-296421 号公報

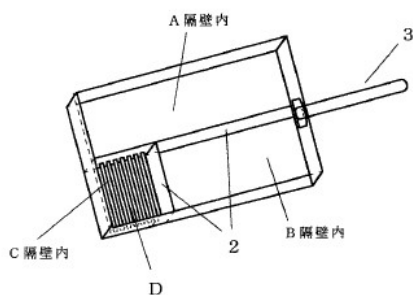
【0 0 1 1】

図 2 で示す通り、隔壁された部分の例えば、A 隔壁内で卵焼き、B 隔壁内は炒めもの、C 隔壁内では魚類、肉類等の焼き調理が同時に行える。

「他の実施形態」

図 2 の実施形態では、1 本体の形状は矩形形状であるが、1 本体の形状は他の形状、例えば円形、楕円形でも良い。尚、C 隔壁内の、D 凸凹形状は他の形状でも良い。

【図 1】



【図 2】

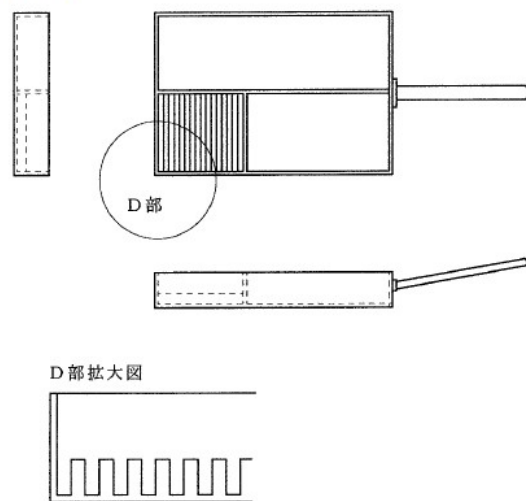


表 7 手続例(クレームチャート)

項目	構成要件(本願発明・筆者修正)	引用文献 1	判断
㉞	円形であって、	○(示唆)	
㉟	卵焼き調理部と、	○	
㊱	前記卵焼き調理部の両側の付け合わせ等調理部と、	×	設計事項
㊲	を有する卵焼き器。	○	

「進歩性の判断手順例」(図 35)右ルート④参照

表 7 は審査官による進歩性欠如の論理付けを明確にするために筆者が示したクレーム案であって実際の補正とは異なる。㉞について、引用文献 1 においては長方形の実施例とともに「円形、楕円形でも良い」との示唆がある。本願発明と引用文献 1 に記載の卵焼き器の相違点である㊱について、引用文献 1 においては調理部の片側に付け合わせ等調理部を有する卵焼き器が開示されているので、調理部の両側に付け合わせ等調理部を設けることは単なる設計事項に過ぎないとされた。

③意見書

【書類名】 意見書
 【整理番号】 H18-02010
 【提出日】 平成 20 年 7 月 28 日
 【あて先】 特許庁審査官 結城 健太郎殿
 【事件の表示】
 【出願番号】 特願 2006- 55486
 【特許出願人】
 【識別番号】 506071139
 【氏名又は名称】 ○○ ○○
 【代理人】
 【識別番号】 100123467
 【弁理士】
 【氏名又は名称】 柳館 隆彦
 【発送番号】 287705

弁理士登場
特許庁に対する手続を代理

誤字過多
(青字)

【意見の内容】

(1) 拒絶の理由によると、本願の請求項 1, 2 に係る発明は、引用文献 1 に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができないとされました (理由 1)。

拒絶理由
(確認)

引用文献 1. 特開 2005-296421 号公報

また、本願は、請求項 1 に係る発明が明確でないとの点で特許法第 36 条第 6 項第 2 号に規定する要件を満たしていないとされました (理由 2)。

これを受けて、出願人は特許請求の範囲を下記のとおり補正しました⁷⁴。かかる補正により拒絶の理由は解消されました。以下にその理由を述べます。

補正内容
(説明)

【請求項 1】

電磁調理器に使用される柄付きの卵焼き器であって、電磁誘導加熱による加熱調理部が円形に形成されており、その円形調理部の中央に卵焼きのための長方形の部分が設けられると共に、その両側部につけ合わせなどを調理できる部分が設けられていることを特徴とする電磁調理器用卵焼き器。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の電磁調理器用卵焼き器において、前記加熱調理部が、柄の延長線を挟んで左右対称である電磁調理器用卵焼き器。

(2) 補正について

今回の補正では、請求項 1 において、次の 4 つの事項を明記しました。

- 1) 本願発明は電磁調理器に使用される柄付きの卵焼き器であること。
- 2) その卵焼き器の電磁誘導加熱による加熱調理部が円形に形成されていること。
- 3) その加熱調理部の中央に卵焼きのための長方形の部分が設けられること。
- 4) 長方形の部分の両側につけ合わせなどを調理できる部分が設けられていること。

引用文献 1 の卵焼き器も電磁調理器に使用できないわけではないから上記 1) は引用文献 1 と同じ。上記 2) は引用文献 1 に示唆あり。上記 3) 4) は本願の卵焼き器の特徴ということが出来る。以下は、新規事項追加の補正でないことの説明。

これらの事項は、出願明細書の【0001】や【0007】、【図 1】の記載から自明です。ちなみに、本願発明が電磁調理器用の卵焼き器であることは【0001】に「本発明は・・・電磁調理器を使用したときに・・・」と説明されており、柄付きであること、及び円形部分が柄付き卵焼き器の柄の部分を除いた加熱調理部であることは【図 1】

⁷⁴ 意見書に補正後の内容を記載しても手続補正書の提出が不要になるわけではない。

に明示されているとおりです。

また、請求項2においては、円形の加熱調理部が、柄の延長線を挟んで左右対称形状であることを規定しましたが、これも又【図1】に明示されているとおりであり、明細書中にも「中央」「両側」というように、その概念は存在します。

特許請求の範囲と共に明細書も補正しましたが、これは請求項1の補正に伴う記載の不整合を解消するための不明瞭な記載の釈明を目的とした形式的な補正、及び誤記の訂正です。なお、明細書の補正において、円形調理部の「中央」が「柄の延長線部分」であることを説明しましたが、これは【図1】の記載より自明です。

したがって、今回の補正に問題はありません。

予想以上の効果

(3) 本願発明について

本願の請求項1に係る発明(以下、本願発明)の電磁調理器用卵焼き器では、電磁誘導加熱による加熱調理部が加熱効率のよい円形とされています。円形調理部の加熱効率がよい理由は次のとおりです。

電磁調理器のコイルは円形です。加熱調理部が四角形であると、調理部の四隅がコイルからはみ出すか、コイルの周囲が調理部からはみ出し、効率低下が生じます。これに対し、加熱調理部が円形であると、調理部とコイルの形状を一致させることができ、はみ出しをなくすることができます。また、いずれかが外側へはみ出すにしても、そのはみ出し量が周囲で均等になり、極端なロスが生じません。このため、本願発明では加熱調理部を円形としました。

しかし、加熱調理部が円形であると、オムレツはできても、卵焼きはできません(二重下線、筆者)。そこで、円形の加熱調理部の中央に長方形の卵焼き部を形成しました。卵焼き部が加熱調理部の中央、すなわち柄の延長線部分にあるため、卵焼き部を最大限広く確保することができるのみならず、重心的にも作業的に従来の角形卵焼き器と同様に、違和感なく自然な感覚で調理作業を行うことができます。

その反面、卵焼き部の両側に、円の一部分からなる形状の余剰部分ができます。本願発明では、この両側の余剰部分を、つけ合わせなどを調理できる部分として利用しました。

これにより、本願発明は「本発明は、卵焼き器に関するものであり、卵焼き器の形状を円形にすることによって、電磁調理器を使用したときに効率よく電磁誘導加熱を利用できるようにしたものである。また卵焼き器本来の四角形を中心部に保持しながら、円形にすることでできた側部を利用することで、卵焼きと同時につけ合わせなども調理できるようにしたものである」【0001】、「電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用ができ、また、卵焼きを作りながら同時につけ合わせなどを調理でき、調理時間を短縮しエネルギーの無駄を省くことができる」【0006】という効果を奏します。

効果
①効率

効果
②面積
③作業
④余剰

まとめ

(4) 引用文献との比較

「進歩性の判断手順例」(図35)右ルート「予想以上の効果」参照

ご指摘のとおり「引用文献1には、仕切りによって卵焼きを作りながら同時につけ合わせとを調理できる部分を設けた卵焼き器が記載され」ています。また、特に指摘はありませんが、調理部の形状が円形でもよい旨も記載されています【0011】。

しかしながら、この調理器は、ガスコンロや電熱器で調理行う通常の卵焼き器であり、電磁誘導加熱による電磁調理器用ではありません。

しかも、卵焼きを行う部分は、調理部が矩形の場合、中心線の片側にあり、中央部には存在しません。すなわち、引用文献1に示された卵焼きは左右対称形状ではありません。したがって、仮に調理部が円形の場合でも、その中央部に卵焼き部を形成するという発想は生まれませんし、また、その卵焼き部を長方形とする発想も生まれません。

引用文献1に記載された卵焼き器は、単に卵焼きと他の調理を同時並行して行うことができる仕切り付きの調理器に過ぎません。また、その卵焼き器は、左右対称の形状ではないので、円形の調理部の中央に長方形の卵焼き部を配置し、その両側につけ合わせ調理部を配置するという左右対称的な本願重要構成も教示されません。

したがって、引用文献1に記載の発明から、本願発明が容易想到という指摘は当たりません。

本願発明の卵焼き器は、電磁調理器用であって、なおかつ円形調理部の中央に長方形の卵焼き部を形成した、丸と角を組み合わせた異形で、しかも左右対称な、形状的にも機能的にも、非常に特徴的な調理器であることをご理解下さい。

二重下線部と矛盾

(5) 以上に述べましたとおり、引用文献1に記載された発明は、単なる仕切り付きの調理器⁷⁵です。これに対し、本願発明の卵焼き器は円の中央に長方形の卵焼き部を配した**異形**で対称的な調理器です。この特徴的構成により、本願発明は卵焼きとつけあわせ料理をエネルギー的に効率よく、また従来と変わらない自然な感覚で作業性よく調理することができます。この特徴構成及び作用**固**効果を引用文献1は一切示唆開示していません。したがって、引用文献1に記載の発明から本願発明が容易想到との指摘は当たりません。

このように、本願発明は特許法第29条第2項の規定に該当しないことが明らかですので、再度ご審査をお願い致します。

④ 手続補正書(特許出願人)

【書類名】 手続補正書
 【整理番号】 H18-02010
 【提出日】 平成20年7月28日
 【あて先】 特許庁長官 鈴木 隆史殿
 【事件の表示】
 【出願番号】 特願 2006- 55486
 【補正をする者】
 【識別番号】 506071139
 【氏名又は名称】 ○○ ○○
 【代理人】
 【識別番号】 100123467
 【弁理士】
 【氏名又は名称】 柳 館 隆彦
 【発送番号】 287705
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】 特許請求の範囲
 【補正対象項目名】 全文
 【補正方法】 変更
 【補正の内容】
 【書類名】 特許請求の範囲
 【請求項1】

補正した部分に下線を引く。
 (この場合は、請求項1、2の全文)

電磁調理器に使用される柄付きの卵焼き器であって、電磁誘導加熱による加熱調理部が円形に形成されており、その円形調理部の中央に卵焼きのための長方形の部分が設けられると共に、その両側部につけ合わせなどを調理できる部分が設けられていることを特徴とする電磁調理器用卵焼き器。

【請求項2】

請求項1に記載の電磁調理器用卵焼き器において、前記加熱調理部が、柄の延長線を挟んで左右対称である電磁調理器用卵焼き器。

【手続補正2】

(略) (明細書の【課題を解決するための手段】の補正)

⁷⁵ 先行技術には敬意を払うべきであり、このような表現は好ましくない。

⑤特許査定(審査官)

特許査定

特許出願の番号	特願 2006-055486
起案日	平成 21 年 1 月 20 日
特許庁審査官	結城 健太郎 3024 3L00
発明の名称	電磁調理器用卵焼き器
請求項の数	2
特許出願人	〇〇 〇〇
代理人	柳舘 隆彦

この出願については、拒絶の理由を発見しないから、特許査定をします。

(19) 日本国特許庁(JP)	(12) 特 許 公 報(B2)	(11) 特許番号 特許第4260813号 (P4260813)
(45) 発行日 平成21年4月30日(2009. 4. 30)	(24) 登録日 平成21年2月20日(2009. 2. 20)	
(51) Int.Cl.	F 1	
A 4 7 J 37/10 (2006.01)	A 4 7 J 37/10 3 0 1	
A 4 7 J 27/00 (2006.01)	A 4 7 J 27/00 1 0 7	
請求項の数 2 (全 4 頁)		
(21) 出願番号 特願2006-55486 (P2006-55486)	(73) 特許権者 506071139	
(22) 出願日 平成18年2月1日(2006.2.1)	茨田 陽介	
(65) 公開番号 特開2007-203017 (P2007-203017A)	奈良県生駒市俣口町1328番地1	
(43) 公開日 平成19年8月16日(2007.8.16)	(74) 代理人 100123467	
審査請求日 平成18年4月21日(2006.4.21)	弁理士 柳館 隆彦	
	(72) 発明者 茨田 陽介	
	奈良県生駒市俣口町1328番地1	
	審査官 結城 健太郎	
最終頁に続く		
(54) 【発明の名称】 電磁調理器用卵焼き器		
(57) 【特許請求の範囲】		
【請求項1】		
電磁調理器に使用される柄付きの卵焼き器であって、電磁誘導加熱による加熱調理部が円形に形成されており、その円形調理部の中央に卵焼きのための長方形の部分が設けられると共に、その両側部につけ合わせなどを調理できる部分が設けられていることを特徴とする電磁調理器用卵焼き器。		
【請求項2】		
請求項1に記載の電磁調理器用卵焼き器において、前記加熱調理部が、柄の延長線を挟んで左右対称である電磁調理器用卵焼き器。		
【発明の詳細な説明】		
【技術分野】		
【0001】		
本発明は、卵焼き器に関するものであり、卵焼き器の形状を円形にすることによって、電磁調理器を使用したときに効率よく電磁誘導加熱を利用できるようにしたものである。また卵焼き器本来の四角形を中心部に保持しながら、円形にすることでできた側部を利用することで、卵焼きと同時につけ合わせなども調理できるようにしたものである。		
【背景技術】		
【0002】		
従来の卵焼き器は形状が四角形であり、電磁調理器を使用する際に効率よく電磁誘導加熱を利用するのに適した形状のものはない。特許文献1は従来の卵焼き器の盤面をおうと		

図 37 特許第 4260813 号(フロントページ)

なお、本特許権は既に消滅している。

4-1-3. 私見

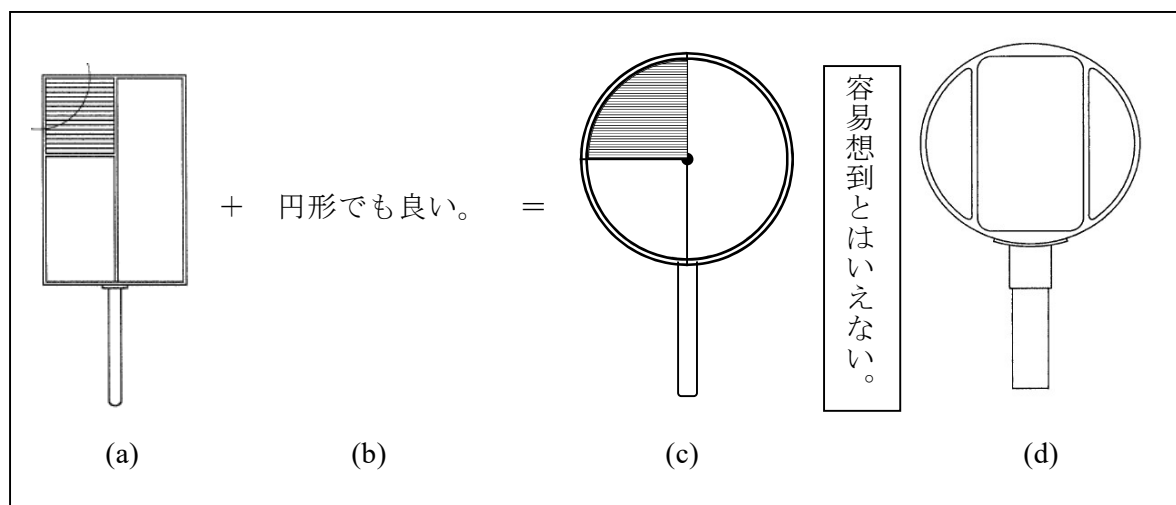


図 38 意見書における引用文献との比較

意見書は、引用文献 1 に記載の卵焼き器(上図(a))及び引用文献 1 に記載の「円形、楕円形)でも良い。」との示唆(上図(b))から、当業者にとって容易想到な卵焼き器は上図(c)に示すものであって、本願の卵焼き器(上図(d))は、当業者にとって容易想到ということとはできないとの論旨である。

しかしながら、特許出願人も自認するように⁷⁶、当業者にとって、卵を焼く部分が長方形でなくてはならないことは技術常識といえるから、上図(c)に示す卵焼き器が卵焼き器としての機能を果たすことができないことは自明である。したがって、円形調理部に長方形の部分設けることは必然であり、その際、本願の卵焼き器(上図(d))のように円形調理部の中央に長方形の部分設けることに格別の困難があるとは認められない。

なお、先行文献として、フライパンの平鍋体に複数の小間を設けて異種複数の食品を同時調理可能なフライパン(実開昭 59-98835)も存在するから、そのようなフライパンと引用文献 1 との組合せによって拒絶することも可能であったように思われる。

一方、本特許権に対しては、二つの特許無効審判が請求されたが、いずれも不成立とされている(無効 2011-800024、無効 2011-800025)。特許無効審判は乗り切ったが、訴訟に耐えうるか否かは疑問の余地がある。被告の立場に立てば、上記のような理由で特許無効の抗弁を主張することも考えられる。

⁷⁶ ③意見書「(3) 本願発明について」の二重下線部参照。このような言質を残してはいけない。

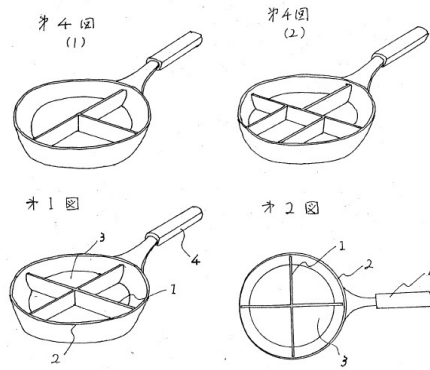


図 39 実開昭 59-98835 の図面



図 40 実際の商品⁷⁷

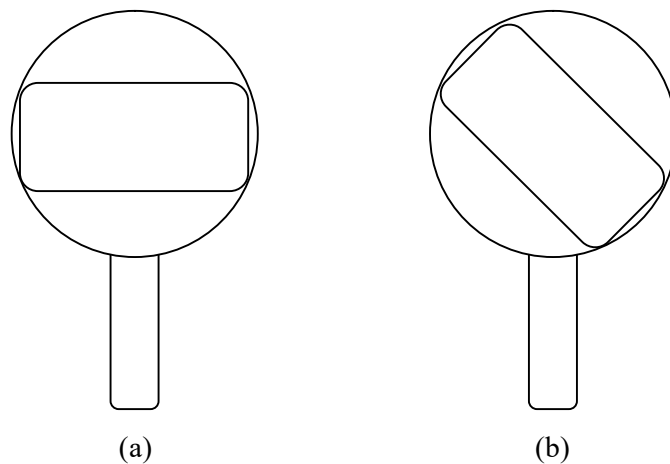


図 41 侵害・非侵害

図 39 右上第 4 図(2)に示すフライパン及び図 41 に示す卵焼き器について、本特許権を侵害するか否かを検討されたい。図 41(a)に示す卵焼き器は、柄の延長線と卵を焼く部分の長手方向が直交しているから、左手で柄を把持した場合に、ターナーを持つ右手と柄を把持した左手が干渉せず、卵焼きを作りやすいという新たな効果を奏するのではないか。さ

⁷⁷ 谷口金属工業株式会社のホームページより。実売 3000 円程度。現在は販売されていないようである。

らに、柄の延長線と卵を焼く部分の長手方向のなす角度が 90 度未満の場合かどうか(図 41(b))。より卵焼きが作りやすくなるのではないか。その際、卵焼きを作るのに最も適した角度を実験によって求めた場合はどうか⁷⁸。

⁷⁸ 図 39 右上第 4 図(2)に示すフライパンについては、請求項 1 に記載の「円形調理部の中央」の解釈が争点となろう(後述)。図 41 に示す卵焼き器については、いずれも改良発明の域を出ないのではなかろうか。なお、図 41(b)については、数値限定発明ともなり得る。

4-2. 特許と意匠・商標

4-2-1. 特許と意匠

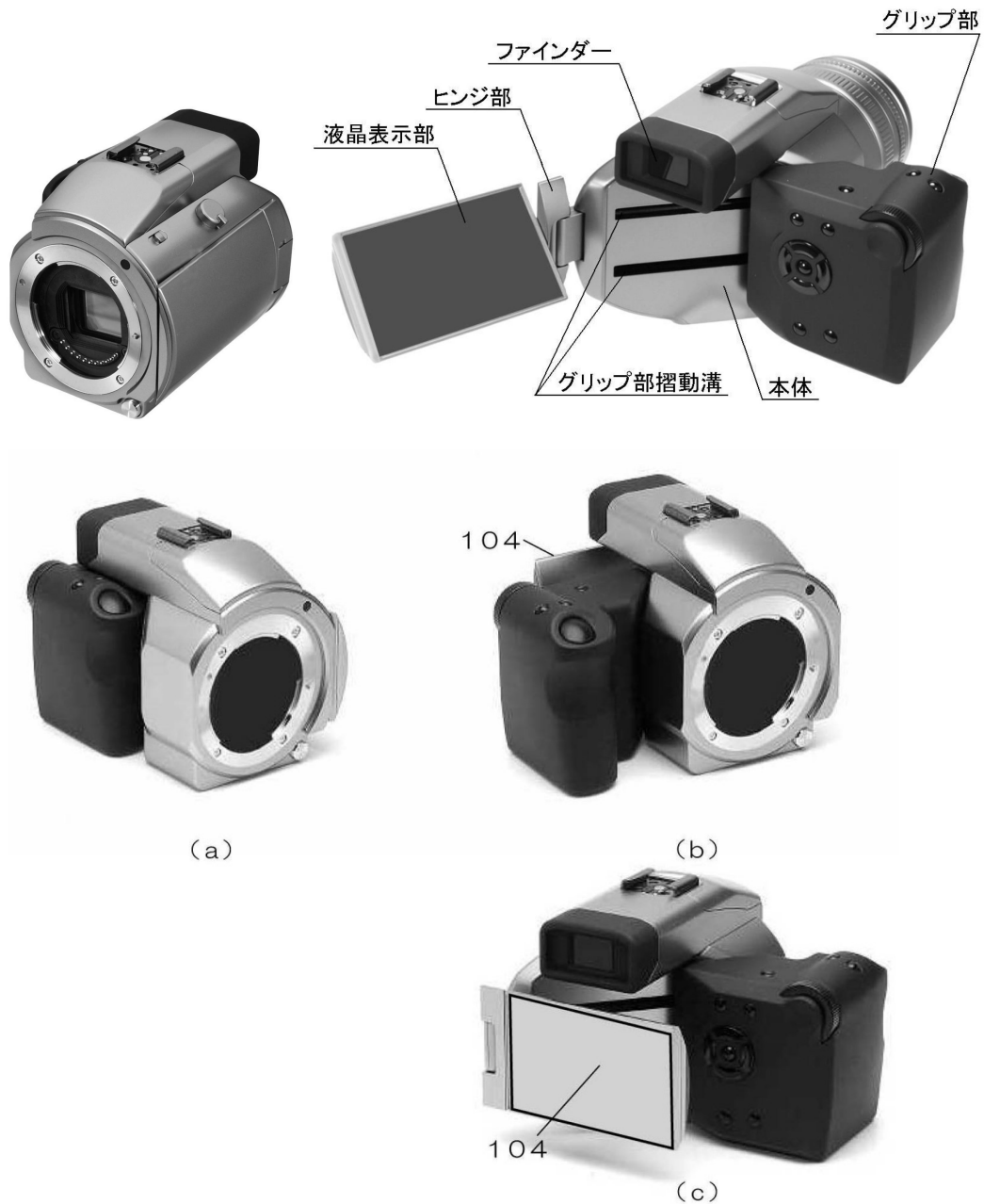


図 42 特許第 5446828 号、意匠登録第 1401622 号(パナソニック株式会社)

これはいわゆる知財ミックスであるが、広い視野をもった人になることは極めて重要である。ヨーゼフ・シュンペーターはイノベーションを「生産要素の新結合」と定義している。また、スティーブ・ジョブズは「イノベーション=コネクティング・ドッツ」(点と点をつなげること)だといっている。

「【請求項 1】

カメラ本体と、

前記カメラ本体の側面と背面の接線近傍に設けられた回転軸に軸支され、前記回転軸を中心に前記カメラ本体の側面から前記カメラ本体の背面まで移動可能な表示部と、
を備え、

前記表示部が前記カメラ本体の側面にあるときは、前記表示部の表示面は前記カメラ本体の側面に対向し、

前記表示部が前記カメラ本体の背面にあるときは、前記表示部の表示面は前記カメラ本体の背面と同じ向きであり、かつ、前記表示面の中央部は、前記カメラ本体の光軸と重なる、

撮像装置。」(下線部は審査時の補正)

収納時には図 42(a)のようにコンパクトになり、撮影時には図 42(b)(c)のようにレンズ交換式デジタルカメラに変形する。子育て中のお母さんにお子さんの成長記録を美しい写真で残してほしい。そのため、何かと持ち物の多いお母さんのトートバッグにも気軽に放り込めるレンズ交換式デジタルカメラを開発した。

登録意匠は動的意匠ではない。収納時の形態(図 42(a))のみを権利化した。撮影時の形態は参考図である。我が国の動的意匠は各変化態様のすべてを含んで一つの意匠と捉えるので、かえって権利範囲を狭めることになりかねないからである。なお、米国では各変化態様のいずれかと同一又は類似であれば侵害となる。

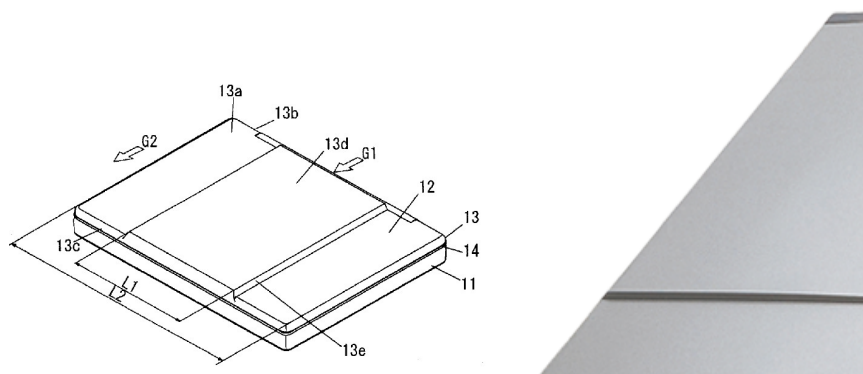


図 43 特許第 4110779 号、意匠登録第 1161645 号(パナソニック株式会社)⁷⁹

【請求項 1】

熔融した金属より成型され、略矩形形状の第 1 の筐体、及び前記第 1 の筐体とともに平板状箱体を形成する第 2 の筐体で構成する携帯型情報処理装置であって、

前記第 1 の筐体は、

略矩形形状で同一面積の一对の平面部と、

当該第 1 の筐体の中央部が凸状に隆起し、前記一对の平面部に対して段差のある隆起部と、

前記平面部と前記隆起部とを連結し、前記平面部の外形の辺に平行な段差を形成する一对の立上り部とを有し、

前記一对の立上り部の段差は、前記一对の平面部と前記隆起部とが成す一对の境界線に直交する当該一对の平面部の一辺から当該一辺に対向する他辺に渡って形成され、

前記一对の平面部及び前記隆起部における当該隆起部と一对の立上り部との境界線に直交方向の幅 L_2 に対する前記隆起部の前記直交方向における幅 L_1 の比は、略 $1/2$ であり、

前記平面部と前記隆起部との段差は $1 \sim 3 \text{ mm}$ であり、

前記立上り部の肉厚 T_1 が、前記平面部の基本肉厚 T_2 に対して、 $T_1 > T_2$ となるように構成されていることを特徴とする携帯型情報処理装置。 (下線部は審査時の補正)

背面のボンネット構造は、パソコンの強度を向上させるとともに、一目でパナソニックのパソコンだとわかる目印にもなっている。

⁷⁹ パナソニック株式会社。 http://panasonic.jp/pc/appli/20th_history/



図 44 特許第 3852854 号(訂正 2009-390032)(齋藤繁建築研究所)⁸⁰

【請求項 1】

指先でなぞるように操作されるための所定の幅を有する連続したリング状に予め特定された軌跡上に連続してタッチ位置検出センサーが配置され、前記軌跡に沿って移動する接触点を一次元座標上の位置データとして検出するタッチ位置検知手段と、

接点のオンまたはオフを行うプッシュスイッチ手段と

を有し、

前記タッチ位置検知手段におけるタッチ位置検出センサーが連続して配置される前記軌跡に沿って、前記プッシュスイッチ手段の接点が、前記連続して配置されるタッチ位置検出センサーとは別個に配置されているとともに、前記接点のオンまたはオフの状態が、前記タッチ位置検出センサーが検知しうる接触圧力よりも大きな力で保持されており、かつ、

前記タッチ位置検知手段におけるタッチ位置検出センサーが連続して配置される前記軌跡上における前記タッチ位置検出センサーに対する接触圧力よりも大きな接触圧力での押下により、前記プッシュスイッチ手段の接点のオンまたはオフが行われることを特徴とする接触操作型入力装置。」(下線部は訂正審判時の訂正)

知財高判平成 26 年 4 月 24 日平成 25 年(ネ)第 10086 号〔接触操作型入力装置事件〕

訴訟に先立ち訂正審判を請求している。アップルに対する 3 億 3664 万 1921 円の損害賠償請求が認められた⁸¹。

意匠登録を受けているわけではないが、特許によってデザインを保護したということもできるであろう。

⁸⁰ アップル インコーポレイテッド。 <https://support.apple.com/ja-jp/HT204217>

⁸¹ 参考図書として、新井信昭『iPod 特許侵害訴訟』(日本経済新聞出版社・2018 年)。



図 45 特許第 5027235 号(アップル インコーポレイテッド)⁸²

【請求項 1】

携帯型メディアプレーヤであって、

前面および背面を有するハウジングと、
前記ハウジング内に配置され、複数のデジタルメディアアセットおよびデータファイルを格納するよう構成されたメモリと、

前記ハウジングの前記前面に配置され、前記携帯型メディアプレーヤのユーザが、前記デジタルメディアアセットから、提供すべき少なくとも 1 つのデジタルメディアアセットを選択することを可能にするメディア制御入力部と、

前記ハウジングの前記背面に配置され、前記携帯型メディアプレーヤを着用可能にする一体型の取り付け機構と、を備え、

前記取り付け機構は、移動部材を備えたクリップであり、

前記移動部材は前記ハウジングの前記背面に対して回転するプラットフォームであり、物が前記プラットフォームおよび前記ハウジングの間に挟まれることで前記メディアプレーヤを前記物に固定する閉位置と、前記物が前記プラットフォームおよび前記ハウジングの間に挟まれた状態から解放されることで前記メディアプレーヤを前記物から自由にする開位置との間で移動し、

前記プラットフォームは、前記閉位置へバネで付勢され、前記ハウジングの端から端に至る隆起部分によって前記ハウジングの前記背面から離間されており、前記ハウジングの前記隆起部分内に配置されているヒンジ機構を介して前記ハウジングに結合されている、携帯型メディアプレーヤ。」

一言でいえば、携帯型音楽プレーヤにクリップが付いているという特許である。請求項は長く、権利範囲は一見狭そうに見えるが、前段(赤字)は携帯型音楽プレーヤが当然に備える構成要件であり、後段(青字)はクリップの通常の動作と構成を記載しているにすぎない。権利範囲は極めて広いといえることができる。

こちら、意匠登録を受けているわけではないが、特許によってデザインを保護したということもできるであろう。

⁸² アップル インコーポレイテッド。 <http://www.apple.com/jp/shop/buy-ipod/ipod-shuffle#>

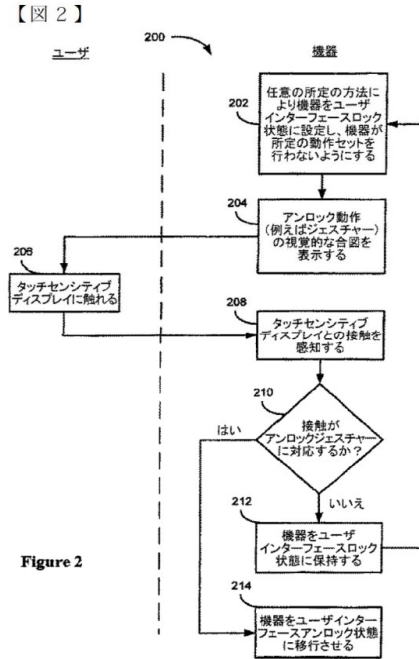
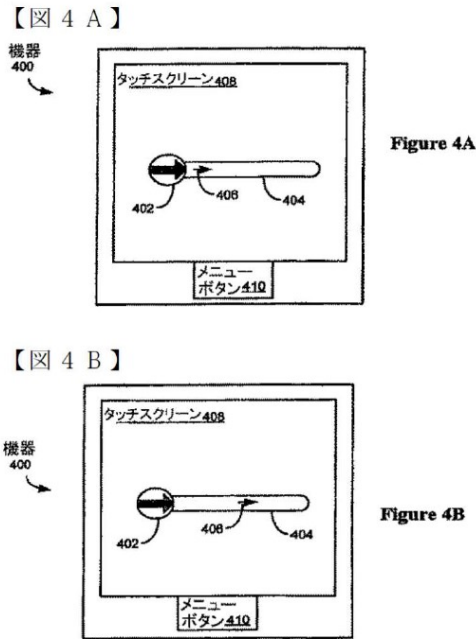


図 46 特許第 5457679 号(アップル インコーポレイテッド)

【請求項 1】

タッチセンシティブディスプレイと、メモリと、…プロセッサと、…プログラムと、を備える携帯用電子機器であって、前記1つ以上のプログラムは、前記タッチセンシティブディスプレイ上の第1の所定の位置に表示されたアンロック画像において、前記タッチセンシティブディスプレイとの接触を検出するための命令と、前記タッチセンシティブディスプレイとの持続的な接触を維持している間の前記検出された接触の動きに従って前記タッチセンシティブディスプレイ上の前記アンロック画像を移動するための命令と、前記アンロック画像が前記タッチセンシティブディスプレイ上の前記第1の所定の位置から前記タッチセンシティブディスプレイ上の所定のアンロック領域へ移動する場合に、前記携帯用電子機器をアンロックし、前記アンロック画像の表示を終了するための命令と、を含み、前記アンロック画像は、ユーザが前記携帯用電子機器をアンロックするために交信するグラフィカルでインタラクティブなユーザインタフェースオブジェクトであることを特徴とする携帯用電子機器。」

今日であれば、画像の意匠としても登録を受けることができるかもしれない。

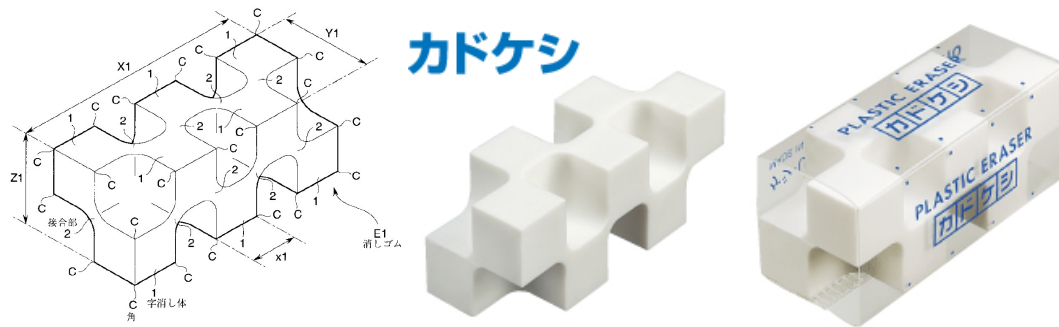


図 47 特許第 4304926 号、意匠登録第 1191186 号
商標登録第 5444010 号(立体商標)(コクヨ株式会社)⁸³

【請求項 1】

複数の直方体又は立方体を組み合わせてそれぞれの立体が外方に突出した角を有する形状をなすとともに、前記直方体又は立方体の幅寸法、高さ寸法、奥行き寸法が全て全体の対応する寸法よりもそれぞれ小さい消しゴムであって、複数の直方体又は立方体を辺同士のみが互いに接するように配置しているとともに、接する辺の部分に接合部を設けて連続した形状にしていることを特徴とする消しゴム。」

【発明が解決しようとする課題】

しかし、このような消しゴムの角部は使用していくうちに磨耗し、最終的には角が取れて全表面が滑らかな連続した曲面となってしまう。このように全ての角が取れてしまうと、字消し作用を得るためにはより強い力が必要となるとともに、細かい部分を正確に消すことができにくくなる。そして、人によってはこのように角が取れて全表面が滑らかな連続した曲面となった消しゴムを使う気が失せてしまい、資源の無駄遣いにつながってしまうこともありうる。」(下線筆者)

特許・意匠・商標のすべての権利を取得している。発明が解決しようとする課題は極めてユニークである。

⁸³ コクヨ株式会社。 <https://www.kokuyo-st.co.jp/stationery/kadokeshi/products/index.html>

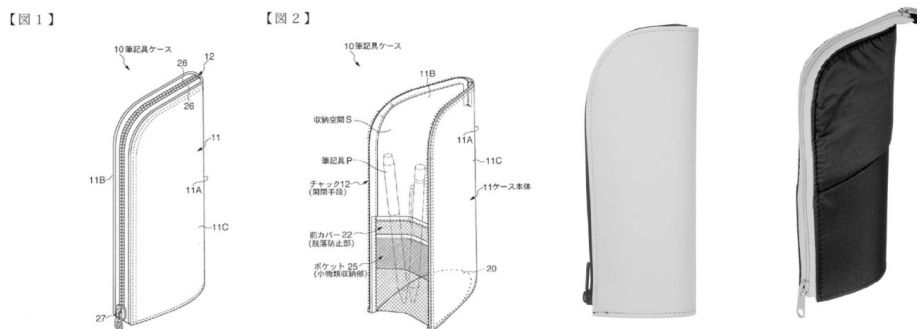


図 48 特許第 4617597 号、意匠登録第 1135375 号
商標登録第 6167367 号(立体商標)(コクヨ株式会社、ネオクリッツ)

【請求項 1】

内部に収納空間を有する所定長さのケース本体と、このケース本体の幅方向一端側と長手方向一端側の領域にかけて設けられて当該ケース本体を開閉可能とする開閉手段とを備えた筆記具ケースにおいて、

前記ケース本体は、前記開閉手段を閉位置にしたときに強制的な折り曲げ力を受けて折れ曲がる一方、前記開閉手段を開位置にしたときに所定角度開くように設けられ、

前記開閉手段はチャックにより構成され、当該チャックを構成する一对のレールの各基部間には、筆記具の脱落防止部が設けられ、

前記脱落防止部は、前記ケース本体の長手方向他端側に設けられた底シート側から当該ケース本体の長手方向略半分長さに対応する高さ位置まで設けられていることを特徴とする筆記具ケース。」

意匠については、動的意匠の出願もあり得たところ、商標については、動き商標の出願も検討の余地がある。



図 49 商願 2019-137650、商願 2019-137651(立体商標)(コクヨ株式会社)(拒絶確定)

商願 2019-137650 はタグに付された「コクヨ」の文字を削除した閉状態の立体商標の出願であり、商願 2019-137651 は開状態の立体商標の出願である。

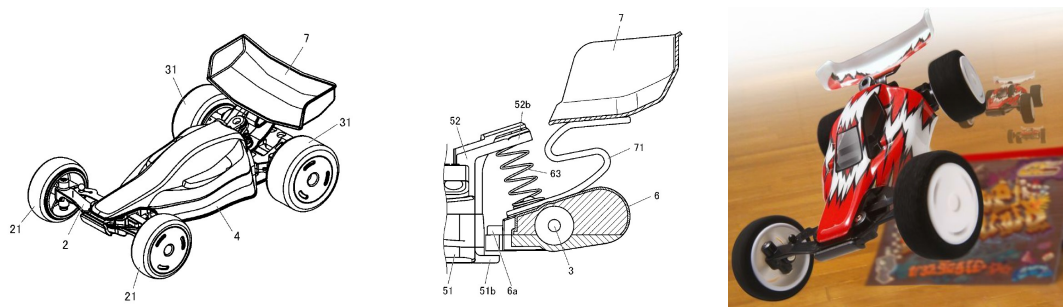


図 50 特許第 4940314 号(株式会社タカラトミー、株式会社ギャング)
意匠登録第 1391371 号(株式会社タカラトミー)⁸⁴

【請求項 1】

ステータ部材を介して車体本体に取り付けられたウイング部材を備える自動車玩具において、

前記ステータ部材は、前記車体本体の車幅方向に幅を有する板状であるとともに、前記車体本体の前後方向に屈曲された屈曲部を有することを特徴とする自動車玩具。」

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、このような自動車玩具では、ステータ部材が直線平板状であるため、横転などによりウイング部材が壁や路面等に接触したときに、局所的な応力集中によってステータ部材が塑性変形したり破損したりする場合があった。」

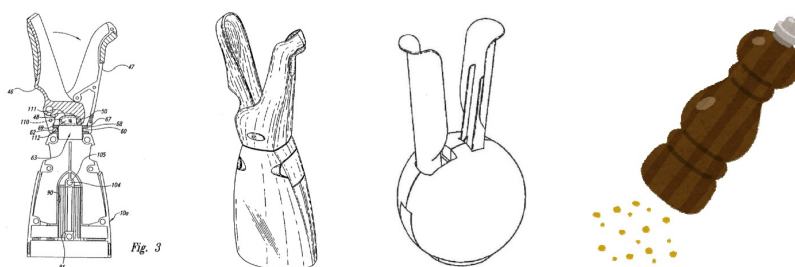


図 51 特許第 4942280 号、意匠登録第 1150674 号、商標登録第 4925446 号(シェフンコーポレイション)(第 21 類 調味料または香辛料用挽き器(電気式のを除く)⁸⁵)
右は一般的な調味料挽き器

「(発明の要旨)

本発明は、多重チャンバ調味料粉碎器であり、好ましくは、2 個の別々のチャンバを有するが、ここで、共通の粉碎作動機構は、各チャンバ上に選択的に位置付けされることによって使用される。」

⁸⁴ 株式会社タカラトミー。 http://www.takaratomy.co.jp/product_release/pdf/p100915.pdf

⁸⁵ 特徴的な立体的形状を有していれば商標法 3 条 2 項に頼ることなく立体商標に係る商標登録を受けることができる。

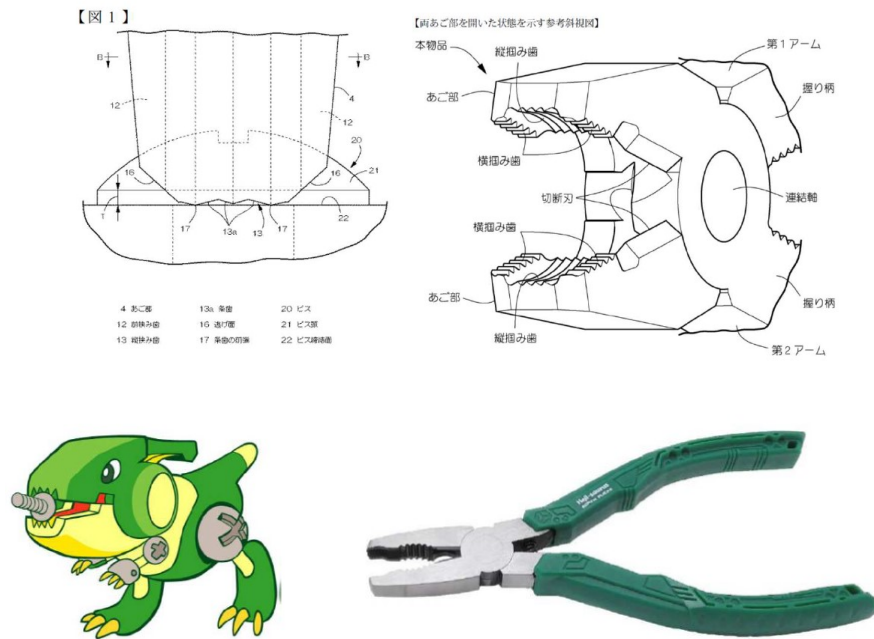


図 52 特許第 4471315 号、意匠登録第 1521899 号
商標登録第 5377743 号、第 6565211 号(立体商標)(株式会社エンジニア)

【請求項 1】

前端にあご部(4)を有し後端側に握り柄(5)を有する、第 1 アーム(1)と第 2 アーム(2)とが連結軸(3)で X 字状に連結されており、
各あご部(4・4)の前端の左右に、各あご部(4・4)の前端両隅がビス締結面(22)に接触するのを避ける逃げ面(16・16)が形成されており、
左右の逃げ面の間の各あご部(4・4)の対向面に、ビス頭(21)の周面をビス締結面(22)と直交する状態で挟持可能である縦挟み歯(13・13)が凹み形成されており、
各縦挟み歯(13・13)が、前後方向に延びる複数の条歯(13a)を左右方向へ山谷状に連続させて構成してあり、
前記逃げ面(16・16)の前端が条歯(13a)の前端(17)より後方に位置させてあることを特徴とするプライヤー。

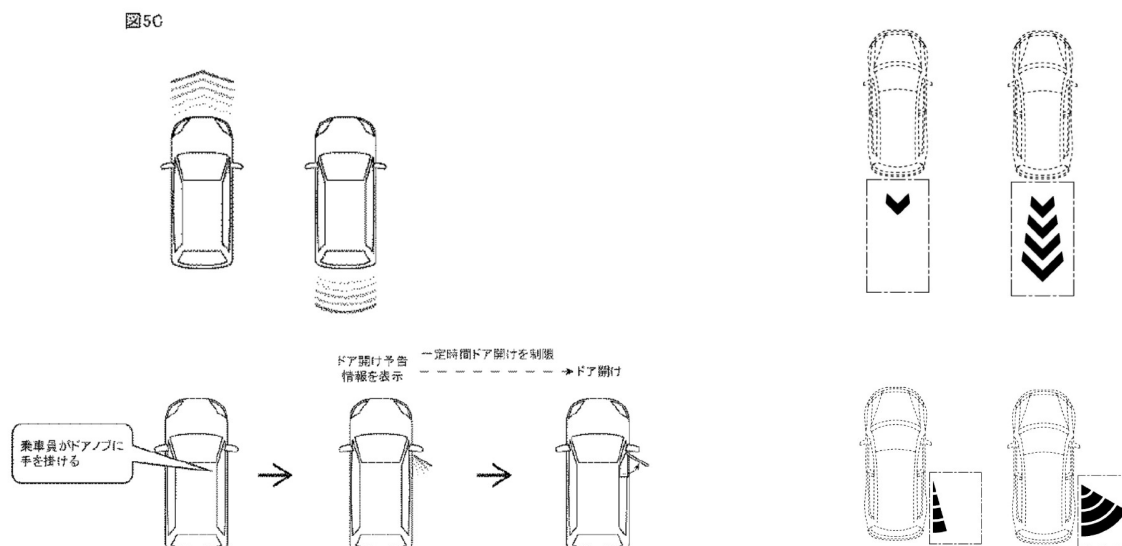


図 53 特許第 6400215 号、意匠登録第 1623403 号
意匠登録第 1623404 号(三菱電機株式会社)

【請求項 1】

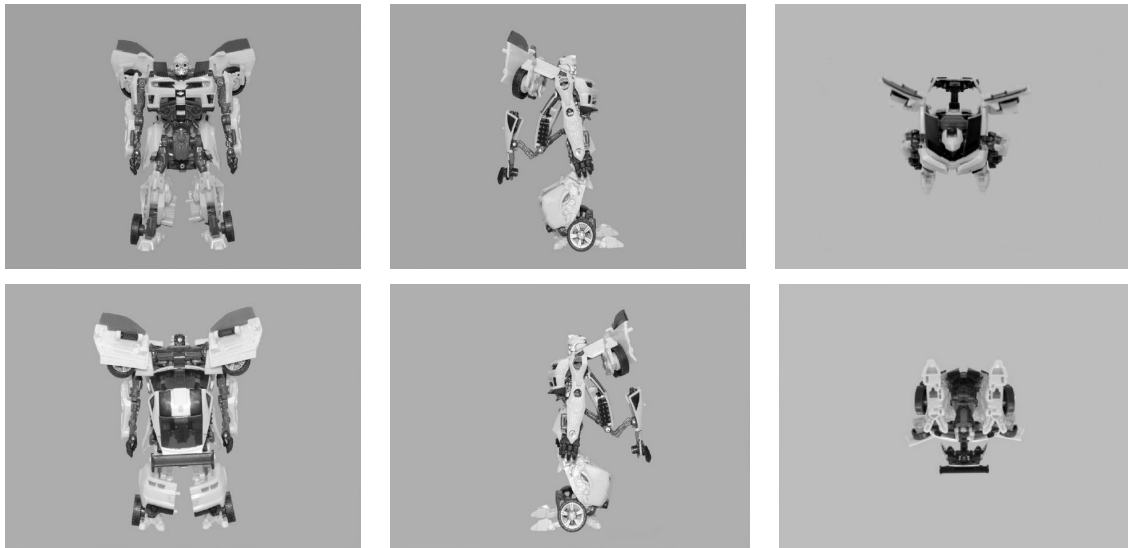
車両に対する運転操作を検知する操作検知部と、
前記操作検知部により検知された前記運転操作に伴う動きを予告するための予告情報を車両の外部に提示する情報提示部と、
前記操作検知部により検知された後、一定時間を経過するまでの間、前記運転操作に伴う車両の動きを制限する動き制御部と、
前記動き制御部により車両の動きが制限されている状況を知覚する状況通知部とを備えた車両制御装置。」

【意匠に係る物品の説明】

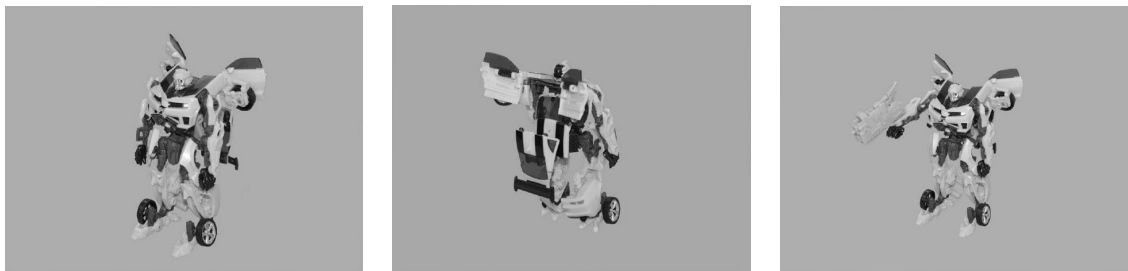
本物品の意匠登録を受けようとする部分は、例えば「使用状態を示す参考図」に示す通り、乗用自動車内に設けられた表示装置に表示される画像（アニメーション）である。本願意匠の意匠登録を受けようとする部分は、主としてタッチパネル付きの表示装置に表示され、当該タッチパネル部（表示されたアニメーションの位置）に触れることにより、自動車周囲の路面、組み立て駐車場、或いは展示場の床板等へ画像（アニメーション）の表示（参考図 1 から参考図 2）が繰り返され、その後に自動車が後退することを許す（シフトレバー操作等）機能を発揮するという操作の用に供されるものである。なお、表示内容は、画像図、変化した状態の画像図、の順に変化し、これが繰り返されるものである。」

登録意匠は、車両の外部に提示される予告情報ではなく、乗用自動車内に設けられた表示装置に表示される画像(アニメーション)である。

①動的意匠



六面図



斜視図と参考図



形態変化の途中の斜視図



斜視図と参考図

図 54 意匠登録第 1420964 号(株式会社タカラトミー)(形態変化玩具)

「本物品は、ロボット状の形態からスポーツカー状の形態に可逆的に変化することができるものである。」(意匠に係る物品の説明)

②画像の意匠

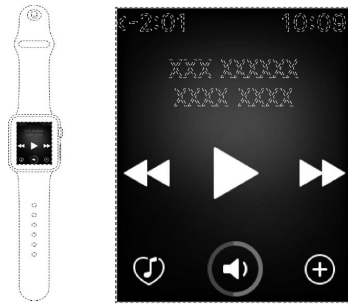


図 55 意匠登録第 1574132 号(アップル インコーポレーテッド)
(携帯情報端末)

「正面図及び正面図の表示部拡大図に表された画像は、音楽等の音声再生機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像である。」(意匠に係る物品の説明)



図 56 意匠登録第 1571311 号(三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社)
(案内情報提供機能付き電子計算機)

「本物品は、図書館の利用者に案内情報を提供する機能を有する電子計算機である。案内メニューを表すアイコンのいずれかにポインタを配置することにより選択し、クリックすることにより実行すると、そのアイコンに対応した案内情報提供機能が発揮される。」(意匠に係る物品の説明)

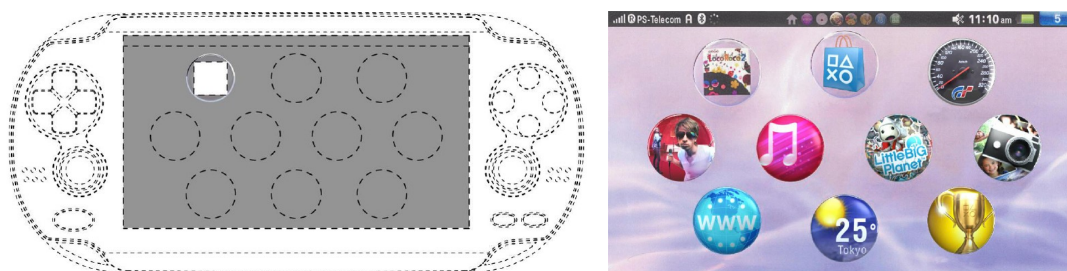


図 57 意匠登録第 1520290 号(株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント)
(携帯情報端末機)

「画像図に表された画像は、本願意匠に係る物品『携帯情報端末機』が有する各種機能、例えば画像閲覧機能、音楽再生機能、インターネット接続機能、ゲーム機能等を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像であって、各機能に対応した円形のアイコンを選択する操作を行うものである。」(意匠に係る物品の説明)



図 58 意匠登録第 1500553 号(日立アプライアンス株式会社)
(電気洗濯乾燥機)

「部分意匠として意匠登録を受けようとする部分は、洗濯や乾燥の具体的な作業時間を調整する操作画面で、画面上方の時間選択ボタンで作業の時間を選択し、その下方の機能表示領域では入力された状態が表示されるものである。なお、時間選択ボタンでは選ばれた部分の周囲の枠が太くなり、選ばれたことを表し、機能表示領域では、調整されている機能が白抜きで表示されるものである。更になお、文字等を表示させた状態を示す参考図では、洗濯を12分間行うことが入力されたことを表している。」(意匠に係る物品の説明)

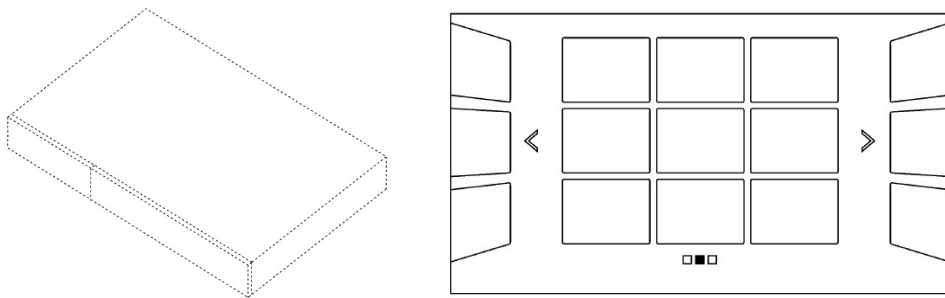


図 59 意匠登録第 1442290 号(パナソニック株式会社)
(デジタルビデオディスクレコーダー)

「『画像図』に表された画像は、複数の機能からなる初期メニューをリスト状に配したものである。当該画像はデジタルビデオディスクレコーダーから、テレビジョン受像機に表示され、別体のリモコンによる操作により、画像上の9個の矩形で表現された項目を表示して選択する。当該画像の左右には『変化した状態を示す画像図1』及び『変化した状態を示す画像図2』に表された画像が存在し、その存在を使用者に認識し易くするため、『変化した状態を示す画像図1』及び『変化した状態を示す画像図2』の一部である端の3個の矩形を当該画像において表示している。また、各画像図の下方に表された3個の矩形は現在の画像の位置を表しており、各画像図に表された矢印状の表示と相俟って、現在位置から左右いずれの画像に移動可能かを明示的に表している。」(意匠に係る物品の説明)

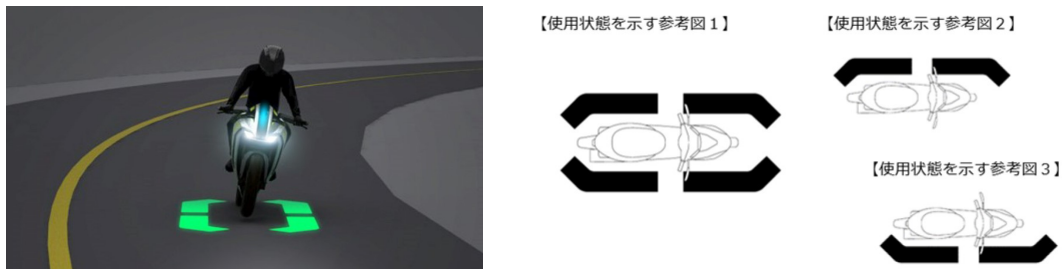


図 60 意匠登録第 1672383 号(株式会社小糸製作所)
(車両情報表示用画像)

「この画像は、画像投影装置付き車両より路面に照射される画像である。画像図で表した画像は、使用状態を示す参考図1乃至3のとおり、走行時もしくは停車時に車両の周辺に照射され、外部から車両の存在を視認しやすくさせる。また、本画像は、運転手に車両周辺の路面の状況を視認しやすくさせる。車両が進行方向を変更するとき、画像図、及び、変化した状態を示す画像図1及び2のとおり、変更向きに応じて変化して照射される。」(意匠に係る物品の説明)

二輪車が傾くと光源から路面までの距離及び路面への照射角度が変化するので画像の形状が歪むことが考えられるが、二輪車から路面へのパターンへの投影とこれを補正

する技術については 2015 年に特許出願がされていた(特開 2017-074820、スズキ株式会社、みなし取下げ)。株式会社小糸製作所は一つの投影装置によって複数のマーカを投影することができる技術について特許権を取得している(特許第 7463132 号)。

4-2-2. 特許と商標

①立体商標

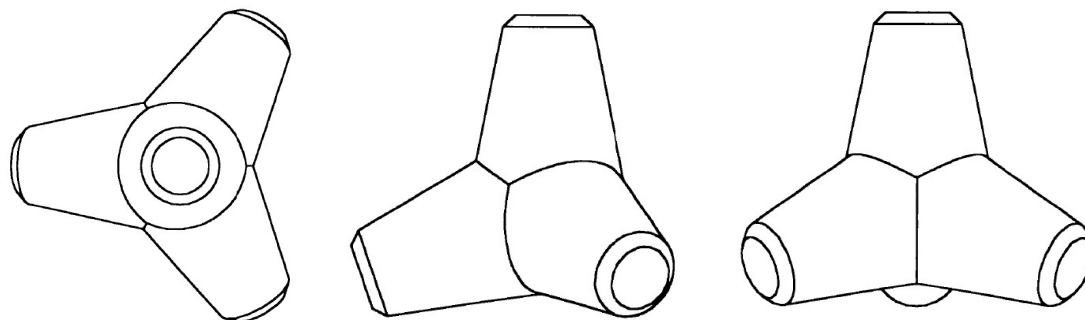


図 61 商標登録第 4639603 号(株式会社不動テトラ)
(第 19 類 コンクリートブロック) 消波に適した形状

「完成された形状

シンプルな形状で截頭円錐体の 4 本脚から構成されており、ブロック単体として曲げ抵抗が大きく極めて強固なコンクリートブロックです。

優れた水理安定性

重心が低く外力(流れ) に対して非常に安定です。その構造物は、ブロック相互間の噛み合わせが自然に得られより安定となり、高い粗度と有効な空隙を備え流れのエネルギーを吸収、減衰させます。

容易な施工性

当社のテトラポッド鋼製型枠はシンプルな互換性のある 4 枚の枠(シェル) の組み合わせにより構成されていますので組立、取外しが簡単です。また、据付は、現地条件に対して非常に順応性が高く、容易な設計断面が得られ施工性に優れています。」⁸⁶

⁸⁶ 株式会社不動テトラ。 <https://www.fudotetra.co.jp/solution/block/tetrapod/>

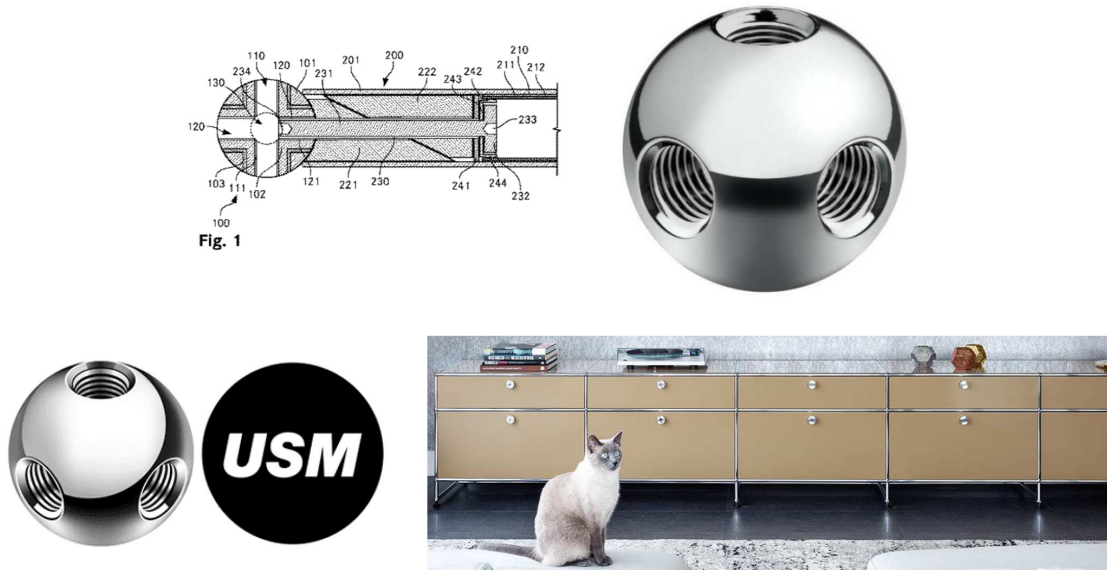


図 62 特許第 6722705 号、商標登録第 5390705 号
(ユーエスエム ホールディング アクチェンゲゼルシャフト)⁸⁷
(第 20 類 家具) 組立家具の構成要素

「USM (ユーエスエム) は、スイスの家具メーカー。

「形態は機能に従う」という企業理念を体現し続け、代表的なモジュラーシステムの USM ハラーをはじめ、高品質の素材、時代の流行に左右されない普遍的なデザイン、そして環境に配慮した生産技術が高く評価されています。機能美を追求したシンプルなデザインと高い品質を備えた家具は、ご家庭でもオフィスでも、場所を問わず、あらゆるライフスタイル空間にフィットできる柔軟さが魅力のメーカーです。」⁸⁸

⁸⁷ MITSUKOSHI ISETAN。 https://www.mistore.jp/shopping/brand/living_art_b/006296.html

⁸⁸ ACTUS online。 <https://online.actus-interior.com/brand/usm/>

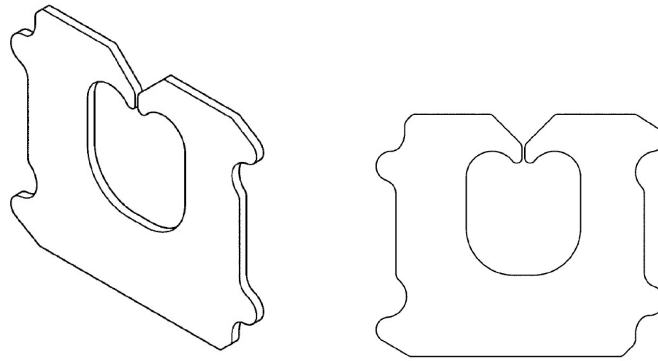


図 63 商標登録第 5858733 号(クイック ロック コーポレーション)
(第 20 類 パン製品の袋用プラスチック製口止具他) 技術的意義のある形状

「概要

パンの袋の留め具でお馴染みの「バッグ・クロージャー」。袋を何度も開け閉め出来るため、食パンなど一度では食べ切れない食品の保管に便利。また、袋の中の食品の鮮度を保つことが出来、フードロスの削減に役立っている。バッグ・クロージャーは約 40 年使われ続けており、人々の食卓に寄り添ってきた。

デザインのポイント

1. 袋の開け閉めがしやすいように、サイズ、厚み、穴の形状、上部の V 字切り込みをデザインした。
2. プラスチックの使用量を減らし CO2 排出量を削減するため、新たにサステナブル素材を活用した。
3. 食品会社が、機械を使って袋に取り付けやすいように、左右非対称の突起とへこみをデザインした。」⁸⁹

⁸⁹ GOOD DESIGN AWARD。 <https://www.g-mark.org/award/describe/54585>

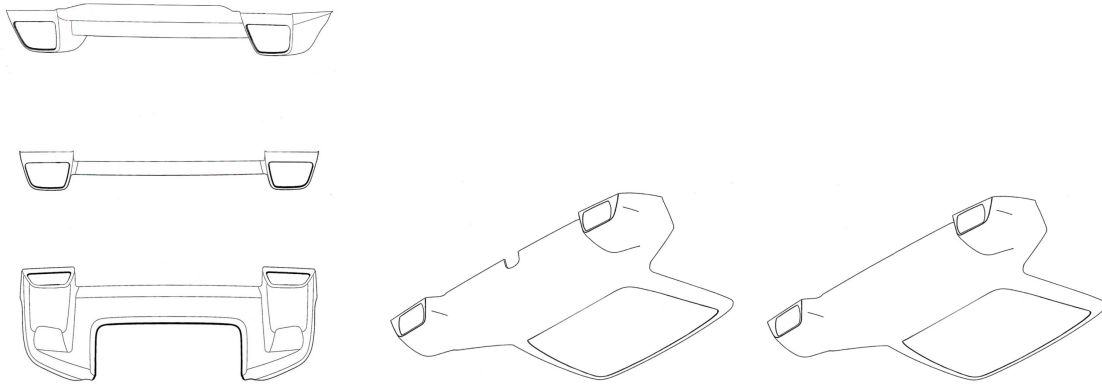
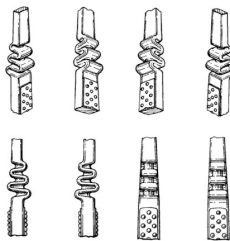
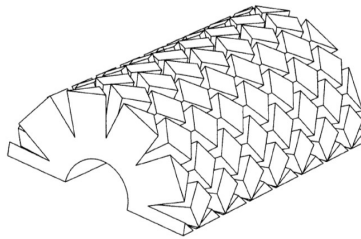


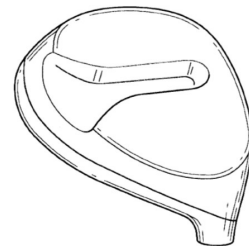
図 64 商標登録第 5662953 号、商標登録第 5945238 号、商標登録第 5965372 号
(株式会社 SUBARU)
(第 12 類 自動車) 障害物検知



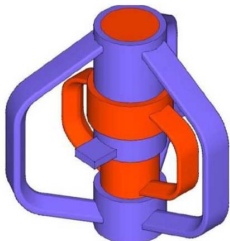
商標登録第 4501223 号
スミスクライン ピーチャム ピー エル シー
歯ブラシ等



商標登録第 5108436 号
株式会社フルスティームアヘッド
肉料理を主とする飲食物の提供



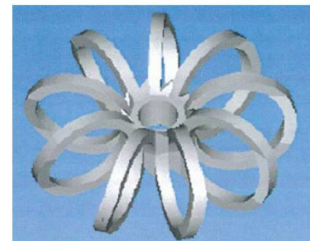
商標登録第 5445981 号
株式会社ロイヤルコレクション
ゴルフクラブ



商標登録第 5563212 号
エポコラム機工株式会社
土木機械器具等



商標登録第 6257915 号
ザ ブロクター アンド ギャンブル カンパニー
洗濯用剤及び漂白剤等



商標登録第 6311487 号
月島環境エンジニアリング株式会社
合成樹脂製充填物

図 65 技術的意義を有すると思われる立体商標の例



図 66 西麻布肉粋やまもとのトロタン(写真は食べログより)

②位置商標

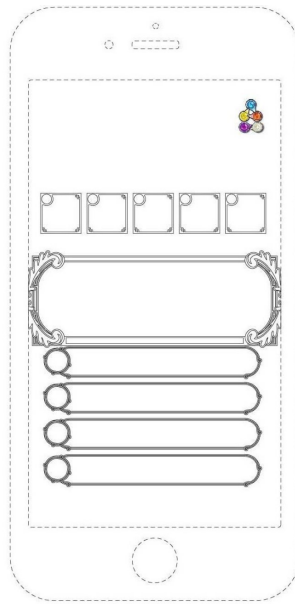


図 67 商標登録第 6003142 号(株式会社コロプラ)
(第 9 類 スマートフォン用ゲームプログラム他)

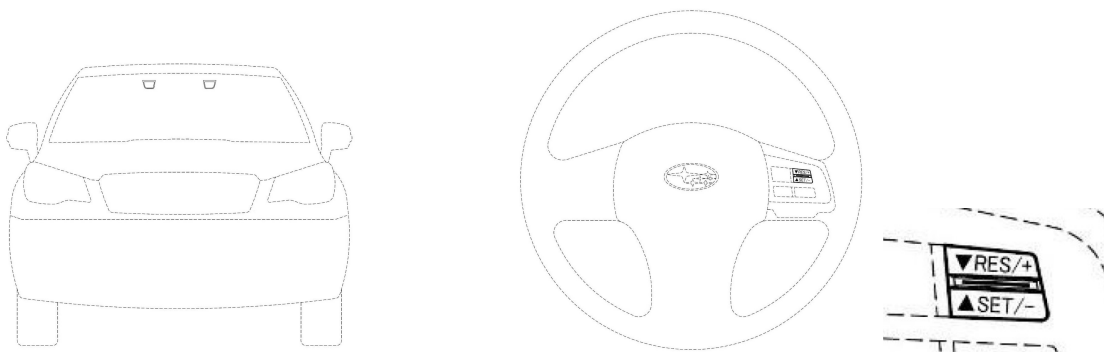


図 68 商願 2015-73679、商願 2015-73680(株式会社 SUBARU)
(第 12 類 自動車他) 出願取下げ及び拒絶査定確定



図 69 商標登録第 6080187 号(オフィチーネ パネライ アクチェンゲゼルシャフト)
(第 14 類 時計他) 竜頭の干渉防止

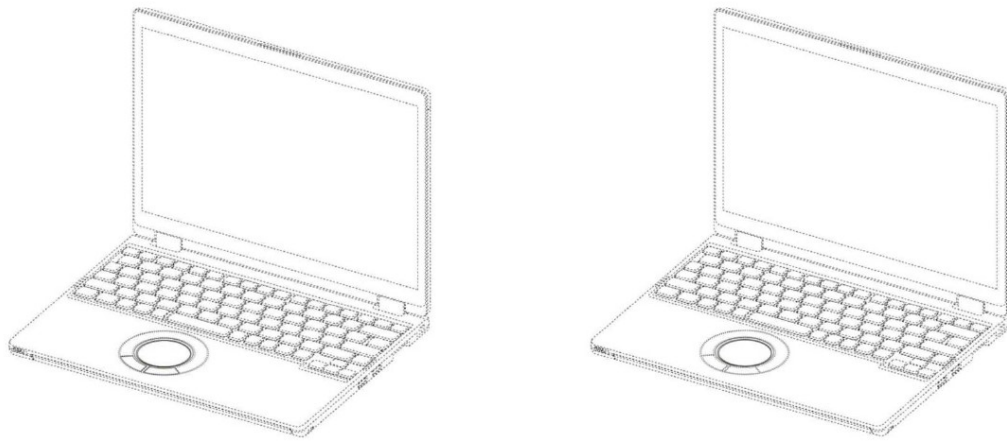


図 70 商願 2019-156335、商願 2020-24611 (パナソニック株式会社)
(第 9 類 企業向けモバイル用ラップトップ型コンピュータ) 拒絶査定確定

③動き商標

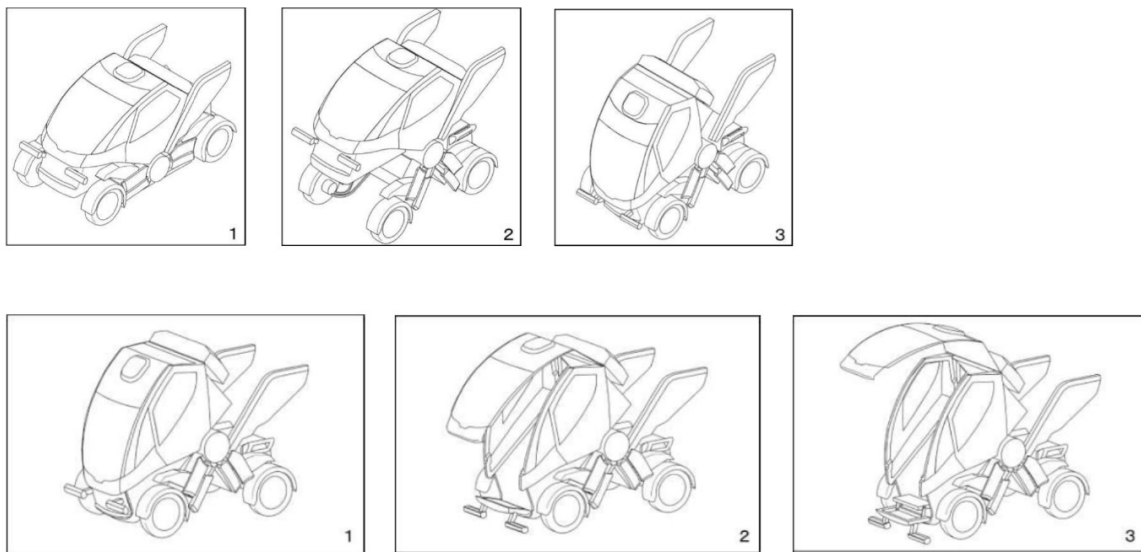


図 71 商願 2016-106006、商願 2016-106007(株式会社エクスマキナ)
(第 12 類 自動車) 拒絶査定確定

「機動戦士ガンダム」のメカニックデザイナーである大河原邦男氏によるデザインである。

4-2-3. 意匠と商標



図 72 意匠登録第 1238336 号、商標登録第 4972161 号「ゆびスポットボトル」
(サントリーホールディングス株式会社)⁹⁰



図 73 意匠登録第 1443689 号、意匠登録第 1459666 号、
商標登録第 5860508 号「いつでも新鮮」(キッコーマン株式会社)⁹¹



図 74 意匠登録第 1352447 号、商標登録第 4706838 号「たまごポケット」、
商標登録第 5138514 号「W たまごポケット」(日清食品ホールディングス株式会社)⁹²

⁹⁰ サントリーホールディングス株式会社。他社も実施しているが形状が異なる。UD であるから権利行使しない方が企業イメージもよい。

<https://www.suntory.co.jp/softdrink/yubispot/> <https://www.suntory.co.jp/water/tennensui/product/>

⁹¹ キッコーマン株式会社。「やわらか密封ボトル」。空気にふれないため新鮮さが維持される。

<https://www.kikkoman.co.jp/kikkoman/shinsen/>

⁹² 日清食品ホールディングス株式会社。 <https://www.nissin.com/jp/news/1309>



図 75 意匠登録第 1574796 号、意匠登録第 1574928 号
商標登録第 5934464 号、商標登録第 6102141 号、商標登録第 6102140 号(任天堂株式会社)⁹³

4-2-4. ビジネス関連発明

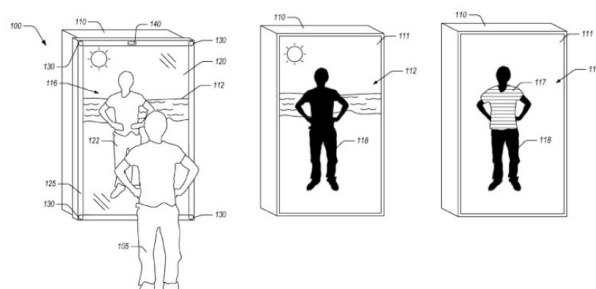


図 76 US9858719 Amazon Technologies, Inc.
BLENDED REALITY SYSTEMS AND METHODS

クレームは長文のため省略する。鏡の前に立つだけで仮想的な試着をすることができる。このようなアイデアは以前から存在するので、システムの動作を詳細に限定しているようである。



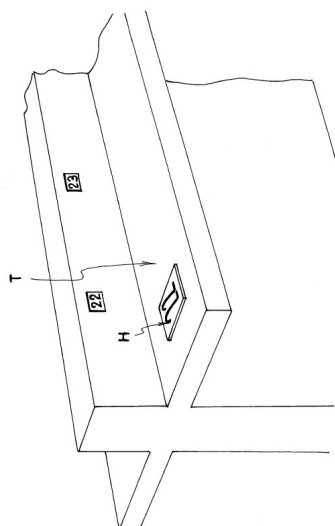
図 77 特許第 4959817 号 アマゾン コム インコーポレイテッド
amazon <https://www.amazon.co.jp/>

こちらも請求項は長いので省略する。いわゆる 1-Click 特許である。Dash Button も

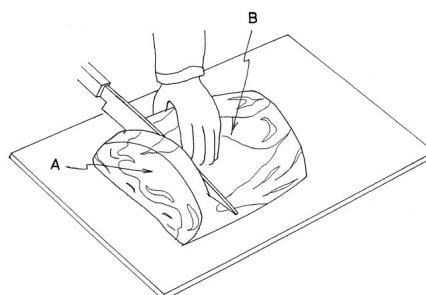
⁹³ 任天堂株式会社。 <https://www.nintendo.co.jp/hardware/switch/compare/index.html>

誕生した。米国では既に特許が満了しており、我が国でも 2018 年 9 月 14 日に満了した。なお、Dash Button 以外のサービスや機能を使って商品を注文するユーザーが増えたため、Dash Button の販売は 2019 年 2 月 28 日(米国時間)をもって終了した。

【図 1】



【図 2】



【図 3】

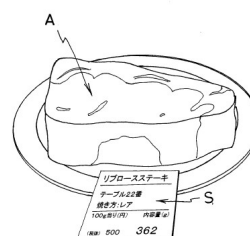


図 78 特許第 5946491 号(株式会社ペッパーフードサービス)

【請求項 1】

お客様を立食形式のテーブルに案内するステップと、お客様からステーキの量を伺うステップと、伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップと、カットした肉を焼くステップと、焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップとを含むステーキの提供方法を実施するステーキの提供システムであって、上記お客様を案内したテーブル番号が記載された札と、上記お客様の要望に応じてカットした肉を計量する計量機と、上記お客様の要望に応じてカットした肉を他のお客様のものと区別する印しとを備え、上記計量機が計量した肉の量と上記札に記載されたテーブル番号を記載したシールを出力すること⁹⁴、上記印しが上記計量機が出力した肉の量とテーブル番号が記載されたシールであることを特徴とする、ステーキの提供システム。(下線部は異議申立て時の訂正請求による訂正)

「いきなりステーキ」におけるステーキの提供システムに関する特許である。人為的取り決めを示すものであり、自然法則を利用しているものではないとの拒絶に対して、下線部のような補正をして特許査定を得た。その後、特許異議の申立て(異議 2016-701090)による取消決定に対して、2017 年 12 月 26 日に取消決定取消訴訟が提起

⁹⁴ 計量機が肉の量とテーブル番号を記載した印し(シール)を出力する。そのような計量機は特注であろうから、権利範囲は狭いように思われる。

され、請求が認容されている。

知財高判平成 30 年 10 月 17 日平成 29 年(行ケ)第 10232 号〔ステーキの提供システム事件〕⁹⁵

【図 1】

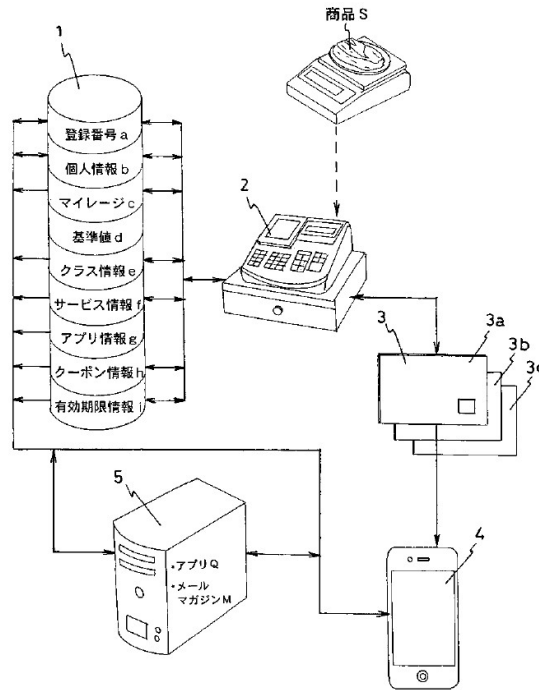


図 79 特許第 6301237 号(株式会社ペッパーフードサービス)

【請求項 1】

顧客の情報が記録されている顧客情報データベースと、顧客を同定する情報が記録され顧客が携帯する顧客側カードと、顧客が所定の商品又はサービスを購入する際に、顧客側カードを読み取って顧客を同定すると共に顧客が購入した商品又はサービスに関する情報を上記顧客情報データベースに送信し、逆に上記顧客情報データベースから情報を受信する店側端末とを備えた顧客管理システムであって、

「あつて」は、「おいて」と同様に、ここまでは公知の自白と解される可能性があるので、好ましくない。

関連するアプリが格納されているサーバを更に備えることと、
上記顧客情報データベースに、上記関連アプリを管理するアプリ情報が格納されていることと、

上記顧客情報データベースが、顧客の購入した商品又はサービスの量に対応する数値であるリアル・ポイントを積算した数値であるマイレージを顧客毎に記録することと、

⁹⁵ 大塚理彦「特許法における発明の定義～〔ステーキの提供システム事件〕を契機に～」パテント Vol.73No.12(2020)92 頁。

上記顧客情報データベースに、各顧客の顧客側携帯電話に情報を送るための個人情報が記録されていることと、

上記関連アプリは、それを使用することによりバーチャル・ポイントが得られるものであることと、

上記顧客情報データベースが、上記マイレージの値をN個（Nは少なくとも1以上の整数）の所定の基準値と比較し、その大小関係により顧客のマイレージをN+1のクラスに等級分けし、その等級分したクラスを顧客毎に記録することと、

上記顧客情報データベースに、クラスに応じて予め設定されたサービス情報が記録されていることと、

上記顧客情報データベースが、顧客のクラスに対応して顧客が受けられるサービス情報を上記顧客情報データベースに記録されている個人情報に基づき顧客側携帯電話に送信することと、

上記顧客情報データベースが、上記バーチャル・ポイントが所定の量を越えたとき、また上記リアル・ポイントの積算量であるマイレージが所定の基準値を超えたときに、クーポンを発行することを特徴とする、顧客管理システム。」(下線部は審査時の補正)

「いきなりステーキ」における「肉マイレージ」による顧客管理システムに関する特許である。リアル・ポイントとバーチャル・ポイントの組合せである点以外は、公知のポイント制度と大差ないものと思われる。



図 80 肉マイレージカード⁹⁶

「食べたステーキ量がそのままマイレージ（グラム）に♪
本カードは、召し上がった肉量(g)がそのままポイントとなるメンバーズカードです。」

⁹⁶ 「いきなりステーキ」ホームページ。 <http://ikinaristeak.com/mileage/>

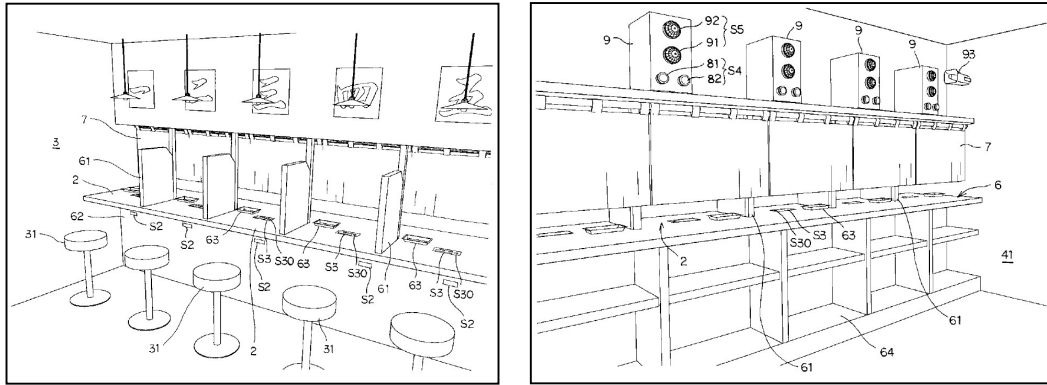


図 81 特許第 4267981 号(株式会社一蘭「味集中カウンター」)

【発明が解決しようとする課題】

客側としては、あくまでも客の立場を尊重されながら、なおかつ従業員との無駄な関わりが排除され、しかも周囲の客に気を使うことなくマイペースで食事に集中できる場所（店舗）を所望し、店側としては、客の要望に応えつつ効率的な経営が望める店舗システムが望まれているが、両者を満足させるようなシステムが存在していない。」

お客様のお好みに合わせ

全項目に○を

どのように選ばれても
ご質問がございましたら、前の
初めての方は「基本」(秘伝の)

味の濃さ	うす味
こってり度	なし あっさり
にんにく	なし 少々

図 82 オーダー用紙(株式会社一蘭 <https://ichiran.com/ganso/#order>)



4-2-5. 商品開発と知的財産⁹⁷

⁹⁷ 本節の事例は財団法人知的財産研究所「企業の事業戦略におけるデザインを中心としたブランド形成・維持のための産業財産権制度の活用に関する調査研究報告書」(2011年)による。

①超立体マスク (ユニ・チャーム)

■「超立体マスク」(ユニ・チャーム) ①

<製品の特徴> 顔とマスクの間にスキマを作らず、飛沫ウイルスや花粉の侵入をしっかりとブロックするために考え抜かれた独特の形をしたマスク。

開発のきっかけ、基本コンセプト	試作品	医療用販売開始	一般向け販売開始
<p>○着用者の顔をすっきり見せ、しかもマスクの重量感を感じないような特徴を有するマスクを開発することを一マに設定。 ○従来は実現できなかったような超立体マスクを開発することを一マに設定。 ○紙おむつ等にも用いている不織布の強みの技術を用いることを試みた。</p>	<p>○密閉性、快適性を実現するデザインにいきつくまでにおよそ千枚の試作品を作った。</p>	<p>1995年 ○「ソフトライト」という商品名で医療の現場に投入。非常に好調な売れ行き。 ○当時一般向けのマスク市場は大きくなく、自社内でも一般向けの販売には「見た目の違和感」から慎重な意見が多かった。</p>	<p>2003年1月 ○「超立体マスク」花粉用の発売。 ○社員が通勤時につけて、立体的な形の浸透を図る。やがて、お客様自身が広告塔に。 ○消費者の方々が気にするのは「自分がマスクを掛けた状態において、周囲からどのように見られるか」であることに着目しパッケージデザインに「使用者が着用した状態の斜視図」をあえて採用した。</p> 
<p>事業関係のプロセス</p>	<p>○医療等の業務用市場で「長時間している」と煩わしい」といったマスクに対する不満の声を多く耳にしたのが商品開発のきっかけ。 ○紙おむつ等にも用いている不織布の強みの技術を用いることを試みた。</p>	<p>○電車の中で大きなマスクをかいてつらそうにしていない女性を多数見かけ、高性能マスクに対する消費者ニーズは非常に大きいと判断し、一般向け市場への参入を決める。 ○事業部がマスクのデザインを直接理解できるネーミングを検討。</p>	<p>○マーケティング部門と連動して出願していた。</p>
<p>事業と知的財産を結びつける動き</p>	<p>○先行調査は、マスクを含め全ての商品・発明について、出願前の先行文献調査、他社特許調査を行い、平均(2000-3000件)について知財部が収集し、そこから具体的な案件を開発者が抽出し、その結果を知財部がその度に検討する体制。</p>	<p>○最終デザイン決定時まで残ったデザインをまとめて出願。</p>	<p>○マーケティング部門と連動して出願していた。</p>
<p>知的財産関係のプロセス</p>	<p>■意匠出願(登録972250号、類似意匠2件) ■特許出願(登録3660036号、登録3660037号、登録3664543号)</p>	<p>■特許出願(登録3768766号、「超立体」)</p>	<p>■商標出願(登録4692567号) ■商標出願(登録4692567号)「超立体」</p> 
	1995年5~10月	2000年3月	2002年9月
		2000年3月	2003年3月

■「超立体マスク」(ユニ・チャーム) ②

<製品の特徴> 顔とマスクの間にスキマを作らず、飛沫ウイルスや花粉の侵入をしっかりとブロックするために考え抜かれた独特の形をしたマスク。

シリーズ化	
<p>事業関係のプロセス</p> <p>○重度的花粉症患者やインフルエンザ対策のニーズに答える高性能抑制製品を導入。 ○不織布のマスクが受け入れられ、マスク市場のトップに躍り出した。</p> <p>○従来の女性、赤ら顔、老人のみではなく、老若男女と全ての人が製品のターゲットになり、企業ブランドへの認識も変化した。 ○特に女性の口紅落ちを防ぐ効果が、女性に受け入れられた。</p>	<p>2003年10月</p> <p>○「超立体マスク」かぜ用の発売。</p>
<p>○「超立体マスク」かぜ用</p>  <p>○「超立体マスク」 ウィルスガード</p> 	<p>2006年9月</p> <p>○「超立体マスク」ウィルスガードの発売。 ○スキマの多いマスクの鼻部分に、形状保持シート「ノーズフィット」を採用。</p> <p>○密着しないので保湿度が高いため、ウィルス対策にもなり、デザインから出た利点をマーケティングにも活かした。</p> <p>○消費者の予防意識の高まりに応えた『ユニ・チャーム 超立体マスク』のプロモーションを強化。</p>
<p>知的財産関係のプロセス</p>	<p>○ノーズフィットについては、模倣品対策のために、意匠1件による権利範囲の狭い「点」での保護ではなく、部分意匠も含めて権利範囲を広げた「面」での保護を狙う戦略を取った。</p>
<p>■商標出願(登録) 5058060号</p>  <p>■商標出願(登録) 5225526号</p>  <p>■特許出願(特許) 2006-191964号。登録4574437号。特開2007-50192号。)</p> <p>■意匠出願(登録) 1307214号。登録1307215号。登録1321362号。登録1321719号。)</p> <p>(口元のカップ部)</p> <p>■特許出願(特開) 2007-195640号</p> <p>■意匠出願(登録) 1286491号。登録1286492号。登録1286474号。登録1286749号。登録1286750号。登録1291033号。)</p> <p>(アゴに接する切込みパターン)</p> <p>■意匠出願(登録) 1325221号。登録1343446号。)</p> <p>(ノーズフィット部)</p> <p>■特許出願(特開) 2008-86626号。特開2008-93428号。特開2008-102039号。特開2008-125657号。特開2008-178555号。特開2008-178556号。特開2008-220528号。特開2009-82403号。特開2009-273726号)</p>	
<p>2004年6月</p>	<p>2005年11月</p>
<p>2004年6月</p>	<p>2006年1月</p>
<p>2004年6月</p>	<p>2006年3月</p>
<p>2004年6月</p>	<p>2006年6月</p>
<p>2004年6月</p>	<p>2006年10月～</p>

②電気ケトル (象印マホービン)




■「電気ケトル」 (象印マホービン) ①

<製品の特徴> 必要な時に、必要な分だけのお湯をすぐに沸かすことのできる電気ケトル。

基本デザインの検討		量産化に向けた検討		生産開始		
2003年	<p>○ティファール社の「電気ケトル」に着目し、今後の電気ケトル市場の拡大を予想し、商品企画の検討を開始</p> <p>○従来の電気ケトルは構造が簡単であるが安全面に課題あり</p>	2006年6月	<p>○商品企画部と開発室、営業のメンバーが集まる定例会議※において、電気ケトルにどのような水準の機能(安全性・容量・湯沸しスピード・価格帯)を持たせるか検討。</p> <p>○この時点で、知財部は関与していない</p>	2007年5月	<p>○技術室による量産化のために金型の試作開始</p> <p>○安全性、耐久性の検証作業を繰り返す</p> <p>○量産化のための金型を発注</p>	<p>○中国での生産開始</p> <p>○セールスプロモーション室が製品名を「電気ケトル」に決定</p>
2006年6月	<p>○技術的課題克服の目処が立ったことから、製品開発をスタート</p> <p><技術的課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転倒湯漏れ防止 ・本体の断熱性 ・空焚き防止 ・製品の軽量化 	<p>○デザインはスケッチから3D作品を作って検証。構造やコストを考慮してデザインの修正を重ねる</p> <p>○加熱系等内部の機能試作と試験を繰り返す</p> <p>○デザインの修正の議論には量産化担当の技術室も参加</p>	<p>○市場に製品を出すタイミングを決定後、デザイン開発に着手</p> <p>○デザインは喜多俊之氏に依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インテリアに溶け込むデザイン ・高級感(他社との差別化) ・小さく見える外觀 ・手入れのし易さ 	<p>○デザイナーによる3D作品を作って検証。構造やコストを考慮してデザインの修正を重ねる</p> <p>○加熱系等内部の機能試作と試験を繰り返す</p> <p>○デザインの修正の議論には量産化担当の技術室も参加</p>	<p>○製品販売が決定したタイミングに合わせ特許・意匠出願</p>	
<p>事業と知的財産を結び動き</p>	<p>※：当時と現在で組織体制が異なる</p>	<p>○社長もデザインに感心が高く、デザインを重視</p>	<p>○量産に向けた検討を開始したことに伴い、知財担当者に抵触調査の依頼</p>	<p>○デザイナーの大きな変更などがある度に、知財担当者に抵触調査の依頼</p>	<p>○意匠出願は契約により、創作者を喜多氏、権利者を自社に</p>	
<p>知的財産関係のプロセス</p>	<p>○製品開発者による類似品の有無に関する調査</p>	<p>○他社の日本の知財権で電気ケトルの開発を妨げるものが存在しないことを確認</p>	<p>○知財部による抵触調査(特許は外部業者の検索システム、意匠は意匠公報、カタログ等を利用)</p> <p>○量産開始後に侵害が発覚しても回避が困難であるため、抵触調査を随時実施</p> <p>○抵触する恐れがある権利が発見された場合、量産開始前に設計変更により侵害を回避 一係争なし</p>	<p>○知財部の知見から、同一のみでなく、類似、進歩性も加味した調査を実施</p>	<p>■特許出願(特開2009-125283-85(11/22)、2009-125356-57(11/26))</p>  <p>■意匠出願(登録1342831号)</p> <p>■特許出願(特開2009-125283-85(11/22)、2009-125356-57(11/26))</p>	

「電気ケトル」 (象印マホービン) ②

<製品の特徴> 必要な時に、必要な分だけのお湯をすぐに沸かすことのできる電気ケトル。

	開発	販売開始	シリーズ展開	
事業関係のプロセス	<p>2008年2月</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国内販売開始 ○当初予定数量を上回る売れ行き ○当初は国内のみ販売を予定。売れ行きが良かったため、北米・台湾でも販売をすることに決定 	<p>2009年9月</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ユーザーからの声を反映して、自動給湯ロックと湯量調節機能等を新たに搭載した第2弾を販売 	<p>2010年11月</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ユーザーからの声を反映して、マイコン沸騰検知センサーとマイコン自動電源オフ機能を新たに搭載した第3弾を販売 	<p>○デザイン的には、丸みを帯びた全体形状を踏襲しつつ、ハンドル形状、蓋閉閉部の形状を変えた。</p> <p>○デザイン的には、製品を置く台座の形状を踏襲しつつ、全体形状をラウンドフォルムからシャープな円筒形状にした。</p> <p>○1弾では、外部デザイナーによるデザインを採用し市場へのインパクトをねらい、その後の第2弾以降では電気ポットで培ってきた技術面での強みをいかした機能アップを図ると共に、「シャープでコンパクトな外觀」「ワンタッチで外せる蓋の採用」「給湯機構の一新(プッシュタイプからレバータイプに)」によるデザインの一新も行った。</p> <p>○「3つの安全設計」: 転倒してもお湯が漏れない構造、沸騰後に自動で通電をストップする空だき防止機能、本体の内部にステンレス素材の容器器を設けて本体が熱くなりにくい設計</p> <p>○「2つ清潔設計」: 内部の掃除がしやすいように開口部を12cmと広げ、ステンレスの容器器が汚れの付着を抑える</p>
	<p>事業と知的財産を結び動き</p> <p>○意匠出願の狙いは、第1弾、第2弾とも、市場でのデザイン優位性を権利面から担保するため。</p>	<p>○他社との差別化ポイントは次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デザイン面: 金属ボデー(印刷銅板)を使い、高級感を出した。 ・性能面: 二重構造により断熱性を向上、転倒湯漏れ機構の採用による安全性確保。 	<p>○現時点で、電気ケトルの模倣品問題は発生していない</p>	<p>～ 以下の取り組みの実施について検討中 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自社開発の要素技術を他社が実施した場合なども念頭に置つつ、重要な要素技術に注力する出願戦略への転換 ○開発の方針を検討するための情報を知財部から提供をするなどの事業部との更なる連携
知的財産関係のプロセス	<p>2008年11月</p> <ul style="list-style-type: none"> ■意匠出願(登録 1367822号) 	<p>2009年11月</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特許出願(特開 2009-136674、2009-142648) 	<p>2009年10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特許出願: 分割(特開 2010-22857) 	

③ トップ NANOX (ライオン)

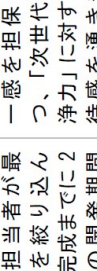
■ 「トップ NANOX」 (ライオン) ①

＜製品の特徴＞ ナノレベルの汚れ成分まで落とす驚きのナノ洗浄。超コンパクト液体洗剤。

開発のきっかけ		ユーザーニーズ調査	容器デザイン	ボトル
<p>事業関係のプロセス</p> <p>2005年 ○開発は研究先行でスタート ○2001年より濃縮液体組成の模索を開始し、2005年に「高洗浄力」「超濃縮」液体洗剤の開発に本格着手。界面活性剤「メチルエステルエトキシレート(MEE)」を活用した開発を推進。</p>	<p>2007年ごろ～ ○商品企画部門において、洗濯に對してこだわりを持つ主婦たちを集めてグループインタビューを定期的に開催。</p>	<p>○研究開発部門では、消費者がどのような汚れを落としたいのかなど様々な観点で独自調査。モニターから洗濯し、衣服を提供してもらい調べた結果、MEEであれば十分に消費力を求める洗浄力を実現できた。</p>	<p>○「画期的な新商品は画期的なデザインでなければならぬ」が基本だが、「面白くない」「面白くない」となり、先を行く画期的なデザインを狙う。</p>	<p>○ボトルは当初、キューブフォルムではないものも検討されたが、「2倍濃縮＝コンパクト」として表現するため、キューブフォルムを採用。</p>
<p>事業と知的財産関係の動き</p> <p>■商標出願(登録第4521775号) 「トップ」 せっけん類、歯磨き等</p>	<p>○主婦モニターに自宅の洗濯機置き場をカメラで撮影してもらった。収集した数十枚の写真から、見えてきたのは、当時主流だった1リットルサイズのボトルがどうしてもかさばってしまうこと。</p>	<p>○ボトリングは手の小さな女性でも持ちやすいように約400名の社員の手寸法を測定し、日本人の手の大きさを分布に当てはめ、設計開発。様々な寸法の形状をCADで作成し、NC木型を用いた持ちやすい評価を行った。</p>	<p>○ボトルは手の小さな女性でも持ちやすいように約400名の社員の手寸法を測定し、日本人の手の大きさを分布に当てはめ、設計開発。様々な寸法の形状をCADで作成し、NC木型を用いた持ちやすい評価を行った。</p>	<p>○ボトリングは手の小さな女性でも持ちやすいように約400名の社員の手寸法を測定し、日本人の手の大きさを分布に当てはめ、設計開発。様々な寸法の形状をCADで作成し、NC木型を用いた持ちやすい評価を行った。</p>
<p>知的財産関係のプロセス</p> <p>■意匠出願(登録1351109号)</p>	<p>○大型新商品であることから、デザインが固まる前の早い段階で出願を行った。</p>	<p>○ボトリングは手の小さな女性でも持ちやすいように約400名の社員の手寸法を測定し、日本人の手の大きさを分布に当てはめ、設計開発。様々な寸法の形状をCADで作成し、NC木型を用いた持ちやすい評価を行った。</p>	<p>○ボトリングは手の小さな女性でも持ちやすいように約400名の社員の手寸法を測定し、日本人の手の大きさを分布に当てはめ、設計開発。様々な寸法の形状をCADで作成し、NC木型を用いた持ちやすい評価を行った。</p>	<p>○2007年頃、ボトルのキューブフォルムに由来した商標調査を行った。</p>
<p>■意匠出願(登録1358950号) ボトルについて、技術での差別化には限界があることからデザインでの差別化を狙う。</p>	<p>2007年10月</p>	<p>2008年4月</p>	<p>2008年4月</p>	<p>2008年4月</p>

■「トップ NANOX」 (ライオン) ②

<製品の特徴> ナノレベルの汚れ成分まで落としき驚きのナノ洗浄。超コンパクト液体洗剤。

	計量キャップ	ノズル	容器完成	パッケージ	販売開始	シリーズ展開	
事業関係のプロセス	○計量キャップに洗剤の計量メモリを印字するために、日用品分野で初のレーザー印字方式を採用し、目盛りを見やすくした。また、屈折した角度でレーザーを照射し、目盛りを打つことにも成功。	○注ぎやすい二重構造の新形状ノズルを採用。つめかえししやすい広口設計に。	○ボトルは150以上、ノズルキャップ・計量キャップは60以上の設計案を作成し、デザイナー担当者が最終案を絞り込んだ。完成までに2年半の開発期間がかかった。	○パッケージデザインには水流を表現した球体を採用し、洗剤としてのカタゴリ感を担保しつつ、「次世代の洗浄力」に対する期待感を湧き起すものに。	○「NANOX」発売。洗濯用洗剤の新カタゴリ・超コンパクト液体洗剤市場に参入。	2010年1月	2010年10月 ○超コンパクト液体洗剤の第2弾「香りつつくトップ」を発売。
	○計量キャップは、「先進性」を表現するため、これまでに液体洗剤カタゴリで使われたことのないドーム状を採用。キャップ天面に足をつけ、自立性を確保。						
知的財産関係の動き	○レーザー印字技術は自社単独技術ではないことから出願せず。	○大型新商品であることから、特許権と意匠権の双方での保護を狙った。			○長年築き上げてきた「トップ」ブランドを利用して販売することに決定。	○現時点で、容器の模倣品問題は発生していない。	
	■実案出願(登録3141949号) (嵌合部の内側に位置する計量部にレーザー光によって文字・図形を設けた計量キャップ具)	■特許出願(特開2009-298436号。特開2010-36929号。特開2010-70203号。) (ノズル)	■意匠出願(登録1375955号) ■特許出願(特開2010-269828号) (ボトル)	■商標出願(登録5301512号) 「NANOX」\「ナノックス」	■商標出願 呼称が類似する商標についても出願。	■意匠出願(登録1387035号。)	■意匠出願(登録1387037号。登録1387038号。登録1391077号。)
	2008年3月	2008年6月～2009年4月	2009年4、5月	2009年5月	2009年9月	2009年10月	

④金のつづ あらっ便利！ (ミツカン)





■「金のつづ あらっ便利！」 (ミツカン) ①

<製品の特徴> たれを移して混ぜるだけで食べられる便利な納豆。

	開発開始前の状況	開発のきっかけ	開発当初の容器	プロジェクト	タレ開発	「一体型」容器	
事業関係のプロセス	<p>1997年</p> <p>○一般消費者向けの納豆市場に参入することを決意。</p>	<p>2000年</p> <p>○納豆の市場は成熟市場であったため、新規参入するには、<u>他社に無い、新しい価値を提供する必要</u>があった。</p> <p>○特徴ある全く新しい納豆菌を複数発見し、その菌を使った「金のつづ」におわなつとう」や特定保健用食品「ほね元氣」が大ヒット。</p>	<p>○経営TOPから「納豆を変えよう」との指示。○消費者が納豆に<u>対し抱くストレスを解消</u>すべく取り組みをはじめた。</p> <p>○製品コンセプトは「もっと身近で、もっと便利な納豆」。</p>	<p>○「お客様相談センター」には、タレやからしの小袋やフィルムの取扱い等について、多数の課題が寄せられていた。これからの課題を技術的に解決すべく、挑戦がはじまった。</p>	<p>2006年12月</p> <p>○経営TOPからの指示で「納豆革新プロジェクト」がスタート。研究開発、マーケティング、製造などのえりすぐりの人員総勢数十名により横断的な組織が結成された。</p>	<p>○まずはタレの小袋を無くそうと考え、納豆とタレを一緒に収める「一体型」を検討。</p>	<p>○はじめは、とろみタレを収める溝を容器の底部に形成したものを試作。</p> <p>○溝の形状について、渦巻状などの容器を試作した。(試作数は後述のセパレート型を含め100以上。)</p>
事業と知的財産を結び動き			<p>○特許出願(特開2002-37349号) (調味料等の付属食料を、蓋を開けずに、手を汚すことなく簡単に、かつ、確実に注ぎ入れることができる食品容器。)</p> <p>2000年7月</p>	<p>○特許権取得依頼。</p>		<p>○新容器のアイデアが出た段階で先行調査依頼。</p>	
知的財産関係のプロセス						<p>○他社権利調査に関しては、特許、意匠ともに、容器についてかなり詳しく調査しました。</p>	

■「金のつぶ あらっ便利！」 (ミツカン) ②

<製品の特徴> たれを移して混ぜるだけで食べられる便利な納豆。

	「セパレート型」容器	フィルム省略化	市場調査	販売開始	2代目容器	3代目容器
事業関係のプロセス	<p>○「一体型」では納豆菌の発酵等において不具合があり、検討の方向を「セパレート型」に切り替えた。</p> <p>○「セパレート型」容器に対応するため、液状のたれをゼリー状にした「とろみたれ」を開発。混ぜ易さと握み易さの両立のため100種類以上のシボを試した末に完成した。</p> <p>○とろみたれの収容部の形状については、三角形と四角形で意見が分かれた。</p>	<p>○続いて、納豆の乾燥防止用のフィルムを無くす検討を行った。</p> <p>○残す意見もあったが、開封してすぐに食べられるという商品コンセプトから無くすることに決定。</p> <p>○蓋部の接着強度を高めることと、容器の反り返りを防止するよう構造設計し、数多くの試作がなされた。</p>	<p>○容器の形状が最終決定。</p> <p>○試作品を社外の約100名の被験者に実際に食べてもらい、生の意見を聞いた。</p> <p>○「あらっ便利！」のパッケージデザインは外部デザイナーに依頼。</p>	<p>2008年9月</p> <p>○「あらっ便利」発売。</p> <p>○環境面のメリット(タレやからしむの小袋やフィルムを無くしたこと)から、ゴミや002削減。)を中心にCMやHP等でPR。</p> 	<p>2009年3月</p> <p>○容器をリニューアル。</p> <p>○シン目により蓋を開けやすくなり、納豆をかき混ぜやすいう、納豆収容部のタレ側境界部に丸みを持たせた。</p> 	<p>2010年10月</p> <p>○容器をさらにリニューアル。</p> <p>○ハシで納豆をよりスプーンにかき混ぜるよう、納豆収容部の形状にさらに丸みを持たせた。</p> 
事業と知的財産を結びつける動き	<p>○先行調査依頼。</p>		<p>○新容器の意匠権取得について知財部に依頼。</p>	<p>○「あらっ便利！」の商標権取得について知財部に依頼。</p>	<p>○新容器の意匠権取得について知財部に依頼。</p>	
知的財産関係のプロセス	<p>○新容器について、権利取得可能性や他者権利抵触可能性を調査。</p>	<p>※この他、製法等の関連特許も出願</p>	<p>■商標出願(登録5218630号)</p> 	<p>■意匠出願(登録1355159号)</p>	<p>■意匠出願(登録1371529号、登録1371530号)</p>	
	2008年6月	2008年7月	2008年8月	2009年2月		

財団法人知的財産研究所「企業の事業戦略におけるデザインを中心としたブランド形成・維持のための産業財産権制度の活用に関する調査研究報告書」(2011年)
https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2010_13.pdf

4-3. 課題

選択した特許に対してうたれた拒絶理由通知に対する意見書・手続補正書を基に、拒絶理由に対する反論の要旨をレポートにまとめたうえで発表する。**3-3. 課題**において作成したレポートを利用して、表 6(39 頁)のようなクレームチャートを作成する。また、補正後の権利範囲についても、広いか否か、狭くても回避困難か否か等を検討したうえで自らの意見を述べる。出願人である企業のホームページにおいて、研究開発、製品情報に係る記載を参照しつつ応答の是非を検討する。

最低限必要な権利範囲は最後の拒絶理由通知に対する応答又は拒絶査定不服審判の請求と同時に行う補正によって確保することとし、それまではやや広めの権利範囲でがんばることもある。

(参考)

拒絶理由通知を受けた際の補正を容易にするために、明細書の発明を実施するための形態にはできるだけ多くの実施例を記載すべきである。ただし、設計寸法のようなものまで記載する必要はない。なお、その数値にすることによって顕著な効果が認められるような場合には、数値を積極的に記載することもある。いわゆる数値限定発明の可能性があるのである。

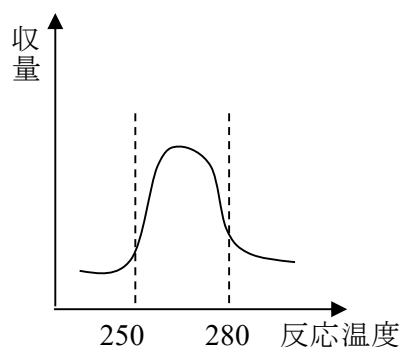


図 83 数値限定発明

5. 特許権の効力

5-1. 概論

権利行使に耐えうる特許請求の範囲、明細書、図面を作成する。

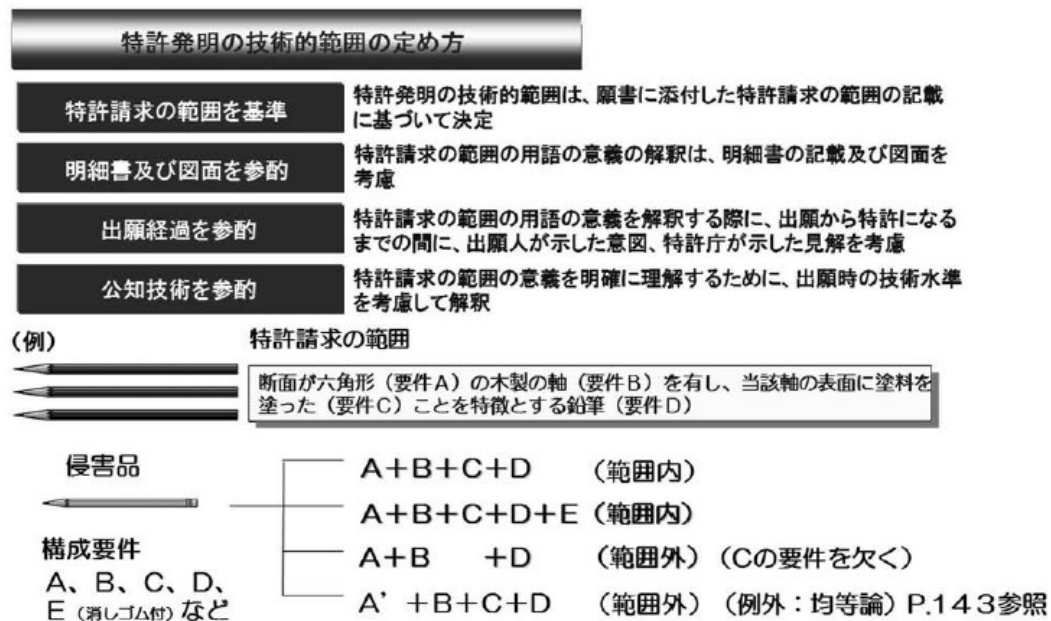


図 84 特許発明の技術的範囲の定め方⁹⁸

①特許発明

何を実施すれば特許権の侵害となるのか、すなわち、特許法 68 条に記載の「特許発明」とは何かという問題である。原則ルール、補足ルール、例外ルールがある。

原則ルール…特許請求の範囲に一致すること⁹⁹

補則ルール…特許請求の範囲の解釈のための準則

例外ルール…特許請求の範囲の拡張(均等論)

原則ルールでは、特許請求の範囲に「A と B を混ぜて C を作る方法」と記載されているのであれば、業として A と B を混ぜて C を作ると当然に特許権の侵害となる。補則ルールでは、無体物たる発明の言語化に伴う困難性に配慮して、特許請求の範囲の解釈についての準則が議論されている。例外ルールでは、特許請求の範囲の拡張(均等論)が議論されている。

⁹⁸ 入門。「A+B+C+D+E」について効果不奏効の抗弁、例えば、消しゴムの断面が円形でその直径が軸の直径よりも大きいため、軸の断面が六角形であることにより転がりにくいという効果を奏さない。「A+B+D」について不完全利用論(均等論の拡張)、例えば、軸の表面に塗料を塗っても塗らなくても転がりにくいという効果を奏することができる。むしろ、塗料を塗らない方がその効果は高いのではないか。

⁹⁹ クレームチャートを基に被疑侵害品との対応を検討する。

②原則ルール

特許法 70 条 (特許発明の技術的範囲)
 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。
 2 前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。

特許権の(物的)保護範囲¹⁰⁰は特許発明の技術的範囲に限られる。そして特許発明の技術的範囲は特許請求の範囲の記載に基づいて定められる¹⁰¹。特許請求の範囲の公示(特許公報)による法的安定性によって正当化される。しかし、技術的思想(無体物)である発明を言語によって表現する方法は一様ではない。そこで、特許請求の範囲の記載の解釈が必要になる。ここでは特許請求の範囲の公示機能(法的安定性=第三者の保護)と発明の実質に即した保護範囲の画定(具体的妥当性=特許権者の保護)のバランスが重要である。

③補則ルール

それでは、特許請求の範囲以外の資料をどれだけ、どのように参酌することができるのか。

(a)特許請求の範囲の記載と明細書の記載が矛盾する場合には、特許請求の範囲の記載が優先される(特許法 70 条 1 項)¹⁰²。

(b)特許請求の範囲に記載されている用語の意味が不明確な場合には、明細書・図面を参酌することが許される(特許法 70 条 2 項)。

(c)出願過程における審査官とのやり取りに反する主張は許されない(包袋禁反言¹⁰³)。すなわち、意見書や手続補正書、面接審査記録等の記載に反する主張を後からすることはできない。また、意見書や面接審査等で特許請求の範囲から意識的に除外した技術を、後の侵害訴訟において特許発明の技術的範囲に含まれるとする主張は許されない。

(d)明細書に記載された【発明を実施するための形態】(実施例)には限定されない。

¹⁰⁰ 他に時的保護範囲(保護期間(出願から 20 年))と地理的保護範囲(日本国内)。

¹⁰¹ 特許請求の範囲の記載は極めて重要であるから、通常、知財担当者や弁理士が記載する。

¹⁰² 場合によってはサポート要件違反(特許 36 条 6 項 1 号)の可能性がある。

¹⁰³ 「ほうたいきんはんげん」と読む。包袋とは出願書類及びその後に特許庁又は出願人から提出された書類一式。包袋禁反言=File Wrapper Estoppel。

④例外ルール(均等論)

最三小判平成 10 年 2 月 24 日民集 52 卷 1 号 113 頁〔ボールスプライン軸受事件〕¹⁰⁴

特許請求の範囲に記載された構成中の対象製品等と異なる部分が存する場合であっても、(1) 右部分が特許発明の本質的部分ではなく、(2) 右部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達成することができ、同一の作用効果を奏するものであって、(3) 右のように置き換えることに、当該発明の属する技術の分野における当業者が、対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができたものであり、(4) 対象製品等が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者がこれから右出願時に容易に推考できたものではなく、かつ、(5) 対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もないときは、右対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解するのが相当であるとした事例。(TKC)

均等論は Equivalent theory の訳語とされるが、正確には「等価論」とすべきである¹⁰⁵。しかし、今日では「均等論」という用語が実務上定着してしまっているので、ここでも「均等論」という用語を使う。

特許請求の範囲に記載された発明とほんの少しだけ異なる技術を実施した者を特許権侵害に問えるか否かがここでの問題である。例えば、X の有する特許権について、特許請求の範囲に記載された発明が機械に関する発明であって、その構成要件として振動を抑えるための天然ゴムが含まれていたとしよう。その後、合成ゴムが発明されたとする。そこで、Y が天然ゴムを合成ゴムに置換して X の特許発明を実施した場合、X の特許権の侵害となるだろうか。特許請求の範囲には天然ゴムと記載されているので、Y による合成ゴムを使用した実施は文言上 X の特許発明の実施に該当しない。しかし、振動を抑えるためのゴムが天然であっても合成であっても特許発明の本質的部分とは無関係であろう。従って、このような場合¹⁰⁶も特許権侵害としなければ特許権者にとって酷である。

均等論は、特許請求の範囲に記載された発明の構成要件の一部が他の物・方法で置き換えられていても、特許発明の目的を達成することができ(置換可能性、上記囲み内の (2))、かつ置き換えることが当業者にとって容易である(容易想到性、上記囲み内の (3))場合について、例外的に特許発明の技術的範囲(特許権の保護範囲)を拡張する理論である。

均等論は、あくまでも例外的な保護範囲の拡張論であることに留意する。すなわち保護範囲を特許請求の範囲に記載の文言よりも若干広げるための理論であって、いわ

¹⁰⁴ 〔ボールスプライン軸受事件〕最判は、均等侵害が成立するための五要件を定立して事件を東京高裁に差し戻した。差し戻し後の東京高判は均等侵害の成立を認めている。なお、五要件のなかでも重要なものは上記囲み内の (2) (3) である。上記囲み内の (1) から (3) については特許権者である原告に立証責任があり、同じく (4) (5) については被疑侵害者である被告に立証責任がある。

¹⁰⁵ 均等は平等で差のないこと、等価は価値が等しいことをいう。

¹⁰⁶ 同様の例として、輪切りにした野菜などが包丁の刃面に付着することを防止するため刃面に孔を穿った包丁の発明において、特許請求の範囲には「鋼からなる刃」と記載されているときに、他人がセラミックからなる刃に孔を穿った包丁を販売した場合。

ば「首の皮一枚」の拡張ということができよう。特許請求の範囲の公示機能(法的安定性=第三者の保護)よりも発明の実質に即した保護範囲の画定(具体的妥当性=特許権者の保護)を若干重視して出願時の負担を軽減する趣旨である。

必要性…先願主義の下では特許請求の範囲の記載に完全を期すことは困難である。

また、出願後の新たな技術の出現を予測することは不可能に近い。従って、特許発明の些細な迂回実施は排除することが望ましい。

許容性…均等の範囲であれば第三者への打撃は少ない。また、当業者であれば均等の範囲を予測することは可能であろう。

特許発明の技術的範囲

- ①原則ルール：特許請求の範囲
- ②補則ルール：明細書・図面(・意見書等)
- ③例外ルール：均等論

均等論と不完全利用論(反論として効果不奏効の抗弁)

Aと、
Bと、
Cと、を備え、
CはDであることを特徴とする、
E

A + B	+	C + D	+	E	×	(原則、オールエレメントルール)
A + B	+	C + D	+	E + F	×	(効果不奏効の抗弁 ¹⁰⁷)
A	+	C + D	+	E	△	(不完全利用論 ¹⁰⁸)
A + B'	+	C + D	+	E	△	(均等論)
A + B	+	C	+	E	○	

C、D：特許発明の本質的部分

不完全利用論に関する裁判例

大阪地判昭和 43 年 5 月 17 日昭和 42 年(ワ)第 3553 号〔ブロック玩具事件〕

知財高判平成 24 年 10 月 11 日平成 24 年(ネ)第 10018 号

〔折畳み可能なキャノピー骨組構造事件〕

¹⁰⁷ 構成要件 F が構成要件 C と D による発明の効果を阻害している。

¹⁰⁸ 均等論の拡張。再反論として構成要件 B の不存在による効果不奏効の抗弁。

5-2. 裁判例

5-2-1. キヤノンインクカートリッジ事件

最判平成 19 年 11 月 8 日民集 61 卷 8 号 2989 頁 [キヤノンインクカートリッジ事件]

特許権者等が我が国において譲渡した特許製品につき加工や部材の交換がされ、それにより当該特許製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造されたものと認められるときは、特許権者は、その特許製品について、特許権を行使することが許されるというべきである。そして、上記にいう特許製品の新たな製造に当たるかどうかについては、当該特許製品の属性、特許発明の内容、加工及び部材の交換の態様のほか、取引の実情等も総合考慮して判断するのが相当であり、当該特許製品の属性としては、製品の機能、構造及び材質、用途、耐用期間、使用態様が、加工及び部材の交換の態様としては、加工等がされた際の当該特許製品の状態、加工の内容及び程度、交換された部材の耐用期間、当該部材の特許製品中における技術的機能及び経済的価値が考慮の対象となるというべきである。

修理・再利用と生産との線引きについての規範を示したのが [キヤノンインクカートリッジ事件] 最判である。特許発明の実施品であるインクジェットプリンタ用インクカートリッジの使用済み品を回収し、特許権者の許諾無くインクを再充填し製品化されたリサイクル品を販売した者に対して特許権に基づく権利行使を容認した事例である。

製品市場(primary market)で本体(プリンタ)を安価で販売することによりシェアを確保し、部品市場(after market)で消耗品(インクカートリッジ)を高価で販売する¹⁰⁹ことにより利益を上げるというビジネスモデル(rock in model)が確立している。従って、安価なリサイクル品によって部品市場の利益を奪われることは死活問題となりかねない。

[キヤノンインクカートリッジ事件]において、最高裁は、特許権者によって適法に市場におかれた特許製品であっても、すなわち特許権が消尽した特許製品であっても、加工や部材の交換によって特許製品が新たに製造されたものと認められるときは特許権の行使が許されるとの規範を示した。そして、新たな製造にあたるか否かは、以下の諸事情の総合考慮とした。リサイクル品も例外ではない。

- ①特許製品の属性
製品の機能、構造・材質、用途、耐用期間、使用態様
- ②特許発明の内容
- ③加工及び部材の交換の態様
加工等がされた際の特許製品の状態
加工の内容・程度
交換された部材の耐用期間
当該部材の特許製品中における技術的機能・経済的価値
- ④取引の実情等

¹⁰⁹ 第一審の東京地判平成 16 年 12 月 8 日判決文によると、1000 円程度で販売されているインクカートリッジの原価は 100 円未満である。

ここで重要なのは新たな製造が特許権侵害に当たるという規範的構成要件であって諸事情の総合考慮は重要ではない¹¹⁰。

ここで、[キヤノンインクカートリッジ事件] について若干の技術解説を記す。本件特許(特許第 3278410 号)の請求項 1 を分節すると、表 8 のようになる。()内の数字は、図 86 中の本件発明の実施例における符号を示している。

表 8 特許第 3278410 号(クレームチャート)

項目	構成要件
A	互いに圧接する第 1 及び第 2 の負圧発生部材(132B、132A)を収納するとともに液体供給部(114)と大気連通部(112)とを備える負圧発生部材収納室(134)と、
B	該負圧発生部材収納室(134)と連通する連通部(140)を備えると共に実質的な密閉空間を形成するとともに前記負圧発生部材(132B、132A)へ供給される液体を貯溜する液体収納室(136)と、
C	前記負圧発生部材収納室(134)と前記液体収納室(136)とを仕切るとともに前記連通部(140)を形成するための仕切り壁(138)と、
D	を有する液体収納容器において、
E	前記第 1 及び第 2 の負圧発生部材(132B、132A)の圧接部の界面(132C)は前記仕切り壁(138)と交差し、
F	前記第 1 の負圧発生部材(132B)は前記連通部(140)と連通するとともに前記圧接部の界面(132C)を介してのみ前記大気連通部(112)と連通可能であると共に、
G	前記第 2 の負圧発生部材(132A)は前記圧接部の界面(132C)を介してのみ前記連通部(140)と連通可能であり、
H	前記圧接部の界面(132C)の毛管力が第 1 及び第 2 の負圧発生部材(132B、132A)の毛管力より高く、
K	かつ、液体収納容器の姿勢によらずに前記圧接部の界面(132C)全体が液体を保持可能な量の液体が、負圧発生部材収納室(134)内に充填されている
L	ことを特徴とする液体収納容器。

重要な構成要件は H と K である。第 1 及び第 2 の負圧発生部材を圧接させることによって、圧接部の界面の毛管力を第 1 及び第 2 の負圧発生部材のそれよりも高め、圧接部の界面に液体を保持させることで大気が液体収納室に流入することを阻止し、もって開封時に液体が大気連通部より流出して使用者の手等を汚すことを防止する発明である。

インクカートリッジの使用済み品にインクを再充填する行為は、液体が費消されたことにより充足しないこととなった構成要件 K を再度充足させる行為であり特許製品の新たな製造に該当するので特許権を侵害する。請求項に構成要件 K を記載しなくても特許を受けることができたかもしれない。意図的に記載したということであるならば、キヤノン知財の底力を感じさせる。

¹¹⁰ 要件事実論。要件事実とは、民事訴訟上、法律効果を発生させるために必要となる要件に該当する事実をいう。ここでは、新たな製造が特許権侵害に当たるという規範的構成要件が重要なのであって、諸事情の総合考慮は重要ではない。例えば、民法 709 条には「過失」とは何かについての記載はない。「過失」の有無は、裁判において諸事情を総合考慮して判断されるのである。同様に [キヤノンインクカートリッジ事件] 最判においても「新たな製造」とは何かについての記載はないに等しく諸事情の総合考慮ということになるのである。諸事情の総合考慮は、交通事故における過失相殺等を思い浮かべると理解しやすいかもしれない。絶対的な基準を定立することができないのである。例えば、耐用期間が切れた部材を交換することは特許権の侵害を肯定する方向にベクトルが働く一要素だということになる。なお、耐用期間については、物理的・化学的に使用が不可能になったのか、社会通念上、耐用期間を過ぎたと判断されるのかで見方が異なることになる。

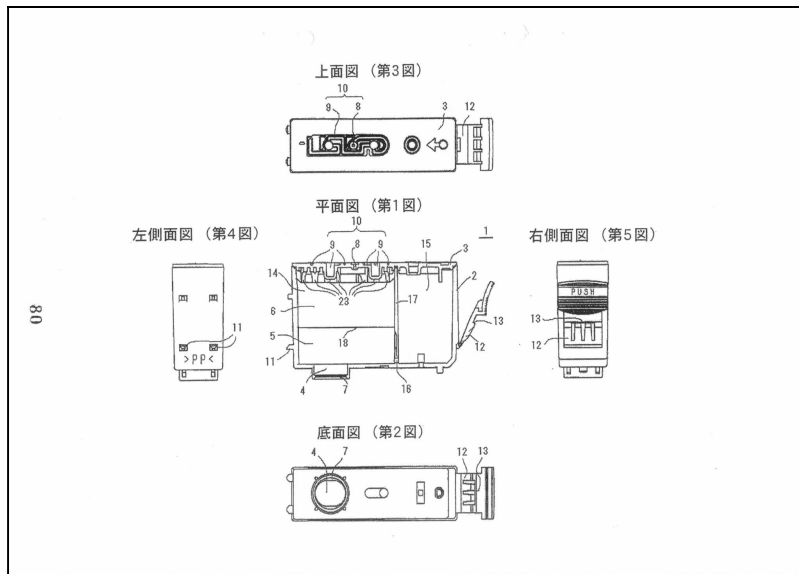


図 85 インクカートリッジの五面図

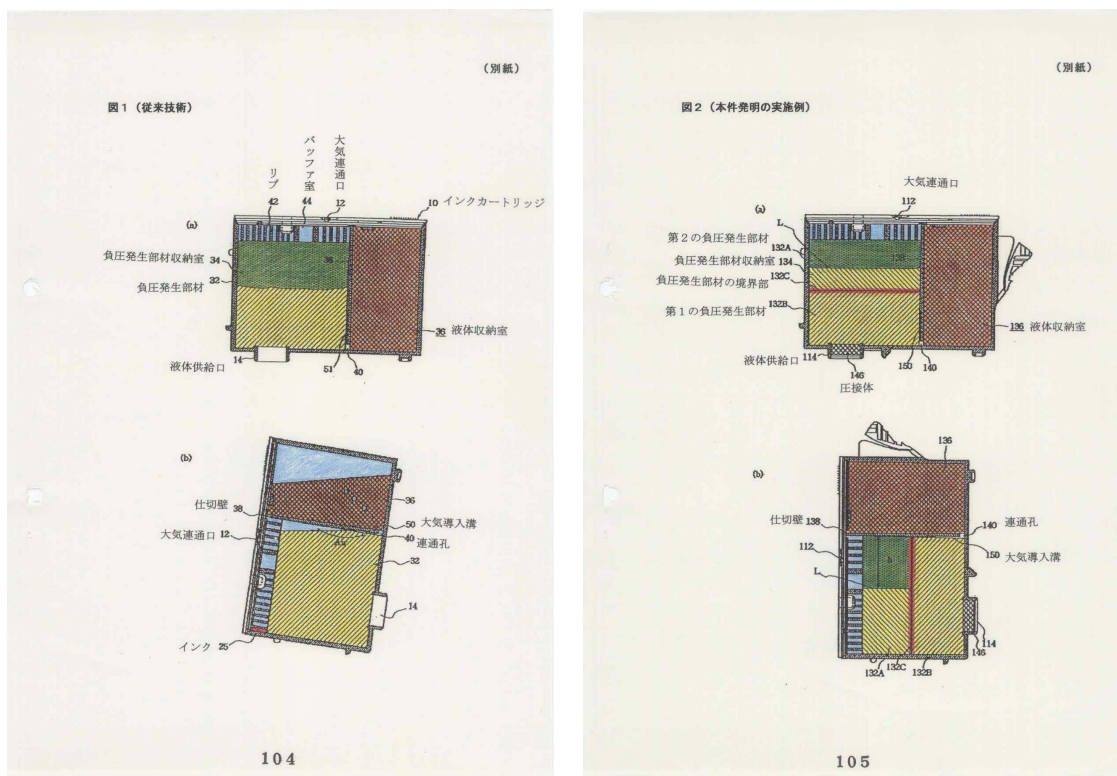


図 86 従来技術と本件発明の実施例

リサイクル品を排除¹¹¹するためには、リサイクル品において必ず再生しなければならない要素を構成要件に取り入れることが極めて有効である。[キヤノンインクカートリッジ事件]においては構成要件 K である。なお、意匠についても同様に考えられる。

リサイクル時に補充する要素：インクカートリッジのインク

¹¹¹ リサイクル品を排除することの是非は別論である。

リサイクル時に交換する要素：使い捨てカメラのフィルム、紙カバー

東京地判平成 12 年 8 月 31 日平成 8 年(ワ)第 16782 号 [写ルンです事件]

本件諸権利のうち意匠権 (e) ないし (g) に関しては、前記の争いのない事実によれば、フィルム詰替え作業において、原告製品において右各意匠権の意匠を構成する主要な部分である紙カバーを外した上、自ら準備した紙カバー 14 を取り付けたというのであるから、被告製品は、意匠の本質的部分を構成する主要な部材を交換したもので、原告製品と同一の製品と評価することはできず、この点からも、国内消尽及び国際消尽の成立は否定される。

5-2-2. 仮想事例

例えば、表 9 と図 87 に示した仮想事例では、請求項の構成要件 C に相当するものが被疑侵害技術に存在するか否かが争点となろう。具体的には、構成要件 C における「円形調理部の中央」¹¹²の解釈が問題となると思われる。そこで、明細書と図面を参酌しつつ(特許法 70 条 2 項)、「円形調理部の中央」の技術的意義を探っていくこととなる。また、意見書には「卵焼き部が加熱調理部の中央、すなわち柄の延長線部分にあるため、卵焼き部を最大限広く確保することができるのみならず、**重心的**にも作業的に従来の角形卵焼き器と同様に、違和感なく自然な感覚で調理作業を行うことができます。」との記載があるが、被疑侵害技術についてはいかがであろうか¹¹³。

表 9 特許第 4260813 号(クレームチャート)

項目	構成要件	被疑侵害技術
A	電磁調理器に使用される柄付きの卵焼き器であって ¹¹⁴ 、	○
B	電磁誘導加熱による加熱調理部が円形に形成されており、	○
C	その 円形調理部の中央 に卵焼きのための長方形の部分が設けられると共に、	?
D	その両側部につけ合わせなどを調理できる部分が設けられている	○
E	ことを特徴とする電磁調理器用卵焼き器。	○

円形調理部の「中心」は一つの点として明確に定まるが、円形調理部の「中央」は不明確である。「中央部」とすれば少なくとも「中心」を含む一定の領域ということはいえるであろうか。

¹¹² 「中央」は不明確である。「柄の延長線部分」としておけば疑義は生じないものと思われる。

¹¹³ 効果不奏効の抗弁を立てる余地がある。包装禁反言となるため再抗弁はできない。図 87(右)の被疑侵害技術について、「中央に」とはおそらくいわない。「中央から先端部寄りに」といった表現が妥当であろう。

¹¹⁴ 電磁調理器に使用される卵焼き器に限定される。ただし、オールメタル対応電磁調理器であれば、鉄に加えて銅やアルミからなる鍋等も使用できる。使用できないのは、土鍋・セラミック製の鍋等・超耐熱でないガラス鍋等に限られる。また「柄付きの」とあることから、柄を有しない両手鍋等は権利範囲から除外されるであろう。

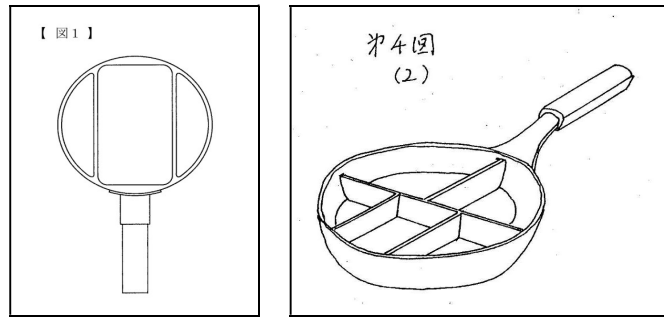


図 87 特許発明(特許第 4260813 号、左)と被疑侵害技術(右)の例

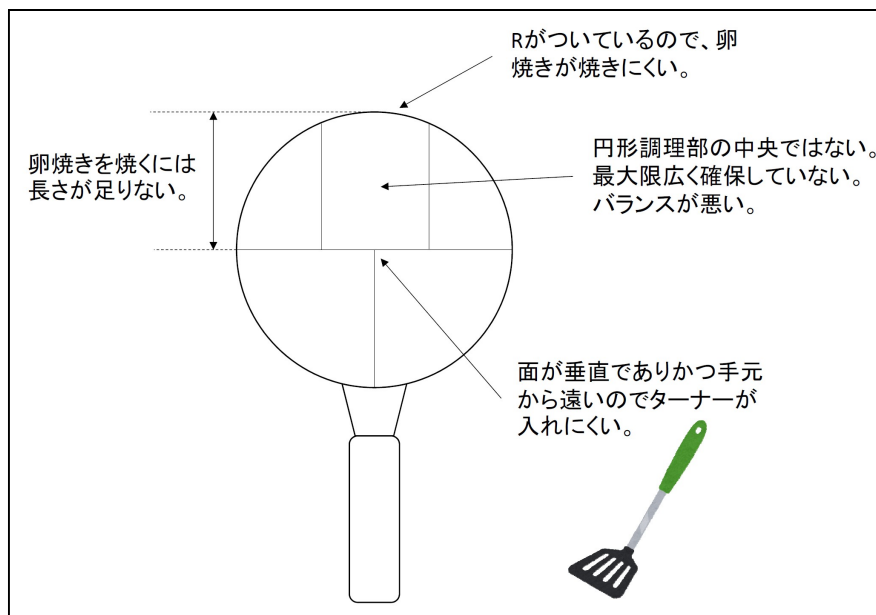


図 88 考え得る被告の抗弁¹¹⁵

意見書には「加熱調理部が円形であると、オムレツはできても、卵焼きはできません」「卵焼き部が加熱調理部の中央、すなわち柄の延長線部分にあるため、卵焼き部を最大限広く確保することができるのみならず、重心的にも作業的に従来の角形卵焼き器と同様に、違和感なく自然な感覚で調理作業を行うことができます。」との記載があるので、被告による効果不奏効の抗弁に対する再抗弁は包袋禁反言になる可能性が高い。

5-2-3. 餅事件

もう一つ例を挙げよう。こちらは実際に裁判で争われた事件¹¹⁶である。切餅の側周

¹¹⁵ 被疑侵害技術については、卵焼きのための長方形の部分の一边が円弧状のため卵焼きに適さない、円弧状の辺に対向する辺が垂直のためターナーの挿入が難しい、卵焼きのための長方形の部分の長手方向に卵焼きのための十分な長さを確保できない等の効果不奏効の抗弁が考えられる。

¹¹⁶ 東京地判平成 22 年 11 月 30 日平成 21 年(ワ)第 7718 号〔餅事件〕。知財高中間判平成 23 年 9 月 7 日平成 23 年(ネ)第 10002 号〔餅事件〕。知財高判平成 24 年 3 月 22 日平成 23 年(ネ)第 10002 号〔餅事件〕。原告越後製菓株式会社、被告佐藤食品工業株式会社。損害賠償額は 8 億 275 万 9264 円。越後製菓株式会社

表面に切り込み部又は溝部を設けることによって膨化による中身の噴き出しを抑制する発明である。被疑侵害技術は側周表面に加えて載置底面及び平坦上面にも十字に切り込み部が設けられていた。そこで、構成要件 Aにおける「載置底面又は平坦上面ではなく」の解釈が問題になった。

一審の東京地裁は「側周表面にのみ切り込み部を設け、載置底面又は平坦上面には切り込み部を設けない」意であるとの解釈を採ったため特許権侵害は否定された。これに対して控訴審の知財高裁は「側周表面に切り込み部を設け、載置底面又は平坦上面には切り込み部を設けても設けなくてもよい」意であるとの解釈を採ったため特許権侵害が肯定された¹¹⁷。

知財高裁は、「載置底面又は平坦上面ではなく」の直後に読点(、)が存在しないため、この部分は「側周表面に」にかかるのであって「切り込み部又は溝部を設け」にはかからないと判断した。しかし、側周表面に加えて載置底面及び平坦上面にも切り込み部を設けると構成要件 C¹¹⁸を充たさないのではないかという疑問は残る¹¹⁹。このように、請求項の記載のほんの少しの差が特許権侵害の成否を分けることがある。

表 10 特許第 4111382 号(クレームチャート)

項目	構成要件
A	焼き網に載置して焼き上げて食する輪郭形状が方形の小片餅体である切餅の <u>載置底面又は平坦上面ではなく</u> この小片餅体の上側表面部の立直側面である <u>側周表面に</u> 、この立直側面に沿う方向を周方向としてこの周方向に長さを有する一若しくは複数の <u>切り込み部又は溝部を設け</u> 、
B	この切り込み部又は溝部は、この立直側面に沿う方向を周方向としてこの周方向に一周連続させて角環状とした若しくは前記立直側面である側周表面の対向二側面に形成した切り込み部又は溝部として、
C	焼き上げるに際して前記切り込み部又は溝部の上側が下側に対して持ち上がり、最中やサンドウィッチのように上下の焼板状部の間に膨化した中身がサンドされている状態に膨化変形することで膨化による外部への噴き出しを抑制する
D	ように構成したことを特徴とする餅。

項目 A において切り込み部又は溝部の数を限定せず、項目 B においてその切り込み部又は溝部を角環状のみならず対抗二側面に形成することも含むとして特許発明の技術的範囲の拡大に注力した形跡が認められる。

一方、載置底面又は平坦上面に切り込み部又は溝部を設けることも特許発明の技術的範囲に含むのであれば、なお書きでもよいから明細書の発明の詳細な説明に記載しておくべきであった。記載がないということは特許出願時に念頭になかったということであって、そのことは項目 C に最中やサンドウィッチが例示されていることから明らかである。そうすると、知財高裁の判断は特許権者に与しすぎていると考えられる。

はこの技術を「ふっくらカット」と呼んでいる。奥乃桜子『それってパクリじゃないですか？ 新米知的財産部員のお仕事 3』(集英社オレンジ文庫・2023年)9頁にも登場した。

¹¹⁷ 私見としては東京地裁の判断が妥当だと思うが、いずれの判断が妥当であるか。知財高裁は特許権者を勝たせようとする傾向が見られる。我が国の特許権侵害訴訟においては、権利者が勝訴する割合が低く、勝訴しても損害賠償額が少額にとどまるとの指摘に対する反動かもしれない。

¹¹⁸ 構成要件 C は作用・効果を示す記載であって請求項に記載すべき内容ではない。請求項には発明を特定するために必要な構成を記載すればよい。

¹¹⁹ 効果不奏効の抗弁を立てる余地がある。

なお、項目 C は発明の作用効果に関する内容であるから、請求項に記載してはいけない。効果不奏効の抗弁が認められる余地もある。被疑侵害技術は餅体全体がバランスよく膨らむことを目的としており、項目 C とは技術的思想が異なるという抗弁も可能であろう。特許請求の範囲には発明を特定するために必要と認める事項だけを記載すればよい(特許法 36 条 5 項)。

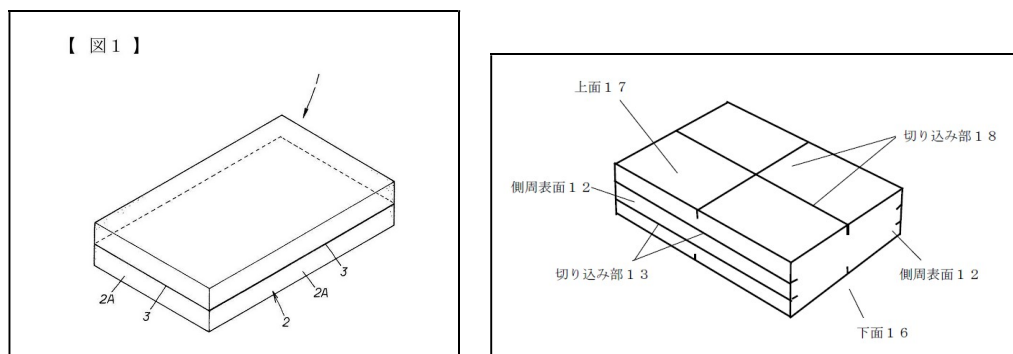


図 89 特許発明(特許第 4111382 号、左)と被疑侵害技術(右)



図 90 ふっくらカット¹²⁰

¹²⁰ 越後製菓株式会社のホームページより。http://www.echigoseika.co.jp/products/mochi/nama/kodawari.html

5-2-4. 外科手術の光学的表示方法事件

現在、一定の医療行為¹²¹に関する発明は特許を受けることができない¹²²。

東京高判平成 14 年 4 月 11 日判時 1828 号 99 頁〔外科手術の光学的表示方法事件〕

医療行為の場合、上記とは状況が異なる。医療行為そのものにも特許性が認められるという制度の下では、現に医療行為に当たる医師にとって、少なくとも観念的には、自らの行おうとしている医療行為が特許の対象とされている可能性が常に存在するということになる。(略)医師は、常に、これから自分が行おうとしていることが特許の対象になっているのではないか、それを行うことにより特許権侵害の責任を追及されることになるのではないか、どのような責任を追及されることになるのか、などといったことを恐れながら、医療行為に当たらなければならないことになりかねない。

医療行為そのものを特許の対象にする制度の下では、それを防ぐための対策が講じられた上でのごとくでない限り、医師は、このような状況で医療行為に当たらなければならないことになるのである。

医療行為に当たる医師をこのような状況に追い込む制度は、医療行為というものの事柄の性質上、著しく不当であるというべきであり、我が国の特許制度は、このような結果を是認するものではないと考えるのが、合理的な解釈であるというべきである。そして、もしそうだとすると、特許法が、このような結果を防ぐための措置を講じていれば格別、そうでない限り、特許法は、医療行為そのものに対しては特許性を認めていないと考える以外にないというべきである。

ただし、〔外科手術の光学的表示方法事件〕においては、方法の発明として特許を受けようとしたのが問題であって、外科手術の光学的表示装置という物の発明とすれば特許を受けることができたのではないかと考えられる。明細書¹²³には「本発明の課題は、手で自在に案内される手術器具の位置を連続的に表示すると共に、予め得られた断層写真を人体一部分の 3 次元モデルでスクリーンにより再生可能に表示させるような方法及び装置を提供することである」と記載されている。そうであれば、人体への作用ではなく、装置の動作だけを請求項に記載すればよい。

¹²¹ 人間を手術、治療又は診断する方法。例えば、バチスタ手術。

¹²² 医薬品はもちろん医療機器も特許を受けることができる。例えば、ペースメーカー・人工心肺・手術支援ロボット等。

¹²³ 特表平 02-503519 参照。

⑩ 日本国特許庁(JP)		⑪ 特許出願公表	
⑫ 公表特許公報(A)		平2-503519	
		⑬ 公表 平成2年(1990)10月25日	
⑭ Int.Cl. ⁵	識別記号	庁内整理番号	審査請求 未請求 予備審査請求 有
A 61 B 19/00 6/03	C 3 6 0 3 7 7	7437-4C 8119-4C 8119-4C	部門(区分) 1(2)
			(全 9 頁)
⑮ 発明の名称 外科手術を再生可能に光学的に表示するための方法及び装置			
⑯ 特 願 昭63-504700		⑰ 翻訳文提出日 昭63(1988)12月29日	
⑱ 出 願 昭63(1988)5月21日		⑲ 国際出願 PCT/EP88/00457	
		⑳ 国際公開番号 WO88/09151	
		㉑ 国際公開日 昭63(1988)12月1日	
優先権主張 ㉒ 1987年5月27日 ㉓ 西ドイツ(DE) ㉔ P3717871.7			
⑳ 発 明 者	シュレンドルフ ゲオルク	ドイツ連邦共和国 D-5106	レートゲン ロンメルヴェーク 30
㉑ 発 明 者	メスゲス ラルフ	ドイツ連邦共和国 D-8000	ミュンヘン 40 ホーエンツォレルンシュトラッセ 44
㉒ 発 明 者	マイヤー・エーブレヒト デイ ートリツヒ	ドイツ連邦共和国 D-5100	アーヘン ファールガー シュトラッセ 164ア-
㉓ 出 願 人	シュレンドルフ ゲオルク	ドイツ連邦共和国 D-5106	レートゲン ロンメルヴェーク 30
㉔ 代 理 人	弁理士 伊藤 武久		
㉕ 指 定 国	AT(広域特許), AU, BE(広域特許), CH(広域特許), DE(広域特許), FR(広域特許), GB(広域特許), IT(広域特許), JP, KR, LU(広域特許), NL(広域特許), SE(広域特許), US		
最終頁に続く			
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;"> 黄色：削除 青色：装置に補正 </div>			
請求の範囲			
1. 外科器具を用いて行なわれる手術を、データ処理装置のデータメモリに記憶されスクリーンに表示可能な 人体一部分の 断層写真を使用して再生可能に光学的に表示するための 方法 において、 a) 人体一部分から 少なくとも3つの測定点を決定または配置すること、 b) 人体一部分から 測定点を含む断層写真を作成し、データメモリに記憶させること、 c) 座標測定装置を用いて測定点の空間的位置を検知し、その測定データをデータメモリに記憶させること、 d) 断層写真内に含まれる測定点の画像データと座標測定装置によって検出された測定点のデータとの関係をデータ処理装置により求めること、 e) 座標測定装置を用いて外科器具の空間的位置を連続的に検出し、その位置データをデータ処理装置に送ること、 f) データ処理装置により断層写真の画像情報に外科器具の位置データを重ねあわせること、 g) データ処理装置により、断層写真の画像内容と外科器具のその都度の位置とを重ねあわせた重ねあわせ画像を出力装置、特にスクリーンに生じさせる	ことを特徴とする 方法 。 2. 出力装置の異なる窓に、鉛直面内で縦方向及び横方向に延びる断層写真と水平方向の断層写真とにより形成されている重ねあわせ画像を同時に表示させることを特徴とする、請求の範囲第1項に記載の 方法 。 3. 外科手術を記録するため重ねあわせ画像をデータメモリに記憶させることを特徴とする、請求の範囲第1項または第2項に記載の 方法 。 4. 重ねあわせ画像の作成のため、 人体一部分内部 での外科器具のその都度の位置に相当する断層写真を常に用いることを特徴とする、請求の範囲第1項から第3項までのいずれか1つに記載の 方法 。 5. 座標測定装置により測定点のある時間間隔で反復走査することによって 人体一部分の空間的位置 を調べ、その照得られた測定データをデータ処理装置に入力して該データ処理装置により最初の測定データと比較し、違いがある場合には出力装置に表示される断層写真の位置修正を行なうことを特徴とする、請求の範囲第1項から第4項までのいずれか1つに記載の 方法 。 6. 人体一部分の切除 されるべき領域の周囲で、座標測定装置と結合されるスキャナ-または外科器具を包絡線状に周回させ、その照得られた前記領域の位置データをデータ処理装置により断層写真の対応する		

図 91 請求の範囲の補正案(特表平 02-503519)

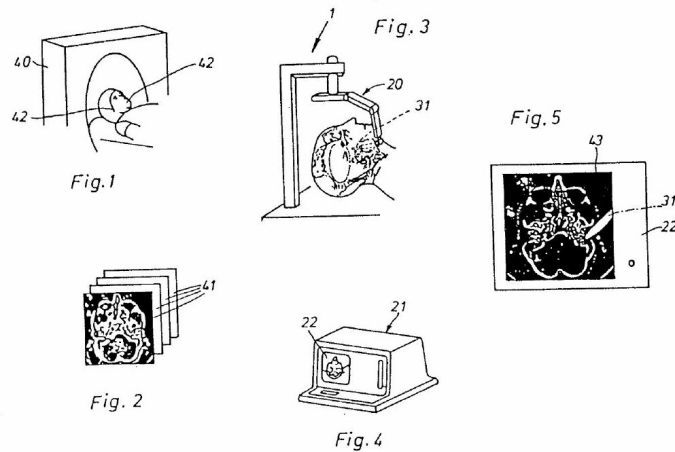


図 92 外科手術の光学的表示方法(特表平 02-503519)図面

特許を受けることができない医療行為とは、手術方法等であって、このような装置は特許されるべきである。例えば「カメラ；器具；前記器具の制御権限が与えられた後で前記器具を操作するための指令を出すための入力装置；並びに前記カメラの視野の領域に前記器具が入ったと判定すると該器具の制御権限を前記入力装置に与えるよう構成されるプロセッサであり、ハードウェア、ソフトウェア、及び、ファームウェアのうち少なくとも1つで実現されるプロセッサ；を有する手術システム。」という物の発明が特許を受けている¹²⁴。

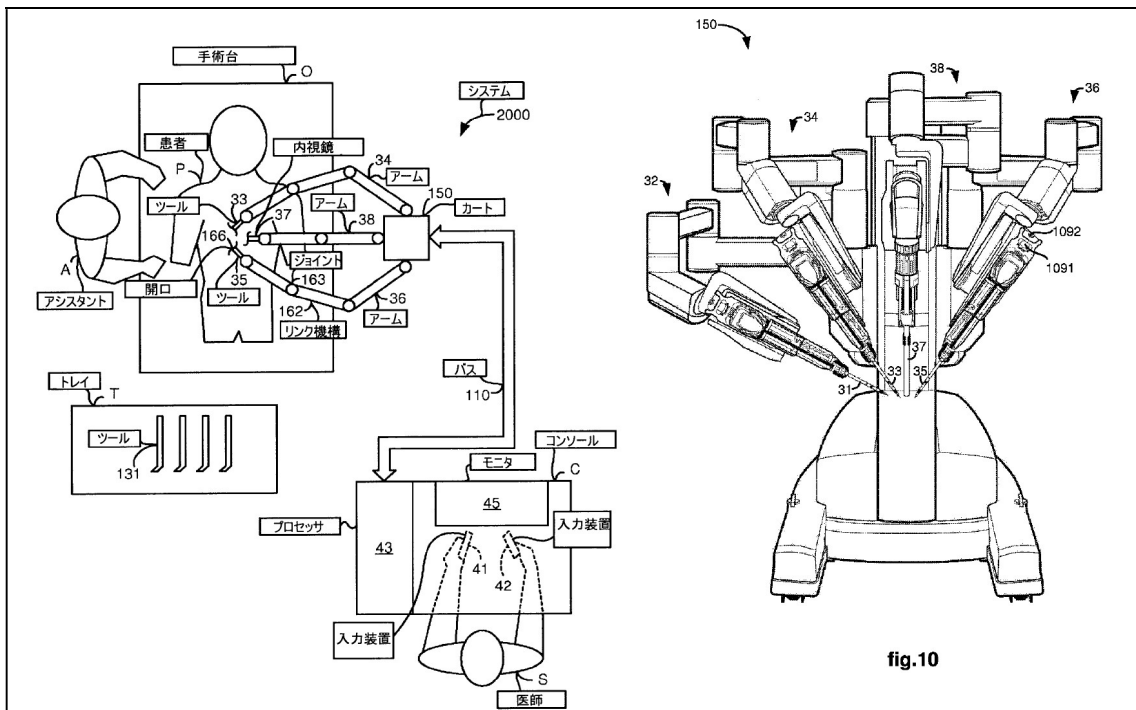


図 93 特許第 6134336 号(手術システム)

¹²⁴ 特許第 6134336 号参照。Intuitive Surgical 社の da Vinci サージカルシステム。

器具が術野に入ったら器具の制御権限を医師に委ねる。言い換えれば、器具が術野に入るまでは手術システムが器具を制御するという特許である。

5-2-5. 間接侵害

間接侵害(侵害とみなす行為)は特許法 101 条に規定される。

表 11 特許法 101 条(侵害とみなす行為)の構成

特許法 101 条	対象	規定内容
1 号	物の発明	専用品(にのみ品又はのみ品)
2 号	物の発明	不可欠品(多機能品又は非専用品)
3 号	物の発明	譲渡等目的所持
4 号	方法の発明	専用品(にのみ品又はのみ品)
5 号	方法の発明	不可欠品(多機能品又は非専用品)
6 号	方法の発明	譲渡等目的所持

特許法 101 条 2 号の間接侵害の成立を肯定した事件として〔一太郎事件〕がある。物の発明である本件第 1、第 2 発明について特許法 101 条 2 号の間接侵害の成立を肯定したが、方法の発明である本件第 3 発明について特許法 101 条 4 号(現 5 号)の間接侵害の成立は否定した¹²⁵。

知財高判平成 17 年 9 月 30 日判時 1904 号 47 頁〔一太郎事件〕

「控訴人製品をインストールしたパソコン」は、本件第 1、第 2 発明の構成要件を充足するものであるところ、控訴人製品は、前記パソコンの生産に用いるものである。すなわち、控訴人製品のインストールにより、ヘルプ機能を含めたプログラム全体がパソコンにインストールされ、本件第 1、第 2 発明の構成要件を充足する「控訴人製品をインストールしたパソコン」が初めて完成するのであるから、**控訴人製品をインストールすることは、前記パソコンの生産に当たるものというべきである。**

本件明細書の「発明の詳細な説明」欄の記載によれば、本件第 1、第 2 発明は、「(従来の)方法では、キーワードを忘れてしまった時や、知らないときに機能説明サービスを受けることができない」という課題(略)を、「アイコンの機能説明を表示させる機能を実行させる第 1 のアイコン、および所定の情報処理機能を実行させるための第 2 のアイコンを表示画面に表示させる表示手段と、前記表示手段の表示画面上に表示されたアイコンを指定する指定手段と、前記指定手段による、第 1 のアイコンの指定に引き続く第 2 のアイコンの指定に応じて、前記表示手段の表示画面上に前記第 2 のアイコンの機能説明を表示させる制御手段とを有する構成とした」(略)ことにより解決したものであるが、「控訴人製品をインストールしたパソコン」においては、前記のような構成は控訴人製品をインストールすることによって初めて実現されるのであるから、**控訴人製品は、本件第 1、第 2 発明による課題の解決に不可欠なものに該当するというべきである。**

¹²⁵ 方法の発明の使用に用いる物の生産に用いる物にまで間接侵害の範囲を拡張することはできない。

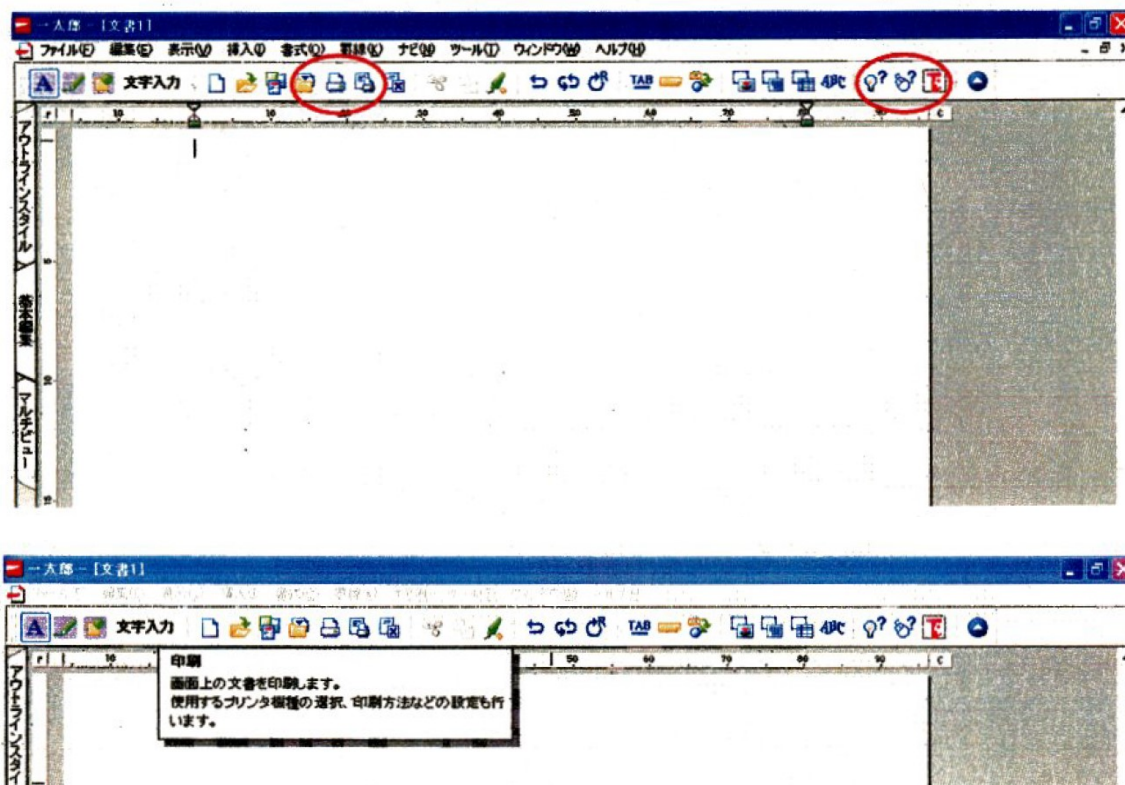


図 94 一太郎事件

被控訴人は松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)であり、控訴人は株式会社ジャストシステムである。本件特許の出願前から、アイコンをポイントしたときにその機能説明を表示させるか否かをヘルプメニューで設定するという非特許文献が存在した。ヘルプメニューをアイコンに置き換えることは当業者にとって容易であるから、結論として本件特許は特許無効審判において無効にされるべきものと判断された。パーソナルコンピュータの台頭によるパーソナルワープロ事業の衰退に伴い行われた権利行使である。



図 95 パーソナルワープロ FW-U1P95(パナソニック)¹²⁶

なお、間接侵害の成立の要件として直接侵害の成立が必要か否かという論点がある。この論点については独立説、従属説、折衷説が主張されているが、折衷説が相当であろう。〔一太郎事件〕において裁判所は「控訴人製品をインストールしたパソコン」を

¹²⁶ 画像は amazon より。

生産するのはパソコンのユーザであるが、ユーザには個人ユーザの他に少なからぬ法人ユーザも含まれるから、独立説・従属説のいずれを採用しても間接侵害が成立するとの結論に変わりはないとした。

表 12 間接侵害の独立説、従属説、折衷説

学説	間接侵害の成立の要件
独立説	直接侵害の成立は不要
従属説	直接侵害の成立が必要
折衷説*	直接侵害が非業実施又は実施権に基づく実施→独立説 直接侵害が試験研究実施又は国外実施 →従属説

*参考裁判例：大阪地判平成 12 年 10 月 24 日判タ 1081 号 241 頁〔製パン器事件〕

5-3. 課題

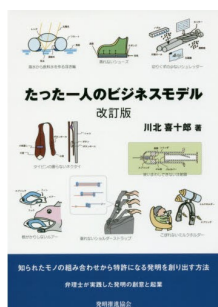
5-3-1. 課題

第12回から第15回の授業において、自らが発明をし、その発明について明細書、特許請求の範囲、図面、要約書を作成する。その準備として、発明提案を行う。

企業における研究開発の場合、課題はある程度明らかであるが、今回の発明提案では課題を見つけるところからスタートする必要がある。そのためには、身の周りのいろいろなことに興味関心をもって観察することが重要である。なお、「知的財産事業化演習」を履修している者は、授業のなかで先輩方による特許を用いたビジネス提案が紹介されるので、そちらも参考にする。あわせて以下の課題に取り組むことを推奨する。ただし、TRIZ その他の発想法に詳しい者はこの限りではない。なお、第12回には発明提案書(別途配布)¹²⁷の提出を求める。

どうしても発明提案を思いつかない場合には、パテントコンテスト、文房具アイデアコンテストなどで発表された公知の発明でもよいこととする。その際は、発明者の氏名と出典を発明提案書に記載する。

(参考書)



川北喜十郎『たった一人のビジネスモデル』(発明推進協会・2017年)



Evan I. Schwartz『発明家に学ぶ発想戦略』(翔泳社・2013年)

保科敏夫ほか「座談会 弁理士として良い明細書を書くための工夫—発明の捉え方—」
 パテント Vol.64 No.3 (2011) 1 頁。

¹²⁷ 技術的手段の項目には、図面を用いた説明を記載すること。同じ項目が含まれていれば、パワーポイント等の別の書式でもかまわない。

(1) 見ているだけで夢が広がりそう。

知財図鑑

<https://chizaizukan.com/>

(2) 過去の受賞作すごいです。

パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト

<https://www.inpit.go.jp/patecon/>

KOKUYO DESIGN AWARD

<https://www.kokuyo.co.jp/award/>

サンスター文具プレゼンツ文房具アイデアコンテスト

https://www.sun-star-st.jp/news/61/26th_prize.html

(3) 100円均一でモノの仕組みを考える

ITmedia MONOist

<https://monoist.itmedia.co.jp/mn/series/38843/>

5-3-2. 発明提案書

発明提案書

作成日： 年 月 日

作成者：

(1) 発明の名称

発明の名称	
-------	--

(2) 発明者

発明者氏名	

(3) 従来技術

検索条件	
文献番号	
概 要	
課 題	

(4) 発明の概要

課 題	
技術的手段	
効 果	

5-3-3. なぜなぜ分析

普段の生活のなかで「難儀やなあ」ということを一つあげてください。
難儀なことになっている理由はなんでしょうか。「なぜ？」を5回繰り返してください。
なぜ難儀なのか？（なぜ1）
「なぜ1」なのはなぜか？（なぜ2）
「なぜ2」なのはなぜか？（なぜ3）
「なぜ3」なのはなぜか？（なぜ4）
「なぜ4」なのはなぜか？（なぜ5）

難儀なことを解決する商品やサービスを五つ考えてください。文章で表現することが
難しければイラストでもかまいません。

解決策その 1

解決策その 2

解決策その 3

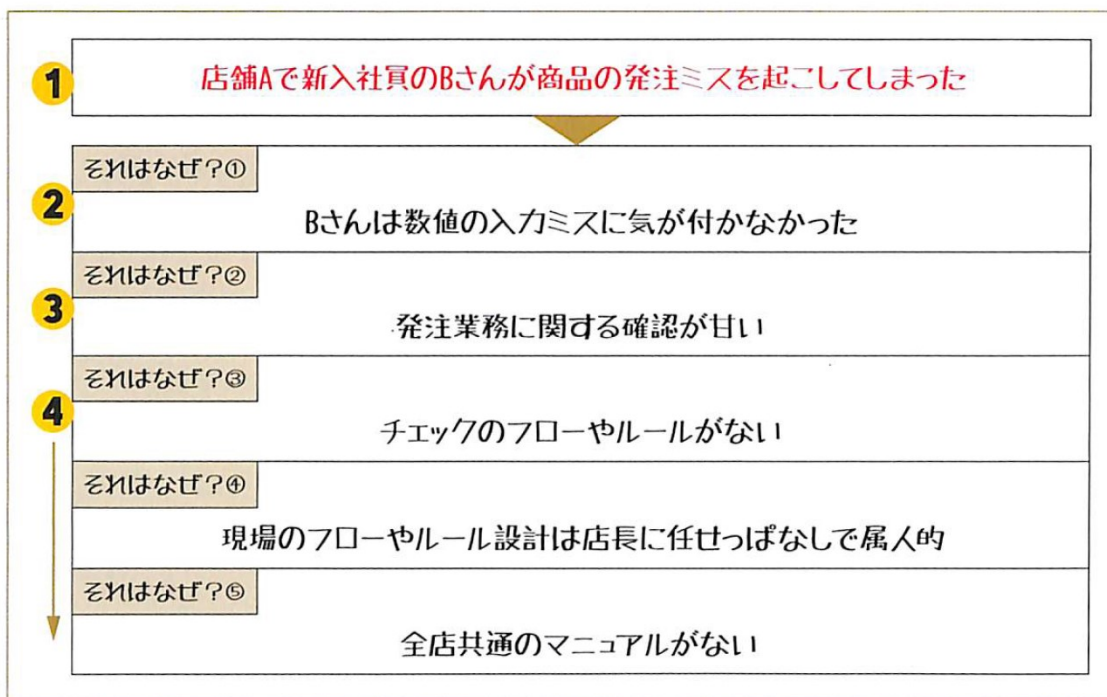
解決策その 4

解決策その 5

03

なぜなぜ分析

問題の原因を深掘りする



基本情報

「なぜなぜ分析」は、問題に対して「なぜ？」と繰り返し問いかけることで、原因を明らかにするフレームワークです。問題を解決するためには、その原因を正確につかむ必要があります。問題の表層部分しか見ずに対策を行うと、その場ではなんとかなっても、根本が解決できていないために問題が再発しかねません。解決しようとする問題の奥深くにある根本的な原因を明確にしたうえで、それを取り除くための対策を立てることが重要です。

なぜなぜ分析を用いて問題を深掘りすることはもちろん、このフレームワークを通じて「なぜ？」と問い続ける習慣や、思考する体力を養ってほしいと思います。

図 96 なぜなぜ分析(1)¹²⁸

¹²⁸ 株式会社アンド『ビジネスフレームワーク図鑑』(翔泳社・2018年)24頁。



使い方

- 1 **[問題を設定する]**：分析する問題を設定します。1回のなぜなぜ分析で扱う問題は、具体的な内容を1つに絞っておくことがポイントです。
- 2 **[なぜ?と問いかける]**：「それはなぜ?」と問いかけ、問題が発生した原因を書き出します。
- 3 **[さらになぜ?と問う]**：書き出した原因に対して、また「なぜ?」と問いかけ、さらにその原因を探索します。
- 4 **[3を繰り返す]**：以降、3を繰り返します。「この原因を改善することで、最初に掲げた問題の解決が可能なことを論理的に説明できる」という段階まで掘り下げます。また、左の例は1つの問題に対して1つずつ原因を書き出す形式ですが、複数の原因が考えられる場合もあります。そのときは、ツリー状に原因を分類し、それぞれの原因についてなぜなぜ分析を行います。ツリー状にする考え方については、ロジックツリー（参照→05）を活用してください。



思考が加速する問い

前提を疑うことができているか？

問題についてどれくらい深く考えているか？

この問題について最も詳しいのは誰？

似ている問題はないか？

CHECK POINT

- 論理が矛盾せずに整理できている
- 中立的に考えられている（主観に頼った属人的な分析になってはいけない）
- 原因について、素直にありのままを書いている（評価を気にしてごまかさない）

図 97 なぜなぜ分析(2) ¹²⁹

¹²⁹ 株式会社アンド、前掲注 109、25 頁。

5-3-4. 事例

①容器付スナック麺の製造法



図 98 カップヌードルの特許¹³⁰

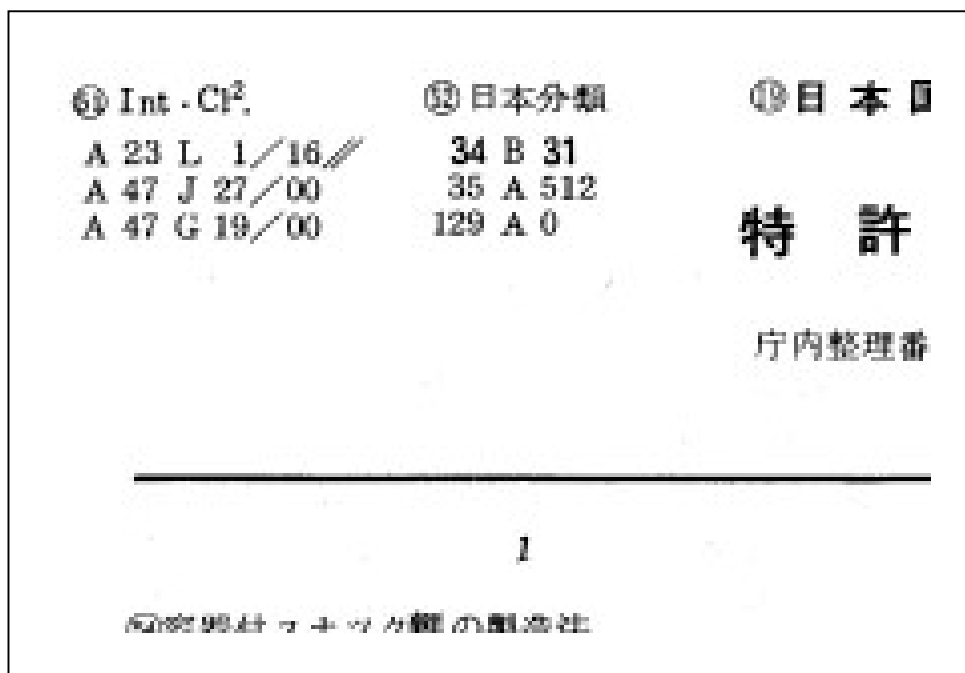


図 99 特許第 924284 号公報(容器付スナック麺の製造法)

¹³⁰ 写真は日清食品株式会社のホームページより。

課題(従来技術)

しかし、これらはどんぶり型の発砲スチロール製容器に従来の即席麺を収納し、密封したものであるから、次のごとき欠点を有する。

(1)輸送、運搬などの過程において動揺、逆積みなど容器内で麺塊が移動するため麺塊の折れや崩れが生ずる。

(2)ネギ、ホウレン草などの乾燥野菜、エビ、豚肉等の乾燥肉等のいわゆる乾燥具を麺塊の上に添加した場合、具は麺塊と容器の間隙から麺体の下方へ移動し、復元したときの見ばえが悪いばかりでなく、具の形状を破損し、商品価値を著しく減ずる。

(3)製品の逆積みや激しい動揺により麺塊が移動し、容器が破損される。

(4)どんぶりやおわん形状の容器では片手で保持することがむずかしく、駅、公園、ハイキングなど戸外や食卓がない場所での喫食が困難である。

課題を解決するための手段(発明)

本発明はこの知見に基づいてなされたもので、それは、小孔を形成せる金属もしくは同質の蓋を開閉自在に装着した通液性のカップ状型に略 1/2~8 分目容積となる様に麺線を投入した後蓋を閉鎖して油熱処理槽に浸漬することにより、上面が平坦にして上部が密で下部が疎なる状態の麺塊に形成し、これを型より取り出し、乾燥させた後、型と同型でこれより僅かに内径の大なるカップ状容器に充填し、上部空間に適宜の調味料、具等を添入して密封することからなっているものである。

効果

上記課題(1)~(4)が解決されることに加えて、以下の効果が得られる。

また、本発明による麺塊は油熱処理に於て上方のみ密で下方大部分が粗となるから内部まで均等な色合いの油熱乾燥麺が得られ、外観的にも優れた食品たらしめ得ると共に、喫食するに当り熱湯を注加すると湯が麺塊内部まで充分に且つ均等に浸透するので復元を著しく早くする事ができるという優れた効果がある。

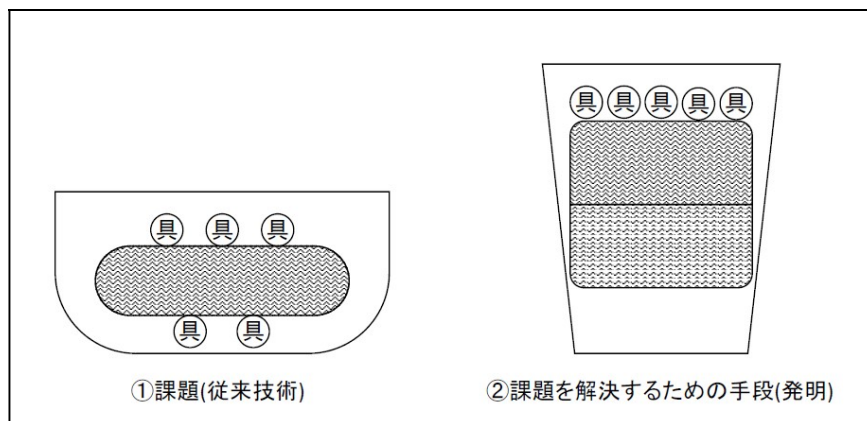


図 100 容器付スナック麺の製造法

麺塊の大きさと麺塊の粗密は別発明とすることもできたかもしれないが、麺塊をカップ状容器に充填することによって粗密の麺塊が必要になったとも考えられる。

②空き缶分別箱¹³¹

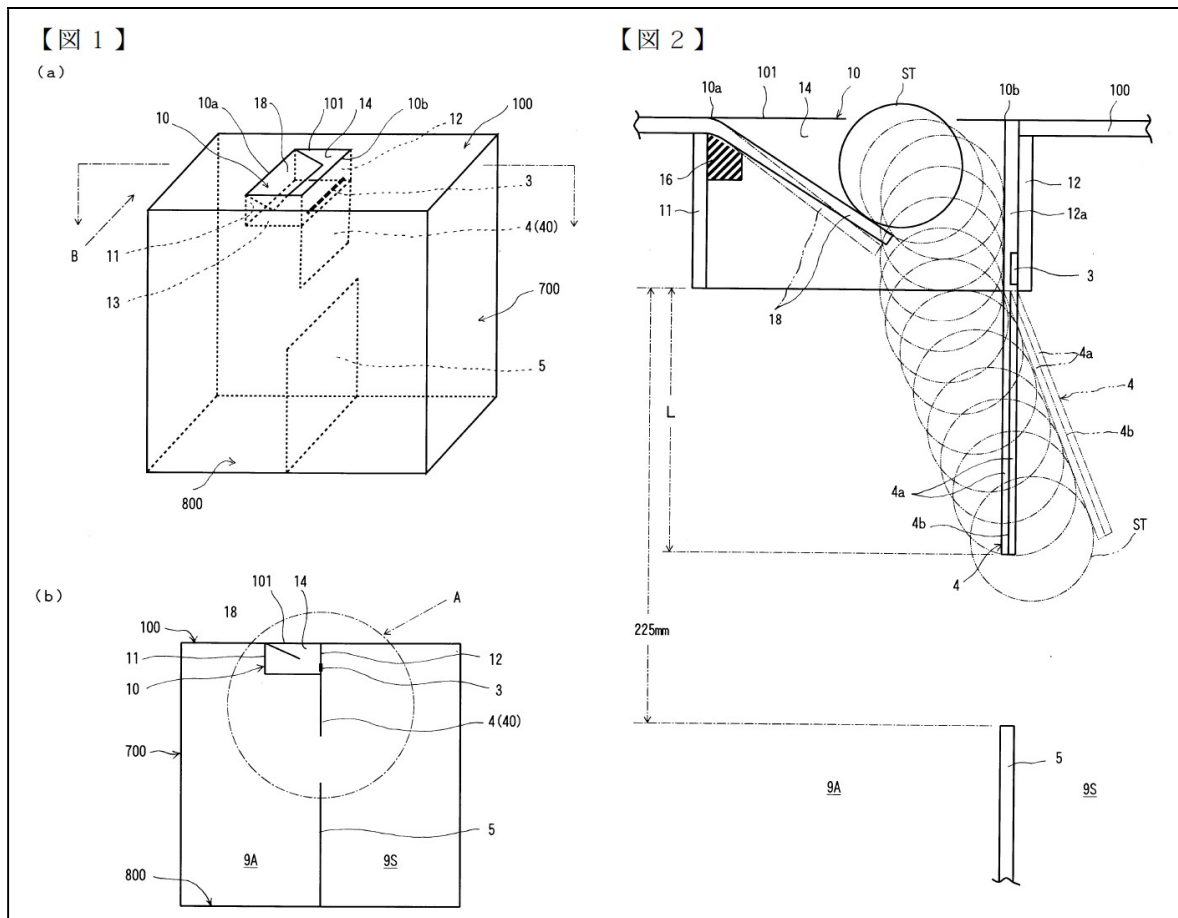


図 101 特許第 5792881 号(空き缶分別箱)

【請求項 1】

天板部と、該天板部の下方側の周壁部と、該周壁部の下方側の底板部と、を有する箱体形状を成し、

前記天板部に設けられ、横向きの空き缶を投入可能な略長方形を成す開口と、投入される空き缶を前記開口の一方の長辺側から他方の長辺側へ案内して該他方の長辺の下方に連なる他方側の壁部に当接させる案内板とを有する投入部と、

前記他方側の壁部の下端付近に設けられた磁石と、

前記他方側の壁部から下垂された下垂シート片と、

鉛直に下垂されている前記下垂シート片の鉛直下方位置に設けられ、前記下垂シート片の下方の箱体内を 2 室に分割する分離壁と、

を有する空き缶分別箱。」

¹³¹ 小学生の発明。

③ペットボトル分別装置¹³²

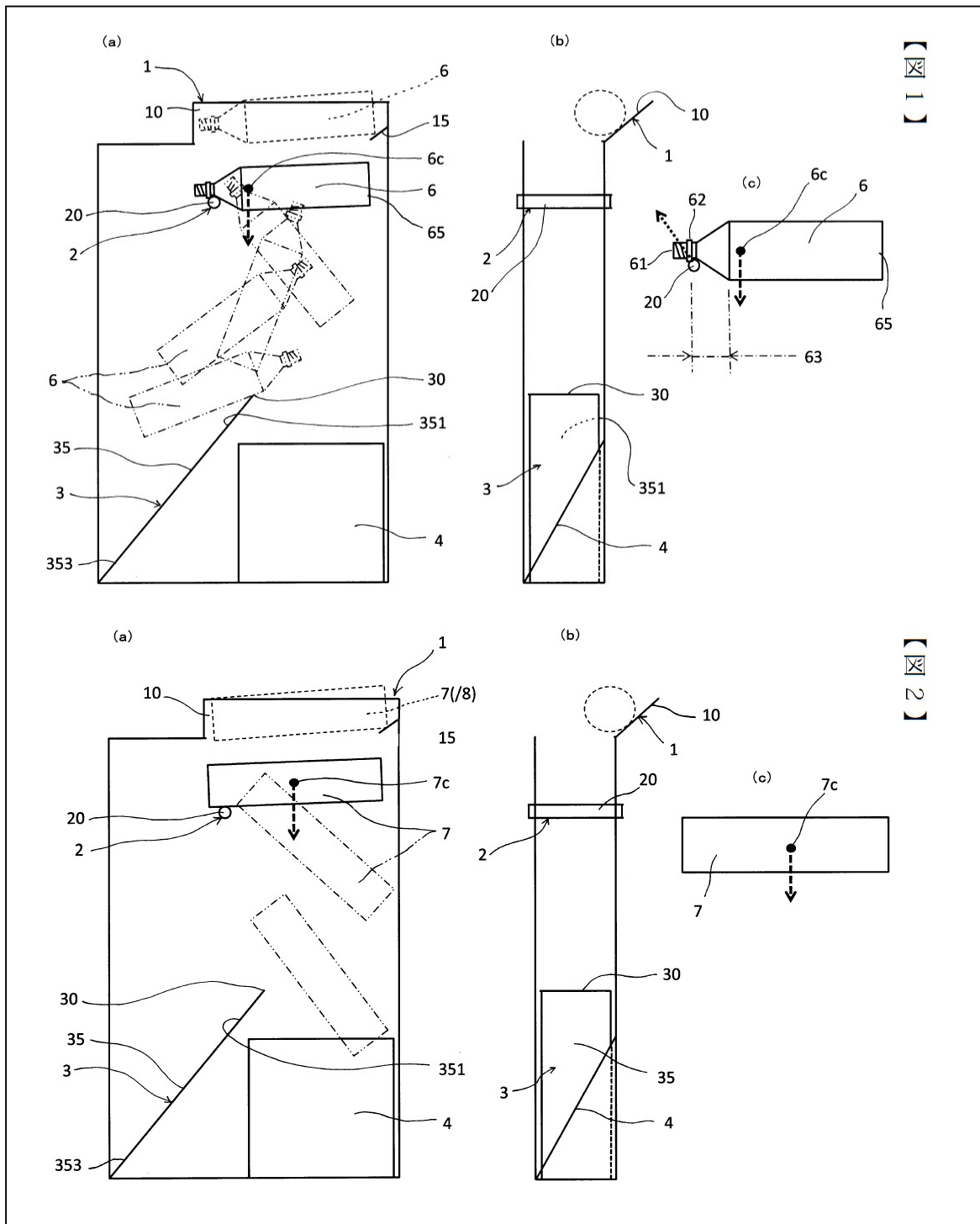


図 102 特許第 6163626 号(ペットボトル分別装置)

¹³² 空き缶分別箱と同じ小学生の発明。

【請求項1】

投入されたペットボトルを横向きで落下させる受入部と、
 前記受入部の下方で且つ該受入部から落下するペットボトルの口部域が当接するべき位置に掛止部が設けられた一時掛止手段と、
 前記一時掛止手段の下方に設けられ、落下物の行先を上端縁にて分かち板状部を備えた区分手段と、
 を有し、
 前記一時掛止手段は、その掛止部に掛止されて離脱するペットボトルを、その底部が前記板状部の上端縁を越える方向へ回転させ、
 前記区分手段の板状部の上端縁は、前記一時掛止手段により回転されるペットボトルの底部と干渉しない高さに設けられている、
 ことを特徴とするペットボトル分別装置。」

空き缶分別箱とペットボトル分別装置という二つの発明を投入口を一つにしたうえで組み合わせるにはどうすればよいか。いずれも重力を利用する発明であるから、上下に組み合わせるべきか。その場合、空き缶分別箱とペットボトル分別装置のいずれを上におき、いずれを下におくべきか。

また、ボトル缶や高さの異なるペットボトルに対応できるか。これらの課題に対する解決策は、空き缶分別箱とペットボトル分別装置の利用発明にはなるが、有益な発明に育つ可能性があるのではないか。



図 103 株式会社やくにたつもの、つくろう¹³³

社長の神谷明日香さんは会社設立時(2017年)、中学2年生

¹³³ 株式会社やくにたつもの、つくろう。 <http://yaku-tatsu.com/>

④円弧軌道走行装置¹³⁴

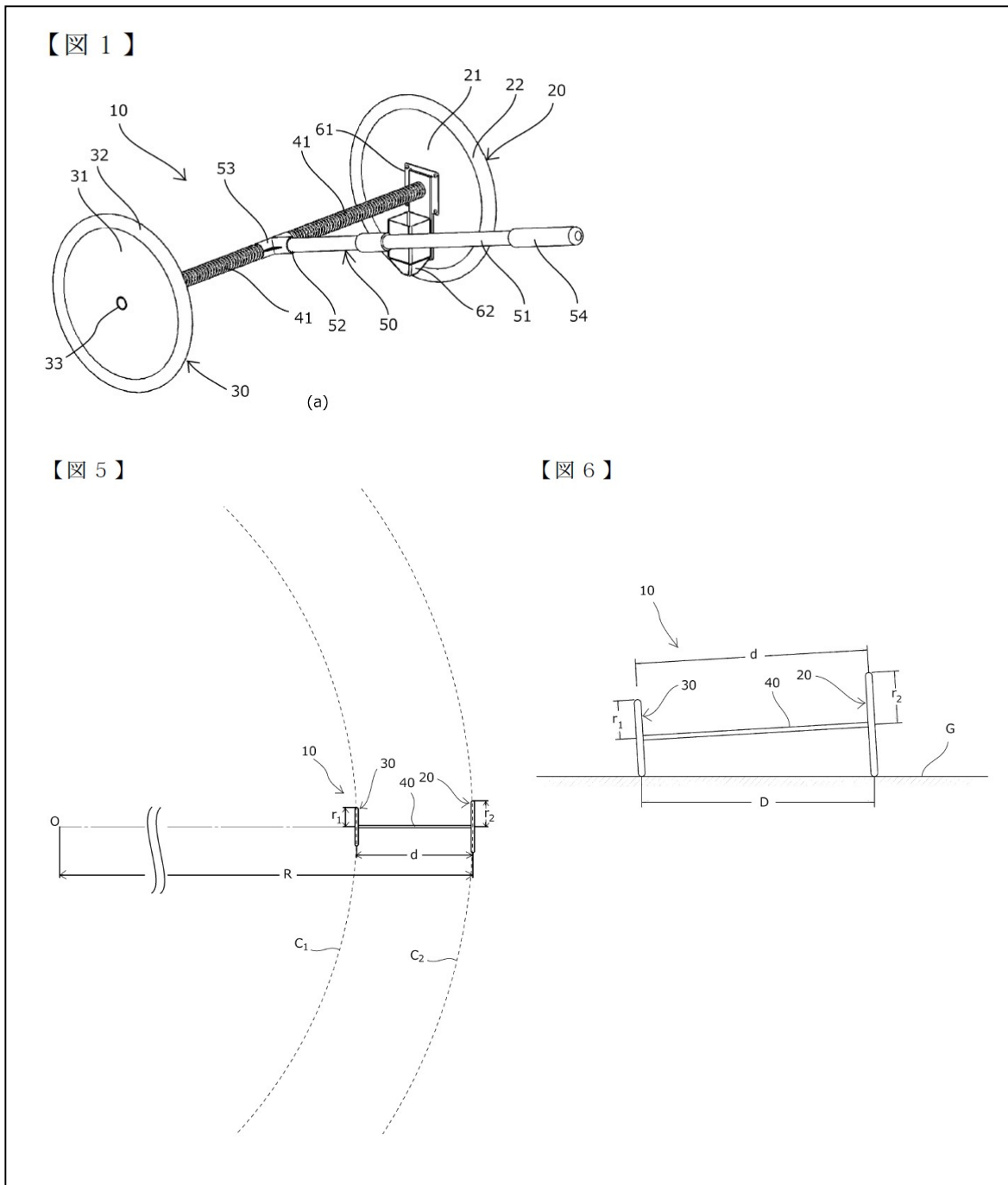


図 104 特許第 5934831 号(円弧軌道走行装置)

¹³⁴ 小学生の発明。

「【請求項 1】

比較的大径の一つ以上の大輪と、

比較的小径の一つ以上の小輪と、

上記大輪と上記小輪とを適宜間隔で連結する連結部と、

上記連結部を回転可能とするように該連結部に連結され、一端が、前記大輪と前記小輪との間に位置し、該一端の車輪間隔方向における両側には弾性体が配設される接続部とを備え、

上記接続部を介して上記連結部を移動させ、この連結部の移動によって上記大輪と上記小輪とを同一の角速度で回転させることが可能に構成されることを特徴とする円弧軌道走行装置。」

線描素を保持する保持部 62 が軸部材 40 上を移動可能になるよう構成すれば、ある程度円弧の径を変更することができる。とはいえ、所望の円弧を得るための大輪 20 と小輪 30 の径を求めることは容易ではない。簡単な構成で、自由に所望の円弧を得ることができるようにならないか。円の中心に杭を立て、所望の長さの紐を用いて円弧を描くほかないか。

⑤ブレーキの制御方法¹³⁵

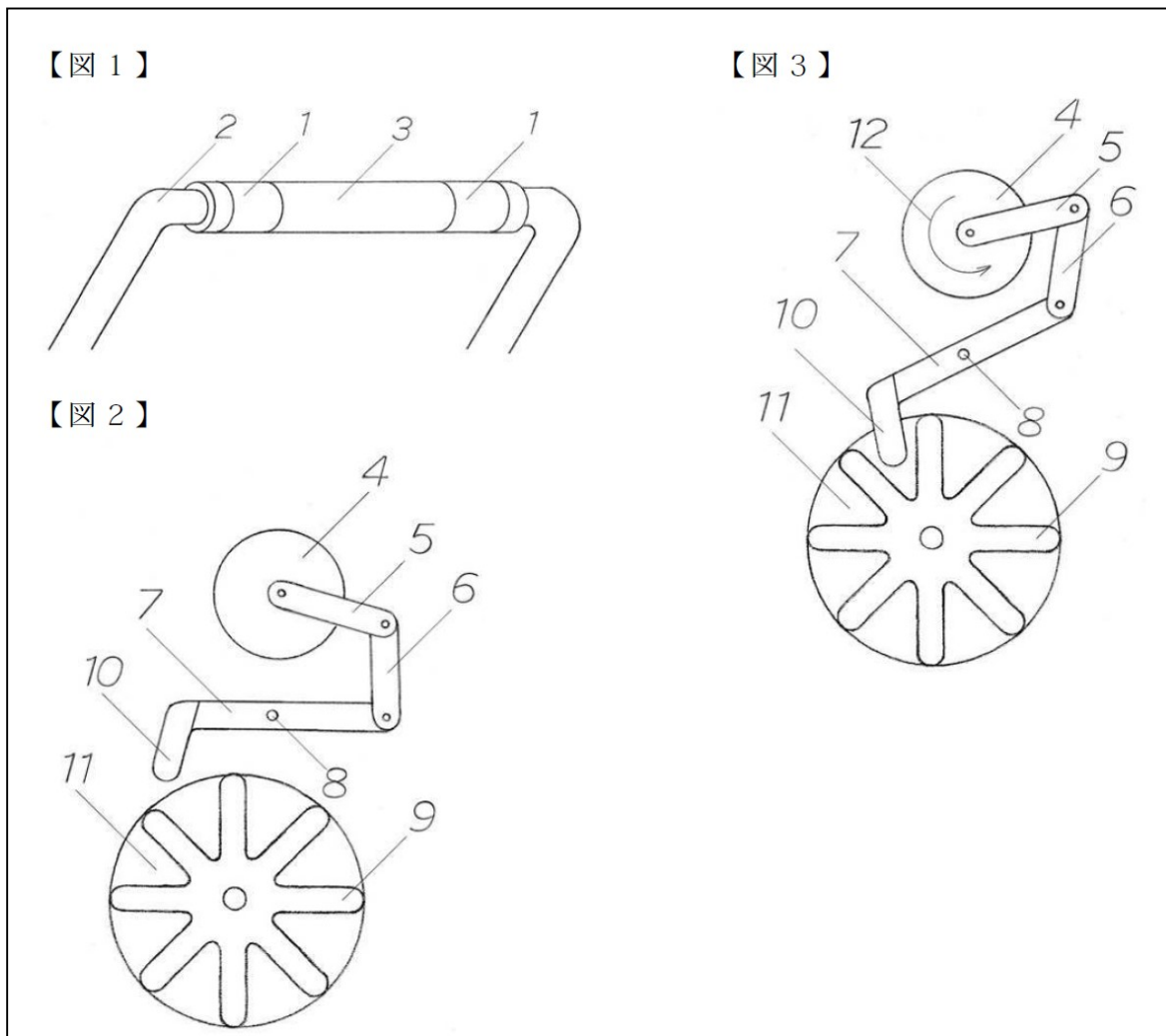


図 105 特許第 5943449 号(ブレーキの制御方法)

【請求項 1】

ベビーカー、シルバーカーを含む、手押し車のハンドルにタッチセンサー、又は圧力センサーを取り付け、センサーに接触している時、又は握っている時はブレーキが解除され、手を離すと自動でブレーキをかける。ブレーキのかけ方は、ハンドルから手を離すとすぐタイヤがロックするのではなく、手を離してから数秒遅れてブレーキをかける、またはスピードを落とすためのブレーキをかけてから、タイヤをロックさせるためのブレーキをかける、ブレーキの制御方法。」

発明を実施するための形態はこの程度の開示であってもよい。

¹³⁵ 小学生の発明。

「【請求項 1】

少なくとも、手押時に使用者の手で把持可能なハンドル部及び手押時に地面に接して回動可能な複数の車輪部を有する手押車本体部を備える多目的手押車であって、ハンドル部、このハンドル部から下方に延びたステム部、このステム部の下端から下方に延びたフォーク部及びこのフォーク部の下端に回動自在に支持された一つの車輪部を有する一輪車ユニットと、ボード部の底面に少なくとも左右一対の車輪部を回動自在に設けたデッキボードユニットと、前記一輪車ユニットと前記デッキボードユニットを連結するリンク機構部と、前記一輪車ユニットの前方に前記デッキボードユニットを位置させる手押車モード又は前記一輪車ユニットの後方に前記デッキボードユニットを位置させるキックボードモードに選択的に切換可能なモード切換部と、着脱部を介して、前記ステム部の前部又は前記ボード部の上面に対して着脱可能に構成するとともに、上下を反転させることにより底面が腰掛可能となる座面部を有するバスケット部と、を少なくとも備えてなることを特徴とする多目的手押車。」

バスケット部 12 が必須の構成要件であるところにやや残念な印象を受ける。従属請求項に落としてもよかったのではないか。発明者(お年寄りの女性)のなかでは、この態様にて発明が完成し、固定されてしまったのではないかと思われる。なお、手押車モード(図 94(a))においては、安定して押せるよう、一輪車ユニットに対してデッキボードユニットを固定する機構が必要ではなからうか。

⑦STROLL_01



図 107 STROLL_01

「光浦醸造工業は2021年6月9日、小学生の自由研究に発想を得た、繰り返し洗えるシート製ストロー「STROLL_01」を開発したと発表した。好みの太さに巻いて使用し、飲み終わったら広げて洗い、再利用できる。NAVY、MAUVE PINK、KUMIKO ORANGE、KUMIKO GREENの4種類を用意し、価格は594円（税込）。オンラインショップで先行販売しており、同年7月1日より一般小売販売を開始する。」

「特許出願した独自の形状で、台などを使用せずに1枚のシートから両手だけで真っすぐな円筒状のストローを作れる。シートを最適な角度でらせん状に巻く構造を採用しており、適切に巻けば液体が漏れることはない。巻いたストローは、飲み口にも飲料にも漬からない位置で固定できる。」

「開発のきっかけとなったのは、小学3年生が取り組んだ夏休みの自由研究だ。既存ストローの利点や問題点を検証し、繰り返し洗って使えるシート状のストローを考案、発表したという。その後、大人の研究が始まり、1年以上の開発期間を経て商品化した。」¹³⁶

¹³⁶ ITmedia 「小学生が考案、繰り返し使えるシート製ストローを開発」。
<https://monoist.itmedia.co.jp/mn/articles/2106/22/news009.html>

⑧付箋(実用新案)

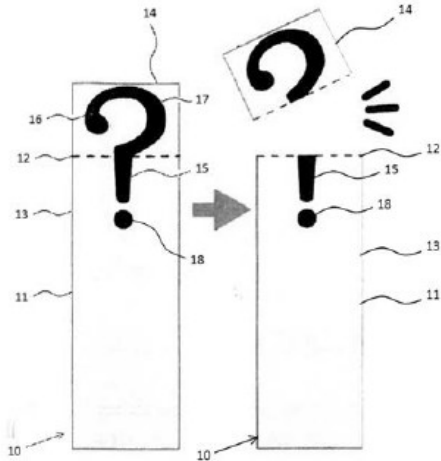
(19) 日本国特許庁(JP)	(12) 登録実用新案公報(U)	(11) 実用新案登録番号 実用新案登録第3189016号 (U3189016)
(45) 発行日 平成26年2月20日(2014.2.20)	(24) 登録日 平成26年1月29日(2014.1.29)	
(51) Int.Cl. B 4 2 D 5/00 (2006.01) B 4 2 F 21/06 (2006.01) B 4 2 D 9/00 (2006.01)	F I B 4 2 D 5/00 B 4 2 F 21/06 B 4 2 D 9/00	Z B
評価書の請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 13 頁)		
(21) 出願番号 実願2013-6751(U2013-6751) (22) 出願日 平成25年11月27日(2013.11.27)	(73) 実用新案権者 593157220 サンスター文具株式会社 東京都台東区電泉3丁目35番13号 (74) 代理人 100089026 弁理士 木村 高明 (72) 考案者 小林 大地 東京都台東区電泉3丁目35番13号 サンスター文具株式会社内	
<p>実用新案法第11条において準用する特許法第30条第2項適用申請有り [表彰日] 平成25年6月1日 [コンテスト名] 第18回文房具アイデアコンテスト [開催場所] 秋葉原 UDXギャラリー(東京都千代田区外神田4-1-4-1)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>新規性喪失の例外の適用を受ける。</p> </div>		
(54) 【考案の名称】 付箋		
(57) 【要約】 (修正有)		
<p>【課題】 目印としての付箋の基本的な構成を有すると共に、付箋本体に使用意欲を起させる表記を施し、また分離部より分離除去を行うことで基部に異なる意味内容表記が得られるようにすることで意匠の変化を楽しむことが出来る付箋を提供する。</p> <p>【解決手段】 付箋本体11に切断可能部12が設けられ、基部13と除去部14とにより構成された付箋10である。基部13と除去部14とは、連続して一体の意味内容を保持すると共に、除去部14が除去された場合にも基部13に残存した部位15も独自の意味内容を有する表記部16が設けられている。</p> <p>【選択図】 図1</p>		
 <p style="text-align: center;">「？」→「！」</p>		

図 108 実用新案登録第 3189016 号(付箋)

サンスター文具プレゼンツ文房具アイデアコンテスト(過去の受賞作品も参考に)
<http://www.sun-star-st.jp/>

⑨ペットの糞採り用スコップ(実用新案)¹³⁷

(19) 日本国特許庁 (J P)	(12) 登録実用新案公報 (U)	(11) 実用新案登録番号 第3052744号
(45) 発行日 平成10年(1998)10月9日	(24) 登録日 平成10年(1998)7月22日	
(51) Int.Cl. ⁶ A 0 1 K 23/00 E 0 2 F 3/02	識別記号 F I A 0 1 K 23/00 E 0 2 F 3/02	A C H
評価書の請求 未請求 請求項の数 3 書面 (全 5 頁)		
(21) 出願番号 実願平10-715 (22) 出願日 平成10年(1998)1月13日	(73) 実用新案権者 390039011 丸野 勇 宮崎県都市市若葉町68番地 4 (72) 考案者 丸野 遥香 宮崎県都市市若葉町68番地 4 (74) 代理人 弁理士 衛藤 彰	
(54) 【考案の名称】 ペットの糞採り用スコップ		
(57) 【要約】 【課題】 手指を汚すことなくペットの糞を簡便に始末することができる使い捨てタイプのペットの糞取り用スコップを提供する。 【解決手段】 ペットの糞を掘り採る糞掘り板1と、糞掘り板1の後端に設けた握手2とを備え、糞掘り板1と握手2を手指で折り曲げ可能な厚さの一枚の紙を打抜き加工して一体的に形成する。		

図 109 実用新案登録第 3052744 号(ペットの糞採り用スコップ)

¹³⁷ 小学生の考案。

The screenshot shows the Haruka Family.com website. The header includes the logo and navigation links: トップページ, グッドマナープロジェクト, ペーパーズコップ, ハルカファミリー. The main banner features the text: 自治体・公共団体向け企画のご案内, あなたのマナーにありがとう, 愛犬家のマナーアップキャンペーン2018, and 愛犬家3つのグッドマナー. Below the banner, there are sections for '啓発商品' (Promotional Products) and '啓発活動' (Promotional Activities). The '啓発商品' section mentions the '平成30年度 春の予防注射推進キャンペーンノベルティの注文受付を開始しています。' and 'カエルさんパッケージのリニューアル'. The '啓発活動' section mentions 'ペーパーズコップ教室の開催' and 'グッドマナープロジェクト活動の一環として行っていますペーパーズコップ教室が毎朝日々新聞の暮らしま版に掲載されました。'.

図 110 子ども会社ハルカファミリー¹³⁸

¹³⁸ 子ども会社ハルカファミリー。年商 1000 万円。
<http://www.harukafamily.com/index.html>

12. 発明提案

12-1. 課題

自ら創作した発明の概要を基に、発明提案書作成時に行った先行文献調査を参考に特許請求の範囲の構成を作成しレポートにまとめたうえで発表する。出願書類の作成手順は人それぞれだが、本課題では 1)特許請求の範囲を仮作成、2)明細書と図面を作成、3)特許請求の範囲を完成という手順で進める。

先行文献調査は、出願前に特許可能性をある程度推し量るために行う。とはいえ、完璧な調査というのはおよそ不可能であるから、出願に見合う程度の特許可能性が得られる程度¹³⁹に行うことになる。特許請求の範囲の構成は、すべての請求項の趣旨と独立・従属関係を含むものとするが、特許請求の範囲が完成している必要はない。

なお、意匠登録出願・商標登録出願の可能性があれば、その点についても言及すること。意匠登録出願・商標登録出願の可能性とは、特許発明を実施したときに一定の形状の商品が必ず得られる場合には、その形状について意匠登録出願や立体商標の商標登録出願¹⁴⁰の可能性を検討しておくべきということである。

先行文献調査の調査結果に基づいて特許請求の範囲の記載を検討しなければならない場合がある。調査結果において見つかった最も近い文献に対して、新規性・進歩性が認められるような特許請求の範囲の記載が求められる。もっとも、上位の請求項はチャレンジなものとし、下位の請求項で落としどころ(妥協点)を見つけるような特許請求の範囲の構成が望ましい。先行文献調査の調査結果で見つかった文献は明細書の【従来技術】に記載しなければならないが、どの文献を明細書に記載するかも検討の余地がある。

すなわち、出願時の特許請求の範囲は広めに書くのである。拒絶理由通知を受けることが前提である。一発で通そうなどと思っはいけない。一発で通ってしまうと、その出願の弱点がわからないまま権利化されることになる。拒絶理由通知には「ここを直せば特許してあげるよ」というヒントが書かれている。ただし、特許権が取得できれば何でもよいということではなく、自社にとって有効な権利範囲を死守することは必須である。拒絶理由通知への対応を楽しめるようになれば一人前の知財担当者である。

なお、製品の発売が近く、出願書類の作成が間に合わない場合、出願時の特許請求の範囲の記載は手を抜くときがある。そのようなときは、審査請求の際に特許請求の範囲の記載を見直し、必要に応じて審査請求と同時に自発補正をする。

【産業上の利用可能性】について特許庁 HP「出願の手続」「明細書の作成方法」には「特許を受けようとする発明が産業上利用することができることが明らかでないときは、特許を受けようとする発明の産業上の利用方法、生産方法又は使用方法をなるべく記載し、当該記載事項の前には、なるべく『【産業上の利用可能性】』の見出しを

¹³⁹ 演習なので高い特許可能性は求めない。

¹⁴⁰ 新しいタイプの商標についても検討する。

付す。」と記載されている。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/syutugan_tetuzuki.html

安全対策を欠く発明は産業利用可能性を充たさないから特許を受けることができないとする判例がある(未完成発明)。最判昭和44年1月28日民集23巻1号54頁〔エネルギー発生装置事件〕。自社の製品が市場で問題を起こすと自社の有形無形の資産が瞬時に失われる。パナソニックも石油ファンヒーターの事故により顧客に多大なご迷惑をおかけしたことがある。

●参考書



奥田百子=奥田弘之『はじめての特許出願ガイド』
(中央経済社・2019年)



伊東忠彦監=伊東国際特許事務所編『特許明細書の書き方』
(経済産業調査会・2019年)

物事にはいろんな見方がある。

発明にもいろんな見方がある。

ドラえものの好物はどら焼き

では、皮とあんこのどちらが好きか？

「あんあんあん、とっても大好きドラえもん」

では、あんが好きか？

「とっても(取っても)大好き」

なので少なくとも皮は好き

でも、あんも好き、すなわち総体としてのどら焼きが好きという可能性は残る。

とはいえ、特許請求の範囲に多義的な解釈が可能な記載をしてはいけない。

そもそも「あんあんあん、とっても大好きドラえもん」の主語はドラえもんなのか。

ドラえもんは目的語ではないのか。

13. 明細書・図面・要約書

13-1. 課題

13-1-1. 課題

先行文献調査によって見出された先行文献との差異を明確にしたうえで、下記（様式）を用いて願書・明細書・図面・要約書を作成し発表する。その際、請求項の構成要件と図面(符号)との対応を明示する。

(1) 明細書の発明の実施の形態と図面は、実施可能要件を充たすよう、当業者が実施可能な程度に具体的に記載する。

(2) 下位の請求項に記載した発明について、サポート要件を充たすよう、その他の実施の形態等として具体的に説明する。

上記(1)(2)のいずれについても、充たしてない場合、補正で何とかなればまだよいものの、多くの場合、何ともならない。何ともならないときは、出願から1年以内に気がつけば、国内優先権を主張して出し直すことができる。しかし、追加した内容については出願日が繰り下がる。

とはいえ、1年以内に出願書類を見直すのは外国出願を予定している場合くらいであって、そうでなければ審査請求時まで出願書類を見直すことはほとんどない。審査請求時には、出願から時間が経っていることが多いので、現状に合わせて出願書類を見直して自発補正をすることはある。しかし、当然であるが、新規事項の追加はできない。従って、最初の出願時に実施可能要件とサポート要件を充たしていることを確認するのは基本中の基本である。

(様式)

独立行政法人工業所有権情報・研修館ホームページ

1. 願書等様式(通常出願) (1)通常出願 特許[Word]

<https://faq.inpit.go.jp/industrial/faq/search/result/10939.html?event=FE0006>

(作成例)

特許庁ホームページ

出願の手続 第二章 特許出願の手続

第六節 特許願・特許請求の範囲・明細書・図面・要約書の具体的な作成例

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/syutugan_tetuzuki.html

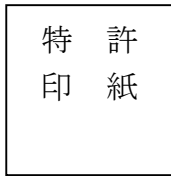
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/document/syutugan_tetuzuki/02_06.pdf

(参考)

独立行政法人工業所有権情報・研修館ホームページ

「特許出願書類の書き方ガイド」 https://www.inpit.go.jp/md_archives/guide/index.html

13-1-2. 様式



(14,000 円)

(注意：特許印紙です。
収入印紙では認められません)

様式見本

【書類名】 特許願

【整理番号】

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

(【国際特許分類】)

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【代表者】)

(【国籍・地域】)

(【電話番号】)

【提出物件の目録】

【物件名】 特許請求の範囲 1

【物件名】 明細書 1

(【物件名】 図面 1)

【物件名】 要約書 1

法人の場合は、【代表者】の欄を設けて、代表者氏名を記載します。
個人の場合は、【代表者】欄は削除します。

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項 1】

ここから書き始めます。

【請求項 2】

ここから書き始めます。

- 注. (1) 特許を受けようとする発明を特定するために必要な事項のすべてを記載した項（請求項）に区分して記載して下さい。
- (2) 請求項ごとに行を改め、番号を付して下さい。（請求項の数が1の場合でも、「【請求項 1】」と記載して下さい。
- また、2以上の場合は、「【請求項 1】」、「【請求項 2】」のように連続番号を付して下さい。）

- 【書類名】 明細書
- 【発明の名称】 (発明の内容を簡単に表したものを記載して下さい。)
- 【技術分野】 (注) 見出しの横には何も記載しないで下さい。
 - 【0001】 (注) 段落番号の横には何も記載しないで下さい。
ここから書き始めます。
- (【背景技術】)
 - 【0002】
- (【先行技術文献】)
 - (【特許文献】)
 - 【0003】
 - (【特許文献1】)
 - (【特許文献2】)
 - (【非特許文献】)
 - 【0004】
 - (【非特許文献1】)
 - (【非特許文献2】)
- 【発明の概要】
 - 【発明が解決しようとする課題】
 - 【.....】
 - 【課題を解決するための手段】
 - 【.....】
 - (【発明の効果】)
 - 【.....】
- (【図面の簡単な説明】)
 - 【.....】
 - (【図1】)
- (【発明を実施するための形態】)
 - 【.....】
 - (【実施例】)
 - 【.....】
- (【産業上の利用可能性】)
 - 【.....】
- (【符号の説明】)
 - 【.....】
- (【受託番号】)
 - 【.....】
- (【配列表フリーテキスト】)
- (【配列表】)

【書類名】 図面

【図 1】

(図)

【図 2】

(図)

【書類名】 要約書

【要約】 (ここには何も記載しないで下さい。)

【課題】 ここから発明の課題を簡潔に記載して下さい。

【解決手段】 ここから発明の解決手段を簡潔に記載して下さい。

【選択図】 ここに図の番号のみを記載して下さい。

図を描く必要はありません。

13-1-3. 作成例

特許 印紙	ページ数 → (1)	
(円)		
【書類名】	特許願	自己の他の出願と区別することができるように付します。
【整理番号】	P 0 0 0 0 0 H 3 - 1	なるべく記載します。
(【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日)	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【国際特許分類】	C 0 7 K 1 4 / 4 3 5	出願する発明が属する分類をなるべく記載します。
【発明者】		2行目は行頭から記載します。 氏名も同様とします。
【住所又は居所】	仙台市青葉区本町3-3-1 日本パテント株式会社	
内 ←		
【氏名】	発明 (特許) 一郎 (1字空けて記載します。)	旧氏を併記(括弧書きで記載)することができます。
【発明者】		
【住所又は居所】	仙台市青葉区本町3-3-1 日本パテント株式会社	
内		
【氏名】	発明 二郎	識別番号を記載したときは、 【住所又は居所】の欄の記載を省略することができます。
【特許出願人】		
【識別番号】	0 9 0 0 0 4 3 4 2	
【住所又は居所】	仙台市青葉区本町3-3-1	
【氏名又は名称】	日本パテント株式会社	
【代表者】	発明 (特許) 一郎 (1字空けて記載します。)	旧氏を併記(括弧書きで記載)することができます。 代理人手続のときは、法人にあっては【代表者】の欄は不要です。

(2)

【代理人】

【識別番号】 1 9 0 0 0 1 2 3 4
 【住所又は居所】 さいたま市中央区新都心1番地1

【弁理士】

【氏名又は名称】 代理 太郎 (一字空けて記載します。)

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6
 【納付金額】 1 4 0 0 0

【提出物件の目録】

【物件名】	特許請求の範囲	1
【物件名】	明細書	1
【物件名】	図面	1
【物件名】	要約書	1

識別番号を記載したときは、
 【住所又は居所】の欄の記載を省略
 することができます。

【手数料の表示】の欄は、特
 許印紙を貼り付けて納付する
 場合以外の人に設けます。

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項1】

レンズ系を介して書面からの反射散乱光を1次元イメージセンサに受光することで主走査を行い、書面を被覆したハウジングを手送り移動することで副走査を行う書面イメージの入力手段において、該ハウジング内の上部に装着され、その受光面が書面と平行になるように設定された1次元イメージセンサと、書面に垂直でセンサ列方向軸を含む平面に対して傾斜し、かつ該センサ列方向軸と直行した光路面を構成するレンズ系とを備え、該ハウジングの被覆側端部で主走査することを特徴とするハンドスキャナ。

【書類名】 明細書

【発明の名称】 ハンドスキャナ

【技術分野】

【0001】

本発明は、走査位置の観測確認が容易なハンドスキャナに関するものである。

【背景技術】

【0002】

イメージ入力装置の中で、ハンドスキャナは、入力情報の記載された媒体の形状や媒体上の入力情報の位置を問わず、必要な情報のみを入力できる利点があるので、POS用のOCRの入力部として実用に供されている。

実用のハンドスキャナOCRは、OCR-BフォントサイズIなど、比較的小寸法の文字のみを入力して確認するものである。文字の上下方向の観測視野は、手のゆらぎを考慮して文字の高さの2倍以上に余裕をもたせてあったが、入力情報の周囲に十分な背景白部のある孤立文字列を扱うため、左右方向は被写体と接続する部分の幅を極力狭くして走査位置が見えやすくするのみで実用上十分であった。

【0003】

しかし、文書の部分イメージ入力などに供するときには、比較的広い視野と高い走査解像度を実現し且つ手送り移動の振れを生じにくくするため、書面との接触面積を十分に確保する必要がある。図1は、文書の部分入力に適用するハンドスキャナの外觀例と書面との位置関係を示したものであり、1はハンドスキャナハウジング、2は入力書面を表す。また、入力位置P点を含む1点鎖線が書面に対する外觀視野を表し、矢印は手送りによるハンドスキャナの移動方向を示している。このようにハンドスキャナハウジングの高さと被覆する面積が大きくなるので、入力位置P点の近傍を視野確認できないという欠点があった。

【0004】

一般文書の任意の一部を入力する用途において、この欠点は入力操作性に関して大きな障害である。具体的には、不必要な情報をも入力したり、入力情報の前後がかけたり、あるいは、手送りの曲りによって必要な情報の上下が欠落したりするなどの問題があった。

【0005】

この改善策として、密着センサを使用しハウジングの高さ方向の寸法を圧縮する方法がある。図2はこの方法による光学系の実装形態を示すための説明図であって、主走査方向に対して直角な平面による断面図である。図2で、3は1次元イメージセンサ、4はロッドレンズ、5は照明ランプである。しかしながらこの方法でも、センサ、ロッドレンズ、ランプの実装のため無視できない寸法の幅(図2のW)を確保する必要がある。片側から照明してP点を左右方向に移動し、ハウジング側端部(図2のQ点)との距離を短縮しても、センサ基盤の厚みなどに最低5mm程度は必要となる。光学ミラーなどで光路を折曲げる方法もあるが、ハウジングがさらに大きくなり焦点の調整も煩雑になる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

【特許文献1】 特開2003-000000号公報

【非特許文献】

【0007】

【非特許文献1】 特許一郎著 「ハンドスキャナのいろいろ」 特許出版 2003年

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

解決しようとする問題点は、高精細な図を手送りで走査入力する操作において障害となる入力位置を目視確認できない点であり、目視確認が容易にできるハンドスキャナを提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

【0009】

本発明は、書面の走査位置またはその直前（直後）を常に目視可能とするため、書面に垂直な方向に対して傾斜した光路で受光することを最も主要な特徴とする。

【発明の効果】

【0010】

本発明のハンドスキャナは、ハウジング上部から斜めの光軸を通して1次元イメージセンサで走査するため、センサの視野すなわち入力位置を、直接あるいは近傍で常に観測確認できるので、入力対象の綴じ込み条件や操作方法に応じて左右の側端部を使い分けられるという利点がある。

【図面の簡単な説明】

【0011】

【図1】 ハンドスキャナの実施方法を示した平面図である。（実施例1）

【図2】 ハンドスキャナの実施方法を示した断面図である。（実施例2）

【発明を実施するための形態】

【0012】

ハウジング外または可能な限りハウジング側端部に近い位置からイメージを入力するという目的を、最小の部品点数で、光学系構成部品の厚みを損なわずに実現した。

【実施例1】

【0013】

図1は、本発明装置の1実施例の断面図であって、1～5は、図2と同様である。また、6はセンサドライバー、7は信号入出力端子、8は手送り速度検出機構である。

【0014】

センサ3は入力位置P点を常に走査しており、ドライバー6の制御によって走査したビデオ信号を端子7から出力する。本発明の主体は光学系の実装方法にあるので、電子、機構系の説明は省略する。

【0015】

一般にセンサ受光面の光軸方向の受光光量 I_{012} は、下記の数式1によって求まるということが数学的にすでにわかっている。下記の表に数式の各物理量の実用的な値の例を示す。

【0016】

【数1】

$$I_{012} = \left(\left(\frac{RR}{3x} - 1/\sqrt{3} \right) i_{2f} \left(\frac{dV_{20}}{dT=0} \right) - \left(\frac{RR}{3x} - 1/\sqrt{3} \right) i_{1f} \left(\frac{dV_{20}}{dT=0} \right) \right)^{-1}$$

【0017】

【表1】

受光光量の算出根拠			
項目	記号	適正值	単位
ランプの放射光量	I	5×10^{-8}	Lumen/mm ²
観測面と受光面との距離	X	20	mm
受光面の移動速度	V/t	5~20	mm/秒
受光面と観測面とのなす角度	i_{2f} i_{1f}	0~15 0~15	度
y(x)軸方向の変位置	V_{20} (V_{01})		mm

【0018】

上記の数式において、表に示したように、Iはランプの放射光量、Xは観測面と受光面との距離、V/tは受光面の移動速度である。

【0019】

このような光学系の実装形態を採用したので、幾何光学上の特性を実効的に劣化することなく、ハウジング1の側端部(Q点)から書面のイメージを入力できる。従って、操作者にはハンドスキャナの入力位置またはその近傍が常時目視でき、書面入力先頭への位置決め、走査中の方向確認、末尾の確認が容易になる。さらに、ハウジング1の側面を傾斜させることができ、操作者からQ点が見易いので走査中の視点の移動を低減する効果がある。

【0020】

図2の実施例は、ハウジングに取付けたスイッチによって、左右いずれからでも入力できるので、例えば文書の左端から入力する場合は左端の側端部に、右端まで入力する場合は右端の側端部に各々切替えて使用する。副走査の精度を確保するためには、ハウジングの接紙条件の良いことが要となるので、この切替え機能はハンドスキャナの操作性向上と入力対象の拡大におおいに役立つ。

【産業上の利用可能性】

【0021】

筐体に取り付けたスイッチを用いて容易に左右の選択ができ、側端部に半透明フードを取付けることによって、輝度の大きい照明が必要かつ操作者による入力位置の直視が不可欠な用途にも適用できる。

【符号の説明】

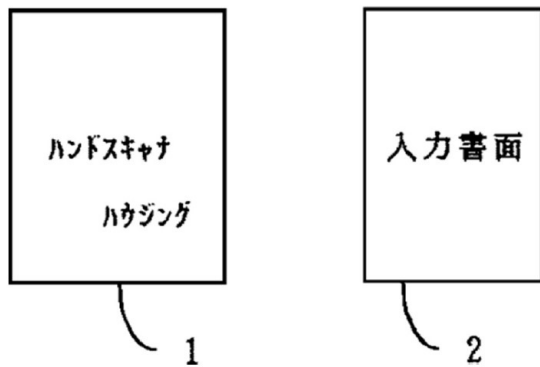
【0022】

- 1 ハンドスキャナハウジング
- 2 入力書面
- 3 1次元イメージセンサ
- 4 ロッドレンズ
- 5 照明ランプ

【書類名】 図面

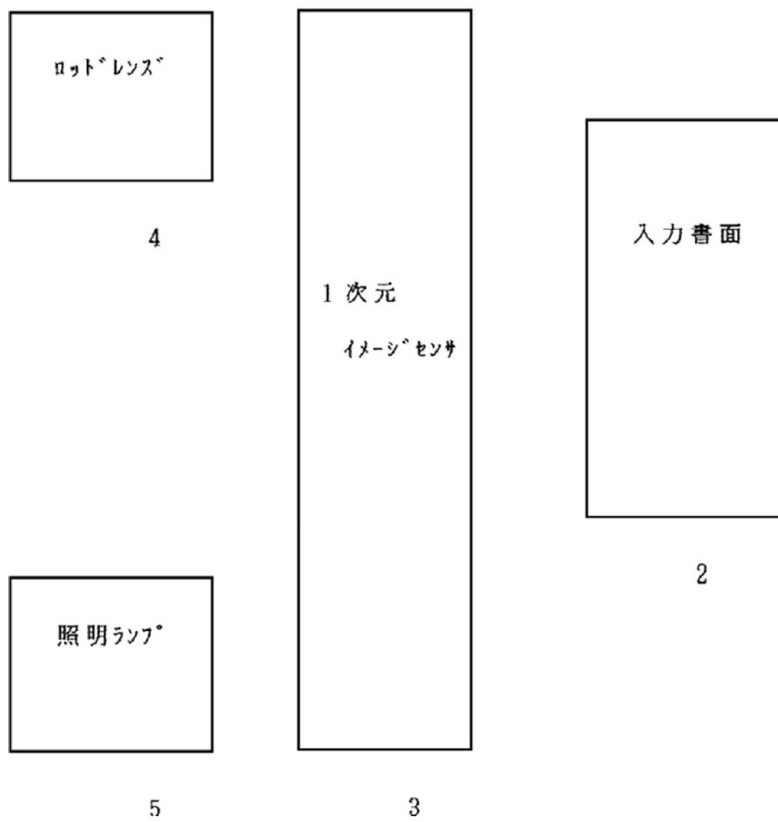
【図1】

ハンズキャナの使用方法の説明



【図2】

ハンズキャナの従来の実装方法



【書類名】 要約書

【要約】

【課題】 書面に垂直方向に対して傾斜した光路で受光することで、書面の走査位置またはその直前（直後）を常に目視可能とする。

【解決手段】 レンズ系を介して書面 2 からの反射散乱光を 1 次元イメージセンサに受光することで主走査を行い、書面 2 を被覆したハウジング 1 を手送り移動することで副走査を行う図面イメージの入力手段において、該ハウジング 1 内の上部に装着され、その受光面が図面と平行になるように設定された 1 次元イメージセンサと、書面 2 に垂直でセンサ列方向軸を含む平面に対して傾斜し、かつ該センサ列方向軸と直交した光路面を構成するレンズ系とを備え、該ハウジング 1 の被覆側端部で主走査する。

【選択図】 図 1

14. 特許請求の範囲

14-1. 課題

明細書・図面を作成するなかで、1)様々な角度から発明を捉え直すこと、2)上位概念から下位概念への展開を図ることにより、特許請求の範囲を完成しレポートにまとめたいと発表する。特許請求の範囲の記載について、

(1) 従属請求項は、独立請求項の権利範囲を限縮するために立てる。

(2) 物の発明、方法の発明、プログラムの発明、システムの発明を相互に展開する。なお、ジェプソン形式による記載は推奨できない。

ジェプソン形式

「特許請求項を、前提部と特徴部とを分けて記載する形式のことをいいます。前提部には、『～において』若しくは『～であって』等の表現を使用して、従来から公知の部分を記載します。そして、特徴部には、『～を特徴とする』の表現を用いて発明の特徴部を記載します。このジェプソン形式のクレームは、従来技術と発明の特徴部分が一目瞭然となり、発明が理解しやすいという利点を（ママ）あります。しかし、前提部は、従来技術であると解釈されることとなりますので、新規な事項を記載してもそれが従来技術であると解釈されることになりかねないので、前提部に新規事項を記載しないように注意する必要があります。このことから、従来技術との区別が困難な場合には用いるべきではないと言えるでしょう。」

スター綜合法律事務所

<https://www.star-law.jp/corporate/intellectual/infringement/patent/post-475.html>

(様式)

独立行政法人工業所有権情報・研修館ホームページ

1. 願書等様式(通常出願) (1)通常出願 特許[Word]

<https://faq.inpit.go.jp/industrial/faq/search/result/10939.html?event=FE0006>

(作成例)

特許庁ホームページ

出願の手続 第二章 特許出願の手続

第六節 特許願・特許請求の範囲・明細書・図面・要約書の具体的な作成例

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/syutugan_tetuzuki.html

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/document/syutugan_tetuzuki/02_06.pdf

(参考)

独立行政法人工業所有権情報・研修館ホームページ

「特許出願書類の書き方ガイド」 https://www.inpit.go.jp/md_archives/guide/index.html

15. 完成

付録 A : 課題解答例(第 1 回～第 4 回)

A-1. 課題(第 1 回)

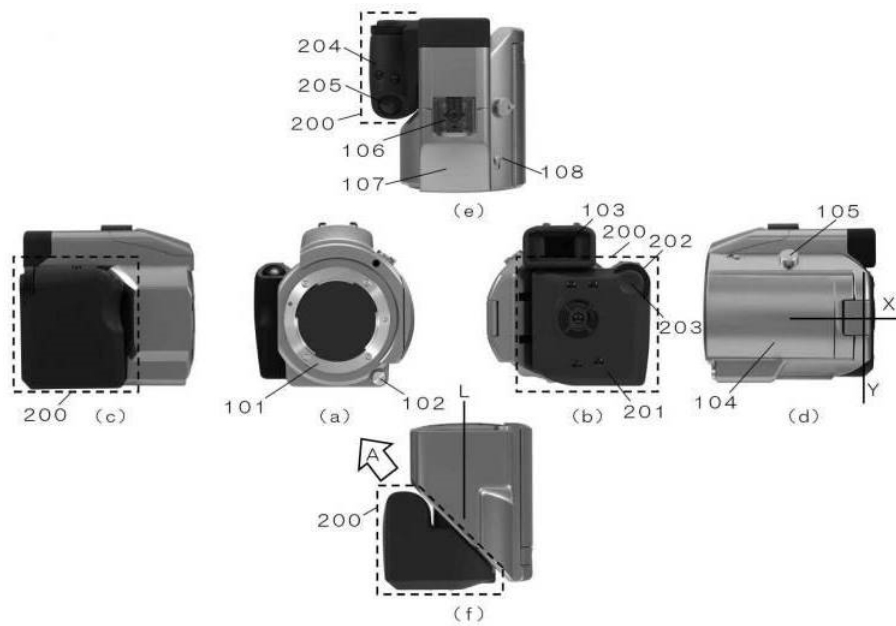
1. 選択した特許の概要

公開番号 : 特開 2011-130146

登録番号 : 特許第 5446828 号

発明の名称 : 撮像装置

出願人 : パナソニック株式会社



2. 審査記録

特許願	2009/12/17
明細書	
請求の範囲	
要約書	
図面	
手続補正書（自発・内容）	2010/01/19
手続補足書	2010/01/20
出願審査請求書	2012/12/11
代理人変更届（出願人・請求人）	2012/12/17
検索報告書	2013/10/10
拒絶理由通知書 拒絶理由条文コード（22 第 29 条第 1 項等）	2013/10/15
手続補正書（自発・内容）	2013/11/15
意見書	2013/11/15
特許査定	2013/12/03
登録料納付	2013/12/16

3. 選択理由

筆者が担当し出願書類と中間応答書類を作成した特許出願である。なお、最初の手続補正書は誤った発明者を記載してしまったためであり、代理人変更届は社内代理人に変更があったためである。

A-2. 課題(第2回)

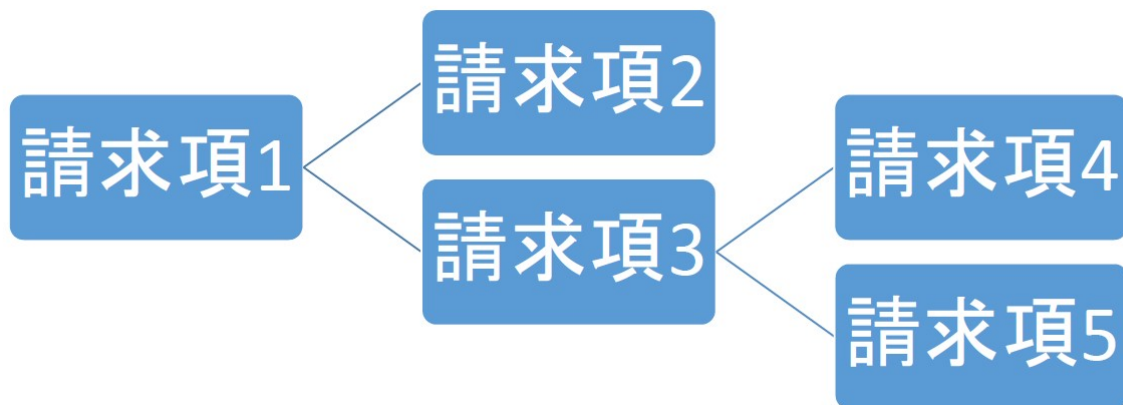
1. クレームチャート

請求項1

項目	構成要件
A	カメラ本体と、
B	前記カメラ本体の側面と背面の接線近傍に設けられた回転軸に軸支され、前記回転軸を中心に前記カメラ本体の側面から前記カメラ本体の背面まで移動可能な表示部と、を備えた、
C	ことを特徴とする撮像装置。

重要な項目は項目 B、特に下線部である。やや挑戦的な記載になっているが必要のない事項は記載されていない。また、さらに上位概念化することは困難であろう。

2. クレームツリー



- 請求項1 : 独立 表示部が移動可能
 請求項2 : 従属 表示部の表示面の向きを限定
 請求項3 : 従属 表示部に第二の回転軸を導入
 請求項4 : 従属 第二の回転軸の位置を限定
 請求項5 : 従属 表示部の表示面の反対面を曲面に限定

少なくとも請求項2までの限定は必須であろう。請求項3～5は撮影状態において表示部の角度を上下方向に調整可能とするために必要であるが必須ではない。

A-3. 課題(第3回)

請求項1

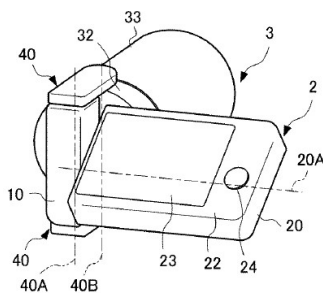
項目	構成要件	引用文献1(特開2009-239622)
A	カメラ本体と、	○
B	前記カメラ本体の側面と背面の接線近傍に設けられた回転軸に軸支され、前記回転軸を中心に前記カメラ本体の側面から前記カメラ本体の背面まで移動可能な表示部と、を備えた、	相違点：回転軸をカメラ本体の側面と背面の接線近傍に設けることは不開示であるが具体的設計であって容易
C	ことを特徴とする撮像装置。	○

拒絶理由通知書備考欄(下線筆者)

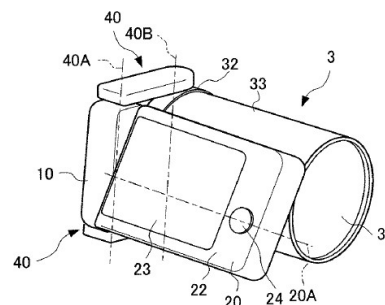
「引用文献1（特開2009-239622号公報）【特許請求の範囲】【0033】【0035】他）における「レンズ部」は、請求項1に係る発明における「カメラ本体」に相当すると認める。また、引用文献1における「ボディ部」を構成する「第2ボディ部」は、「表示部」が設けられるものであって、請求項1に係る発明における「表示部」に相当すると認める。引用文献1には、「レンズ部の延出方向が前記ボディ部の延出方向に対して略平行となる状態と、レンズ部の延出方向が前記ボディ部の延出方向に対して略直角となる状態と、を選択的に取」という変形を「当該ボディ部の延出方向に交差する方向を回転軸として、前記ボディ部に回転可能に設けられたレンズ部と、を備え」る構造によって実現するカメラが記載されていると認めるところ、上記変形を行うための回転軸の具体的設計として、レンズ部「側面と背面の接線近傍に設けられた」回転軸を採用することは、当業者にとって容易と認める。よって、請求項1に係る発明は、引用文献1記載の発明から当業者が容易に想到し得たものである。」

引用文献1(特開2009-239622)図面

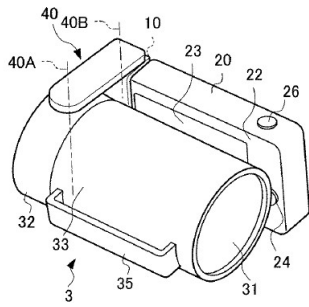
【図3】



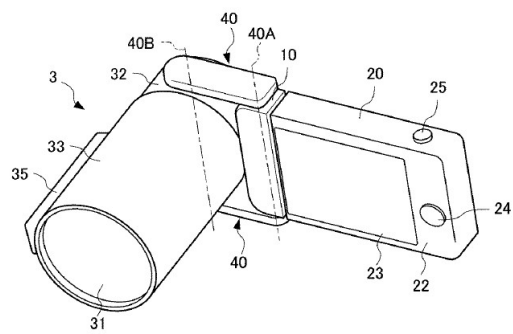
【図5】



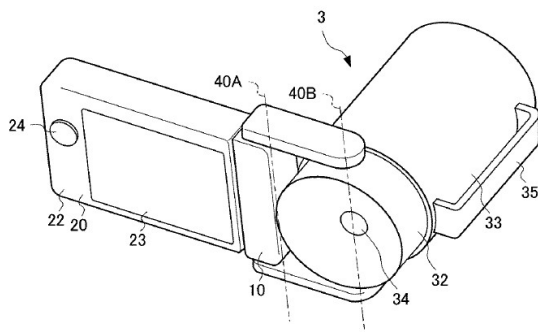
【図 4】



【図 6】



【図 7】



なお、検索報告書も存在する。

A-4. 課題(第4回)

1. 反論要旨

表示部が移動可能とする請求項1を表示部の表示面の向きを限定する請求項2で限定するとともに、撮影時における表示面の中央部がカメラ本体の光軸と重なる旨の限定を付した。「レンズ交換式デジタルカメラにおいては、プロフェッショナルあるいはハイアマチュアの使用も想定されるので、撮影時において、可動式液晶モニターの表示面の中心がレンズの光軸近傍に位置することが望ましい。」(本願明細書段落【0010】)



補正の根拠となる本願明細書の記載

【0042】

非撮影状態における図3(a)では、カメラ本体は、略直方体若しくは略円筒形状をなすので、かばん等に収納することが容易である。一方、撮影状態における図3(b)(c)では、一般的なレンズ交換式デジタルカメラと同様の外形に変化するので、撮影時の安定性を確保することができる。また、一般的なレンズ交換式デジタルカメラと同様に、背面の交換レンズの光軸近傍に可動式液晶モニター104の中心を配置することができる。」

2. クレームチャート(補正後)

請求項 1

項目	構成要件(下線補正部)	引用文献 1(特開 2009-239622)
A	カメラ本体と、	○
B	前記カメラ本体の側面と背面の接線近傍に設けられた回転軸に軸支され、前記回転軸を中心に前記カメラ本体の側面から前記カメラ本体の背面まで移動可能な表示部と、を備え、	相違点：回転軸をカメラ本体の側面と背面の接線近傍に設けることは不開示であるが具体的設計であって容易想到
C	<u>前記表示部が前記カメラ本体の側面にあるときは、前記表示部の表示面は前記カメラ本体の側面に対向し、</u>	請求項 2 記載の一部：引用文献 1 により容易想到、ただし、項目 D 後段導入のため必要
D	<u>前記表示部が前記カメラ本体の背面にあるときは、前記表示部の表示面は前記カメラ本体の背面と同じ向きであり、かつ、前記表示面の中央部は、前記カメラ本体の光軸と重なる、</u>	×
E	撮像装置。	○

クレームツリー(補正後)



- 請求項 1 : 独立 表示部が移動可能かつ表示面の中央部が光軸と重畳
- 請求項 2 : 従属 表示部に第二の回転軸を導入(出願時の請求項 3)
- 請求項 3 : 従属 第二の回転軸の位置を限定(出願時の請求項 4)
- 請求項 4 : 独立 請求項 1 にグリップ部を導入(新)
- 請求項 5 : 従属 グリップ部のスライド方向を限定(新)

進歩性違反に係る補正と同時にグリップ部のスライド機構を導入した新たな独立請求項を追加した。残念ながら、製品化には至らなかった。

